

ぐんまこどもビジョン2025



群馬県

はじめに

群馬県は、豊かな自然や暮らしやすい住環境など、子育てをするための様々な魅力にあふれています。これらの好条件が子育て世代に評価され、民間調査による移住希望地ランキングでは、2023年に全国第2位、2024年には堂々の全国第1位に選ばれました。

一方、本県においても少子化は急速に進んでおり、社会基盤や社会制度の維持のためにも、少子化対策は喫緊の課題となっています。少子化のトレンドを反転させるためには、安心してこどもを産み育てられる環境の整備が必要であり、こども・子育て施策の充実が、これまで以上に重要となっています。

群馬県では、これまでも「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」に基づき、少子化対策や子育て支援、青少年健全育成、子どもの貧困対策、虐待の防止等を一体的に推進してまいりました。このたび、こどもの声や意見を大切にしていこうという気運の高まりを背景に、こどもの権利を更に重視した後継計画として策定したのが、この「ぐんまこどもビジョン2025」です。

この計画では、こども・若者にとっての最善の利益を優先し、「こどもたち一人一人が大切にされ、全ての人がこどもの育ちを支える社会」の実現を目指します。また、ライフステージごとの切れ目のない支援に取り組むため、新たな群馬モデルとなる施策パッケージ「こどもまんなか推進プログラム」と一体となり、こども・子育て施策を強力に推進します。

こどもや子育てに関わる全ての人が幸せを実感できるよう、ともに力を合わせ、取り組んでいきましょう。



令和7年3月

群馬県知事

山本 一太



目次

I 総論

1 計画策定の趣旨	2
(1)計画策定の経緯	
2 計画の位置づけ	4
(1)法令上の位置付け等	
(2)新しい計画で目指す社会の姿と基本理念(基本方針・施策体系図)	
3 計画の推進体制	7
(1)こども・若者の意見反映	
(2)市町村との連携、官民共創	
(3)有識者会議、評価・検証	
(4)こどもまんなか推進プログラムの策定	
4 こどもたちを取り巻く環境	13
(1)こどもの数の減少	
(2)出産・子育てをめぐる環境の変化	
(3)保育ニーズの変化	
(4)こどもの貧困	
(5)ひとり親の現状	
(6)困難を有する子ども・若者の現状	
(7)多文化共生・共創社会の実現に向けて	

II 各論

5 具体的施策の展開	
基本方針1 全てのこどもの将来にわたるウェルビーイングの保障【ライフステージ共通】	22
基本方針2 「はじめの100か月」を社会全体で支える【こどもの誕生前～幼児期】	58
基本方針3 心身の健やかな成長と自己肯定感を高めるための環境を整える【学童期・思春期】	65
基本方針4 可能性を伸ばし、希望する将来の実現を応援する【青年期】	82
基本方針5 こどもの育ちを支える大人への支援【子育て当事者】	90

III 資料編

1 数値目標一覧	101
2 策定体制と意見聴取状況	105

■別冊「群馬県第3期子ども・子育て支援事業支援計画」

コラム索引

◇目指す社会の姿を考える・「クリエイティブな人生(くらし)とは？」	9
◇「不登校」を経験したこども、保護者からのメッセージ	20
◇「こどもの権利条約」・「こども基本法」って何？	26
◇県職員の男性育休取得促進	98

I 総論

✓ この計画では、原則「**こども**」と表記し、

年齢によってサポートが途切れないよう、ライフステージ全体を見通した内容で構成します

ただし、以下の場合には、「子ども」「児童」「生徒」「青少年」などを使い分けています。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の経緯 ～国の動き～

少子化の進行や人口減少は歯止めがかからず、また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況が深刻化する中、国では、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を真ん中に据えて強力に進めていくことが急務であるとし、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法である「こども基本法」を制定しました。

そして、こどもが自立した個人として等しく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、大人が中心になっていた社会のかたちを「こどもまんなか」へと変え、こどもの最善の利益を図るための司令塔として「こども家庭庁」を設置し、政策を進めていくこととしました。

また、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を令和5年12月に閣議決定しました。

こども基本法

全ての子どもが健やかに成長し、自立した個人として幸福な生活を送れる社会の実現を目指し、基本理念や基本となる事項、国の責務等を定め、こども施策を総合的に推進する。

こども大綱

こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定める。

こども
まんなか

(1) 計画策定の経緯

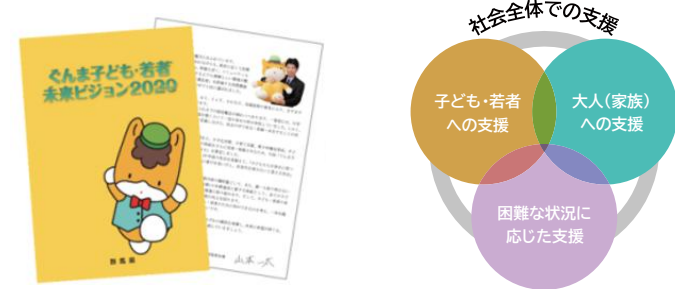
～これまでの県の取組と新しい計画の策定～

県では、こども・若者を巡る課題を一体的・効果的に解決するために、2020(令和2)年3月、「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」を策定し、結婚や子育ての希望実現、虐待防止や貧困の連鎖解消などにより、全てのこども・若者が等しく次世代に希望をつないでいけるよう、全力で取り組んできました。

こうした中、2023(令和5)年に施行されたこども基本法では、自治体においてはこども大綱を勘案した「こども計画」の策定に努めることとされたため、こどもの権利を更に重視した「ぐんまこどもビジョン2025」を策定します。

ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020

個別に対応してきた計画を、**国に先駆けて一つに束ね**、**「社会全体」で包み支え**、**一体的・効果的な課題解決**を図る



現行計画
(2020～2024)

ぐんまこどもビジョン2025

「こどもの権利」を更に重視し、
こどもを**「まんなか」**に据えた
群馬県のこども施策の”新たな羅針盤”として策定



新計画
(2025～2029)

2 計画の位置付け

- ✓ 新・群馬県総合計画の個別基本計画
- ✓ 「こども分野」における最上位計画

計画期間

5年間 *2025(令和7)年度～2029(令和11)年度

(1)法令上の位置付け等



	法令等	計画	関連指針等
①	こども基本法 第10条	都道府県こども計画	こども大綱
②	子ども・若者育成支援推進法 第9条第1項	都道府県子ども・若者計画	
③	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条	都道府県計画	
④	次世代育成支援対策推進法 第9条第1項	都道府県行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
⑤	子ども・子育て支援法 第62条第1項	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画	■放課後対策パッケージ ■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針
⑥	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条	自立促進計画	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
⑦	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(成育基本法) 第17条	母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針
⑧	群馬県青少年健全育成条例 第9条第2項	青少年健全育成基本計画	

(2)新しい計画で目指す社会の姿と基本理念



年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、
すべての県民が、誰一人取り残されることなく、
自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会

こどもビジョン2025 目指す社会の姿

こどもたち一人一人が大切にされ、
全ての人がこどもの育ちを支える社会
～未来を創る好循環～

基本理念

次代を担うこども・若者にとっての**最善の利益を優先**し、こどもや子育てに関わる全ての人が
幸せを実感できるよう、**当事者の声を聴きながら、ともに推進**します

基本方針1 全てのこどもの将来にわたるウェルビーイングの保障 【ライフステージ共通】

基本方針2 「はじめの100か月」を社会全体で支える 【こどもの誕生前～幼児期】

基本方針3 心身の健やかな成長と自己肯定感を高めるための環境を整える 【学童期・思春期】

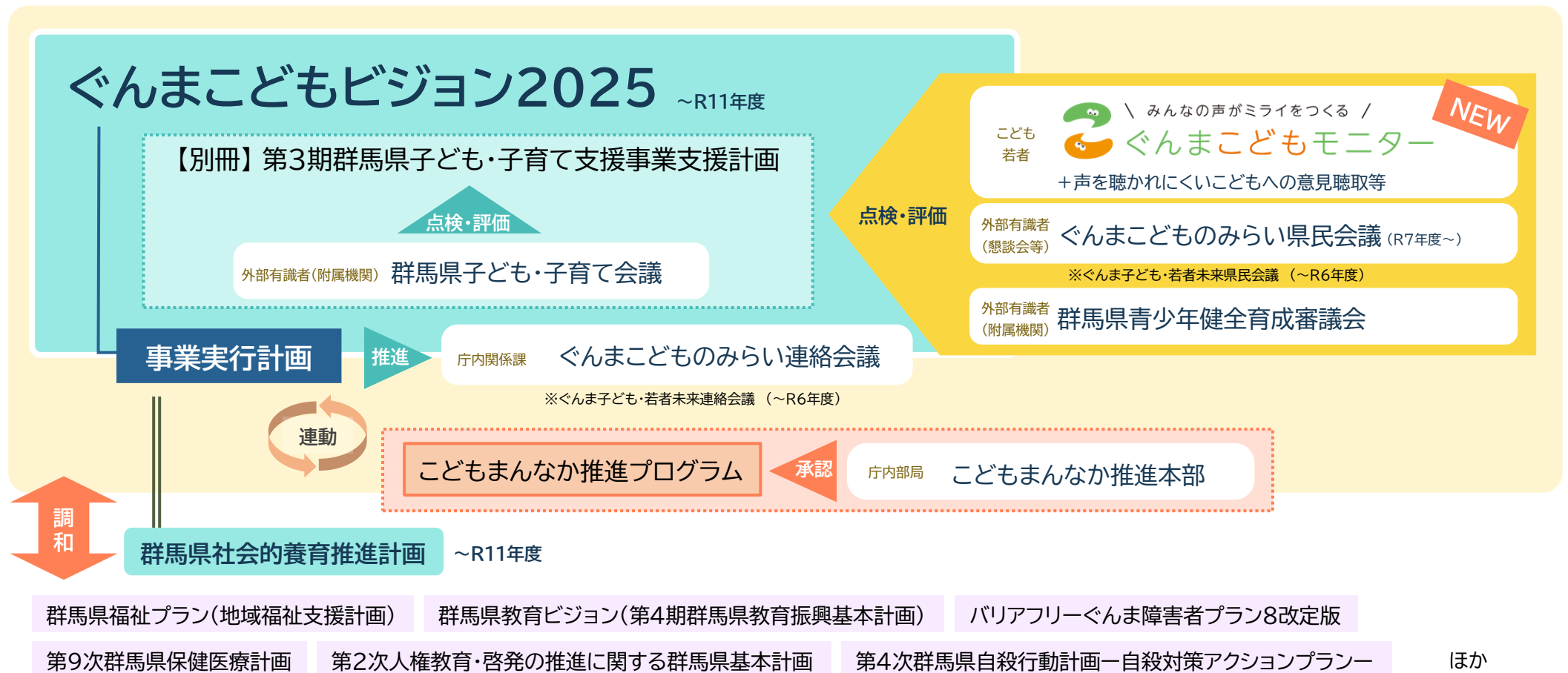
基本方針4 可能性を伸ばし、希望する将来の実現を応援する 【青年期】

基本方針5 こどもの育ちを支える大人への支援 【子育て当事者】

	基本目標	基本施策
基本方針1	全てのこどもの将来にわたるウェルビーイングの保障【ライフステージ共通】	
	(1) こどもの権利の理解と社会全体での共有	①こども基本法・こどもの権利条約の周知 ②人権啓発活動の推進と救済機関の周知
	(2) 非認知能力育成と活躍できる機会づくり	①遊びや体験活動の推進 ②こどもにやさしいまちづくり ③郷土の文化と異文化の理解・国際交流の促進 ④適性に応じた学びを深める機会の創出 ⑤ジェンダーギャップの解消 ⑥外国人のこども・若者とその家族への支援
	(3) 切れ目のない保健・医療の提供	①生涯にわたる健康支援 ②小児医療サービスの充実 ③慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援 ④医療的ケア児等への支援
	(4) 困難な状況にあるこども・若者への支援	①貧困による学びや生活上の困難の解消 ②障害のあるこども・若者への支援 ③虐待の根絶と養育環境の改善 ④自殺や犯罪からこども・若者を守る ⑤社会的に孤立している若者等への支援
基本方針2	「はじめの100か月」を社会全体で支える【こどもの誕生前～幼児期】	
	(1) 妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の提供	①妊娠・出産に関する正しい知識の普及と相談体制の強化 ②安全で安心できる出産と産前産後ケアの提供 ③乳幼児健診等の推進
	(2) 「愛着形成」と「遊び」を通じた成長の保障	①様々な状況に応じた幼児教育・保育の提供 ②幼児教育・保育の質の向上 ③幼児教育・保育人材の育成・確保
基本方針3	心身の健やかな成長と自己肯定感を高めるための環境を整える【学童期・思春期】	
	(1) 安心して過ごし学べる学校生活の充実	①健やかな成長を促す学びの提供 ②教員の働き方改革やICT活用促進 ③学びと地域の連携
	(2) 多様な居場所づくり	①こども・若者の視点に立った居場所づくり ②放課後等における居場所の充実
	(3) 性に関する教育や相談支援の充実	①発達の段階に応じた教育と適切な相談支援
	(4) 社会的な自立に必要な知識の習得	①主権者教育の推進 ②消費者教育と金融経済教育の充実 ③ライフデザインやキャリア教育の支援
	(5) 学校生活での様々な困難に応じた適切な対応	①いじめ防止対策と適切な対応 ②不登校のこどもへの支援 ③不適切な指導の防止や校則の見直し ④高校中退等の予防と中退後等の支援
基本方針4	可能性を伸ばし、希望する将来の実現を応援する【青年期】	
	(1) 高等教育の修学支援と教育の質の向上	①高等教育に係る経済的負担の軽減 ②高等教育段階で必要な教育の充実
	(2) 希望するライフキャリアの実現に向けた支援	①若者の就労支援 ②良質な雇用の創出と若者にとって魅力的な地域づくり ③結婚を希望する若者への支援
基本方針5	こどもの育ちを支える大人への支援【子育て当事者】	
	(1) 子育て当事者の不安や負担の解消	①切れ目のない経済支援の実施 ②ニーズに応じた子育て支援の充実 ③ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援
	(2) 共働き・共育での推進	①男性の家事・子育てへの主体的な参画の支援 ②企業等と連携した柔軟な働き方の推進

3 計画の推進体制

- ✓ 策定・実施・評価の各段階に、こどもや若者、子育て当事者の意見を反映しながら推進
- ✓ 毎年度、関連事業を一体的にまとめた「事業実行計画」を作成して施策展開
- ✓ 「こどもまんなか推進プログラム」と連動



(1)こども・若者の意見反映

- ✓ 計画策定の段階から、こども・若者の意見を聴き反映する取組を実施
- ✓ 計画に関連する各事業の実施に当たって、各所管課が関係団体等と連携して当事者からの意見聴取を推進

「ぐんまこどもモニター」制度



- 小学生～大学生世代まで約300名をモニター登録(R6年度)
- 計画に関連する様々な取組について、年間4回のオンラインアンケートを実施
- モニター同士がリアルに交流し意見を交わすイベントを開催

【ぐんまこどもみらいワークショップ2024】

こどもたち一人一人が大切にされるってどういうこと？をテーマにモニターが意見交換を行いました。

【ぐんまこどもみらいフォーラム】

ワイワイ考えよう！声からはじまるみんなのみらいをテーマに、参加型のディスカッションイベントを開催しました。

ぐんまこどもアンケート「教えて！あなたの意見」

- 声を聴かれにくい状況にあるこども・若者を対象に意見聴取を展開
- 個別の施策を念頭に、不登校経験者、経済的に困難な家庭のこども、外国にルーツを持つ生徒、障害のある生徒にアンケートを実施



統計的なアンケートによる課題・ニーズ把握

- こども・若者や子育て当事者等を対象に、各課題に応じた調査を複数実施
 - 県内の傾向や当事者のニーズを抽出し、計画に反映
- ▶ 詳細は、意見聴取状況(スライド106ページ)のとおり

コラム

目指す社会の姿

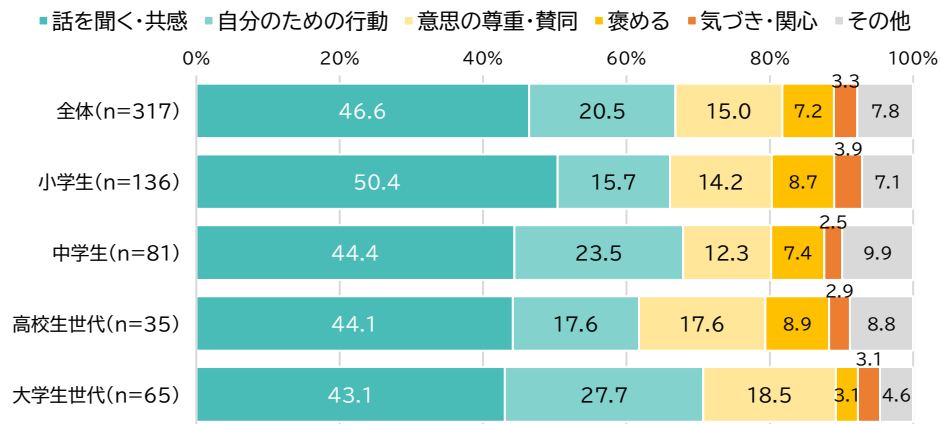
こどもたち一人一人が大切にされ、
全ての人がこどもの育ちを支える社会 ～未来を創る好循環～

を考える

周りの大人が、あなたやあなたの考えを大切にしてくれて 「よくわかってもらえた」と思うのはどんな時？

(令和6年度「ぐんまこどもモニター」第1回アンケートより 対象:小学4年生～大学生世代)

全ての年代で「話を聴く・共感」に関するコメントが最多で4割超！



ある小学生は「いいね、そうだよねって言ってくれた時」
だって。
意見を伝える、聴くって大事だね。
高校生・大学生世代では、進路や将来に関するコメント
が多くて、「自分の将来の選択を自由にさせてもらえる
ところ」という意見もあったよ！

こどもたち「一人一人が大切にされる」ということ？

(「ぐんまこどもみらいワークショップ2024」(2024/10/28日開催)より主な意見)



【自分の経験から思うこと】

- ・ お母さんが、自分の「これが嫌だ」という思いを聴いてくれること(小学生)
- ・ 自分の誕生日を祝ってくれること(小学生)
- ・ 送迎などをしてくれること(中学生)
- ・ 自分のために厳しく指導してくれること(中学生)
- ・ 気遣い。相手を気遣うことは自分に余裕や信頼関係がないとできない(高校・大学生)

【もっと広げていくための提案】

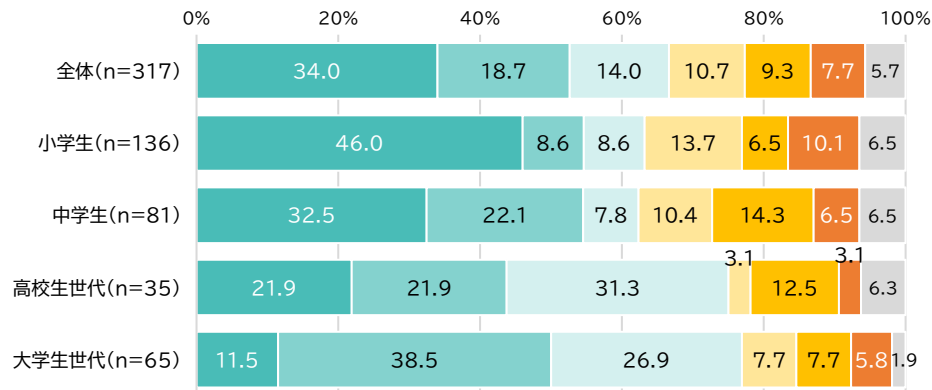
- ・ ほしいものを買ってもらえない子のために洋服などを渡す(小学生)
- ・ 反抗期でも親と関わったり、自分と似た趣味や年代の人と話す(中学生)
- ・ 気軽に相談できる場所、たくさんの人と関われる場所をつくる(中学生)
- ・ 金銭面で苦労しているこどもを支援する補助金などの制限を緩和(中学生)
- ・ 親子の時間を増やす。小さいころからの信頼関係が大切(高校・大学生)

「こどもだからこそできる！」と思うことは？

(令和6年度「ぐんまこどもモニター」第1回アンケートより)

- 小学生、中学生は「**運動・遊び**」が一番多く、特に小学生は多く4割超
- 中学生では「**柔軟で自由な発言・言動**」を挙げる人が増加
- 高校生世代以上では「**夢・挑戦**」が多くなり、高校生世代では最多

■運動・遊び ■柔軟で自由な発言・言動 ■夢・挑戦 ■その他 ■自由時間・余暇 ■遊び・学校 ■甘え・保護



【こんな声がありました】

- ・ 公園でみんなで元気に遊ぶこと(小学生)
- ・ どんなこともできるとして何事もチャレンジすること(小学生)
- ・ 学校へ行って学べること(小学生)
- ・好きなことをいろいろ勉強すること(中学生)
- ・ 誰かに頼りっきりになることはこどもの特権だと思う(高校生世代)
- ・ 自分の進路やあり方について、周りの考えにとらわれず、ゆっくり自由に考えること(高校生世代)
- ・ スポーツもこどもの頃ならあまり怖がらずにできることも多いと思う(大学生世代)



群馬県は、

人々がワクワクするような
人生(くらし)の実現

を思い描いています

「クリエイティブな人生(くらし)」とは？

- 「クリエイティブ」とは、個性的な発想や表現ができること、独創性をもつことを意味します。
- 自分の好きなことや興味のあることに没頭し、新しいものを生み出したり、問題を解決したりするような人生(くらし)。
- 県では、クリエイティブと日常生活が融合し、人々がワクワクするような人生(くらし)の実現を目指しています。

群馬県は、こどもたちの
「これやりたい」「こうなりたい」を応援するよ！



(2)市町村との連携、官民共創

- ✓ 県と市町村が、常に意見交換を行いながら、連携・協力して地域の実情に応じた施策の推進を図ります。
- ✓ こども施策の推進には、行政のみならず、県民、企業、支援団体等、こどもに関わる全ての主体が、それぞれの役割を果たしながら、連携・協働していく必要があります。

特に、子育て支援、母子保健、義務教育等、こどもを支える「現場」である市町村に対して、各地域のニーズを踏まえた積極的な支援を行います。

こどもや養育者を支援する様々な分野の団体等と基本理念を共有し、地域全体で、課題解決に向けた支援を充実させます。

(3)有識者会議、評価・検証

- ✓ 基本施策ごとに設定する数値目標については、指標を参照しながら進捗を管理します。
- ✓ 次の協議の場で意見を聴いて評価・検証を行い、関係部局で課題を共有するとともに、必要な見直しを行います。

審議機関名称	内容
ぐんまこどものみらい県民会議	こども・若者に関係する団体や民間の有識者、公募委員で構成し、こども・若者の育成や子育て支援の充実、少子化対策の推進について広く意見を聴く。
群馬県子ども・子育て会議	子ども・子育て会議条例に基づき、子育て当事者や子育て支援当事者の参加を得て、子育てに関する施策の立案・実施に必要な調査審議を行う。
群馬県青少年健全育成審議会	青少年健全育成条例に基づき、教育、福祉、雇用、保健・医療等の有識者で構成し、青少年健全育成に係る調査審議を行う。

(4)こどもまんなか推進プログラムの策定

✓スピード感を持って計画を推進するため、群馬モデルとなる
施策群「こどもまんなか推進プログラム」を策定！（2025（令和7）年3月）

「こどもまんなか推進チーム」の発足と活動

子育て世代の声を反映させるため、庁内の20～40代の若手職員で構成された「こどもまんなか推進チーム」が2023（令和5）年度に発足しました。

チームでは、群馬県の少子化の現状について、出生数と婚姻数の推移を地勢的な観点を含めて、その特徴を把握するとともに、少子化の主な要因である有配偶率と有配偶出生率の改善に向けて、合計特殊出生率や婚姻率と相関の強いデータを抽出し、そのデータにおける群馬県のポジションを把握しました。また、データ分析だけでなく、少子化に対する具体的な県民ニーズに係るデータを踏まえて、県が取り組むべき課題と施策の方向性を検討しました。

「こどもまんなか推進プログラム」について

新たな群馬モデルとなる施策の検討に当たっては、子育て世代の目線に立ち、課題ベースに立ち返って検討することとし、課題・問題点とその要因を細分化したロジックツリーで整理しました。チームで検討を進めた「こどもまんなか推進プログラム骨子」は、こども・子育て施策の意思決定を行う機関である「こどもまんなか推進本部」で承認・決定されました。

「こども施策」の対象は、こどもや子育て当事者、若者とされています。その果実は結果として全ての県民にもたらされ、県民の幸福度向上に大きく寄与するものと考えています。「こどもまんなか推進プログラム」は、庁内の若者世代の声が反映され、新たなこども・子育ての施策群（＝群馬モデル）として構成されています。



渋川市社会福祉協議会「だれでも広場」、
任意団体「だれでもバザー」の視察

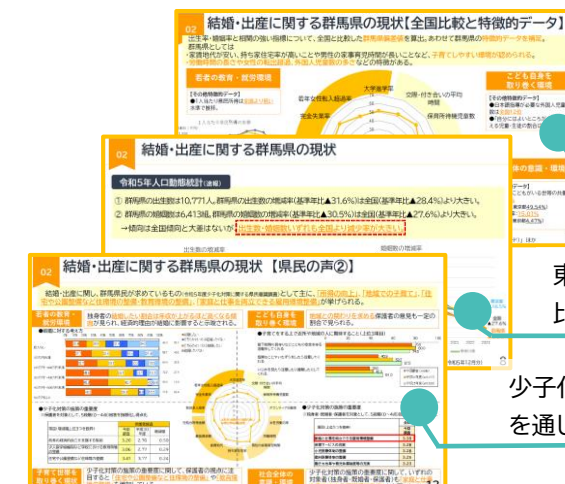


放課後児童クラブ
「YMCAアフタースクールCoCon」視察



グループディスカッション

こどもまんなか推進プログラム骨子抜粋



都道府県の偏差値をもとに群馬県の優位性を検証

東京及び近県の出生数等を比較検証

少子化対策に関する県民意識調査を通じた生の声を分析

4 こどもたちを取り巻く環境

(1) こどもの数の減少

群馬県の出生数は、第2次ベビーブームのピーク以降、一貫して減少傾向にあり、2023(令和5)年は9,950人と過去最少となっています。

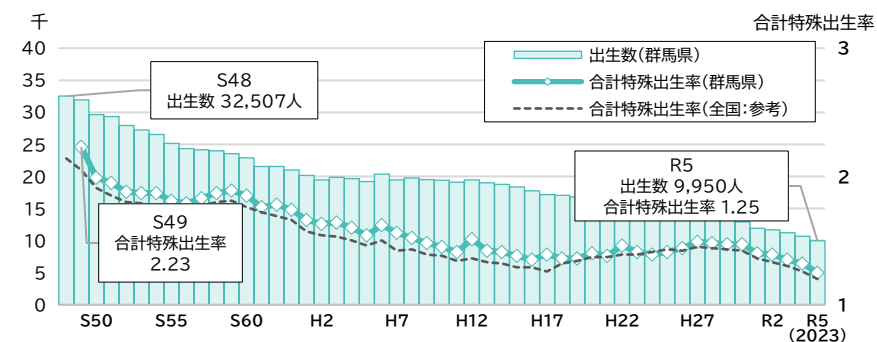
また、合計特殊出生率は人口置換水準の2.07を下回り、ここ数年は概ね横ばいとなっていました。令和5年は過去最低となる1.25でした。

少子化の大きな要因である婚姻数の推移をみると、年々減少を続けており、2023(令和5)年は戦後最も少ない6,220件となりました。

県では、結婚を社会全体で応援する機運の醸成を図る施策や、民間企業と連携し結婚を希望する若者に出会いの機会を提供する取組等を積極的に進めてきました。

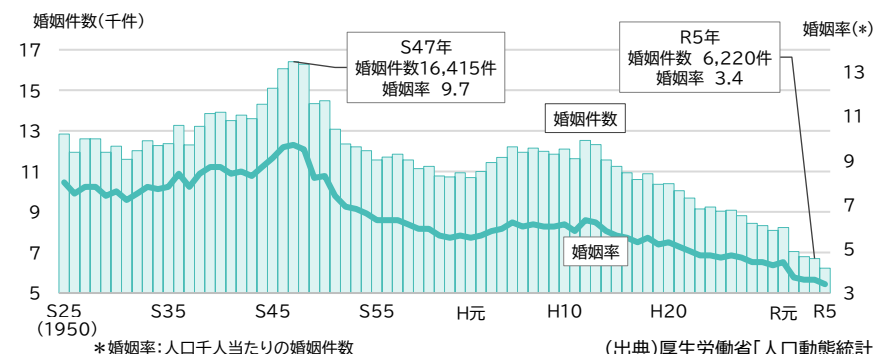
今後は、価値観が多様化する社会の中で、若者がキャリア形成のほか、結婚や妊娠・出産、子育てなどの将来を主体的に選択できるよう、早い段階からのライフデザイン支援等に取り組むとともに、若者が家族形成を選択肢として考えられるよう環境を整備していく必要があります。

● 出生数(群馬県)と合計特殊出生率(群馬県、全国)の推移



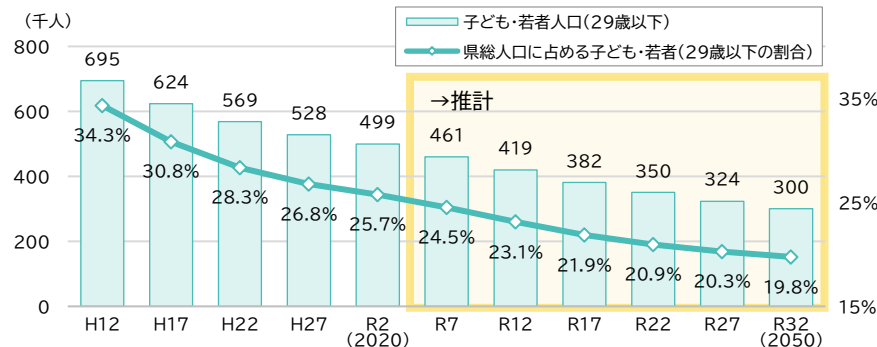
(出典)厚生労働省「人口動態統計」

● 婚姻件数と婚姻率(*)の推移(群馬県)



(出典)厚生労働省「人口動態統計」

● 子ども・若者(29歳以下)人口と県人口に占める割合の推移(群馬県)



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(R5年推計)

(2) 出産・子育てをめぐる環境の変化

晩婚化、就業形態の変化、核家族化など、出産、子育てをめぐる環境が大きく変化しています。

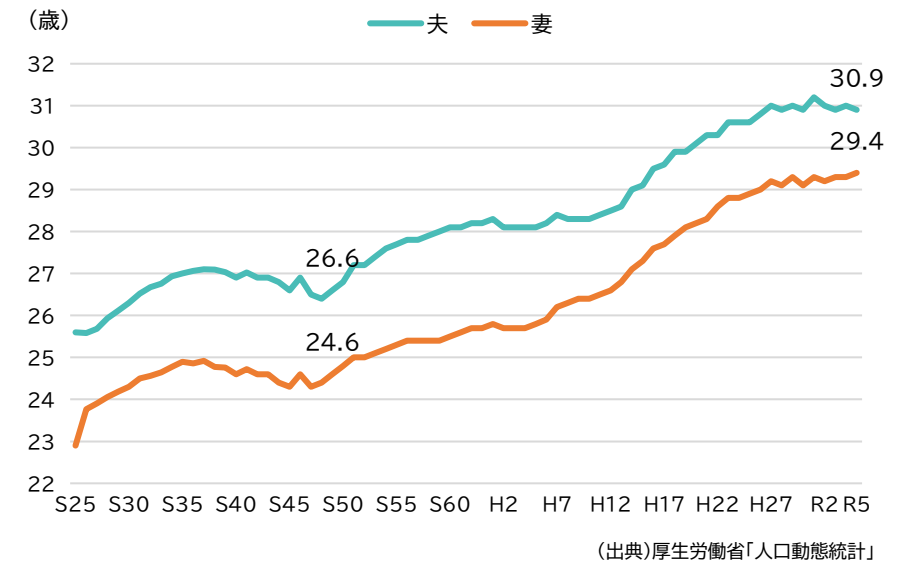
平均初婚年齢は、1974(昭和49)年からの約50年間で、夫は4.3歳、妻は4.8歳上昇し、2023(令和5)年は、夫30.9歳、妻29.4歳となり、第1子の出産年齢も、1995(平成7)年からの約30年間で3.1歳上昇し、2023(令和5)年は30.4歳となるなど、晩婚化・晩産化が進んでいます。

また、厚生労働省「人口動態調査(2022(令和4)年)」によると、群馬県の分娩件数(出産(出生及び死産)をした母の数、母の住所地による)は10,822件で、2016(平成28)年の13,817件と比べ21.7%減少し、分娩取扱施設数(助産所を含む)も、2023(令和5)年4月現在32施設であり、2017(平成29)年の39施設から7施設減少しています。県「保健医療に関する県民意識調査(2022(令和4)年)」によると、「不足している医療分野」について、回答者全体の26.4%が「産科」と回答しています。特に20代女性では41.1%、30代女性では58.0%と、高い割合を占めており、周産期(出産及びその前後の期間)の医療に対する県民ニーズは高くなっています。

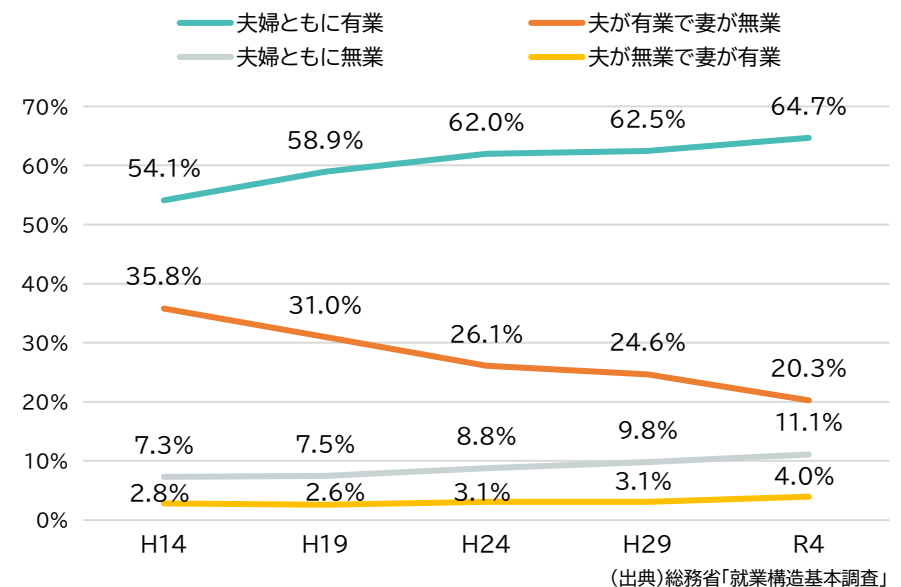
さらに、こどものいる家庭のうち、専業主婦世帯の割合は全体の20%まで減少し、共働き世帯が約65%となっています。

若い世代の、出産や子育てに対する身体的負担や精神的な不安感が高まっていく中で、全ての県民が安心して妊娠、出産、子育てに向き合い、健やかに成長できるよう、医療・保健・教育・福祉など幅広い関係機関が連携し、切れ目のない支援体制を整備していくことが重要です。

● 平均初婚年齢の推移(群馬県)



● こどものいる世帯の夫婦の就業状況(群馬県)



(3) 保育ニーズの変化

待機児童解消加速化プランや新子育て安心プランの実施等により、待機児童対策は大きく進展しました。また、2019(令和元)年10月から国の幼児教育・保育の無償化施策によって、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全てのこどもたちの利用料が無償化され、保護者の経済的負担の軽減が図られました。

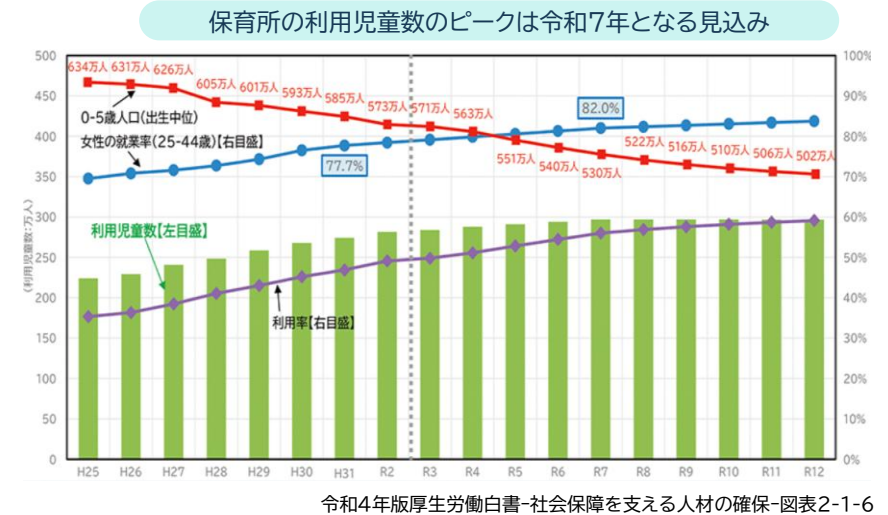
就業する女性の増加等により、これまでは少子化社会においても保育のニーズは高まっていたましたが、人口減少に伴い、保育のニーズは2025(令和7)年をピークに漸減する見込みです。

※県内の地域別の需要に応じた教育・保育サービスの提供体制については、「ぐんまこどもビジョン2025 別冊：第3期群馬県子ども・子育て支援事業実施計画」に詳細を記しておりますのでご参照ください。

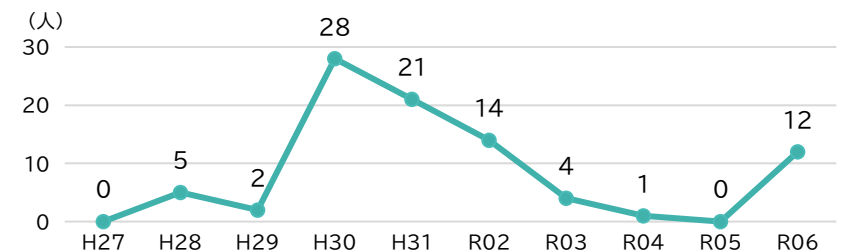
県では、これまでの「量の確保」から「質の確保」へ転換し、医療的ケア児、障害児、外国にルーツを持つこどもなど、多様なニーズに対応した質の高い保育の確保が課題となっています。

さらに、2026(令和8)年度から保護者の就労要件を問わず、保育施設が利用できる「こども誰でも通園制度」も開始される予定です。

● 保育所の利用児童数の今後の見込み

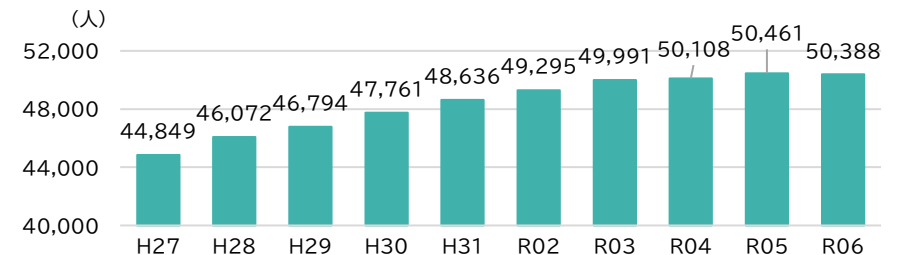


● 待機児童数の推移



出典「保育所等利用待機児童数調査」

● 保育所等定員数の推移



出典「保育所等利用待機児童数調査」

(4)こどもの貧困

2023(令和5)年度に県が実施した子どもの生活実態調査では、世帯収入の水準や世帯の状況(親の婚姻状況等)によって、こどもが学習・生活・心理など様々な面で影響を受けており、特に、収入が低い水準の世帯やひとり親世帯が親子ともに多くの困難に直面していることが分かりました。

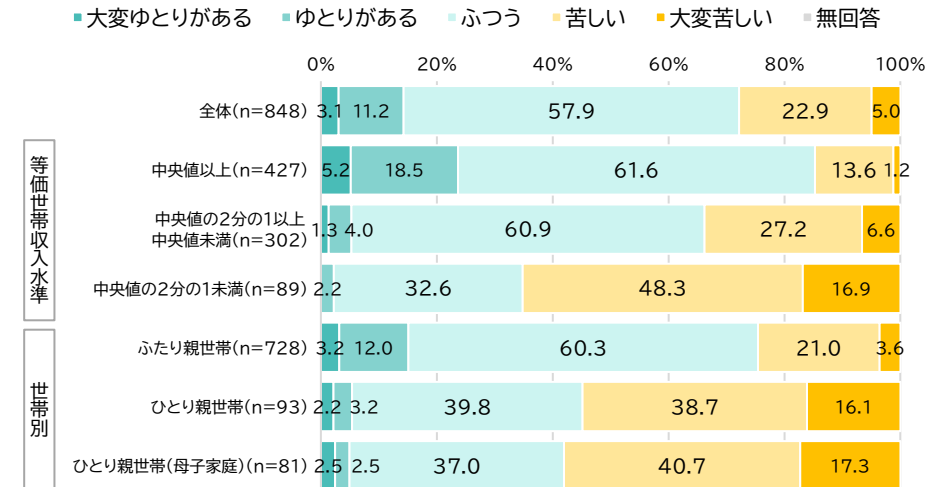
2024(令和6)年6月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正されました。その基本理念では、こどもの年齢及び発達の程度に応じたこどもの意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを目的に、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進することが定められています。

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切り、貧困による困難をこどもたちが強いられることがないような社会をつくることが求められています。

(用語解説)

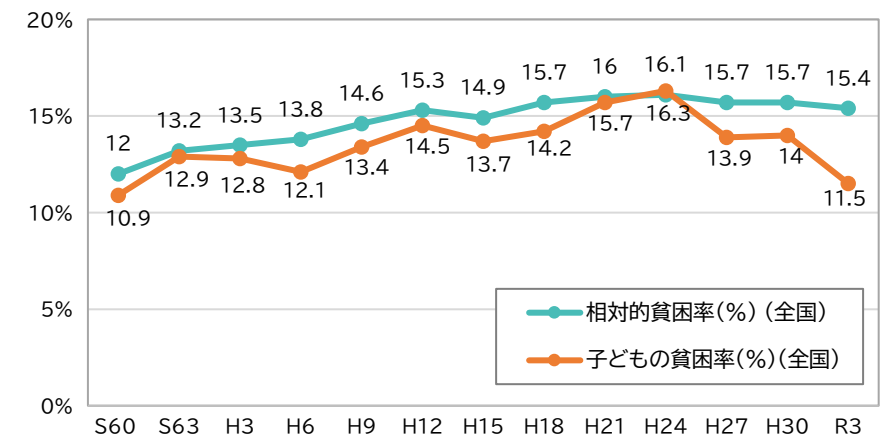
■相対的貧困率:世帯所得が全世帯の中央値の半分未満である世帯の比率

●「暮らしの状況」に関する集計結果



(出典)県子どもの生活実態調査(令和5年度)

● 相対的貧困率と子どもの貧困率の推移(全国)



出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」

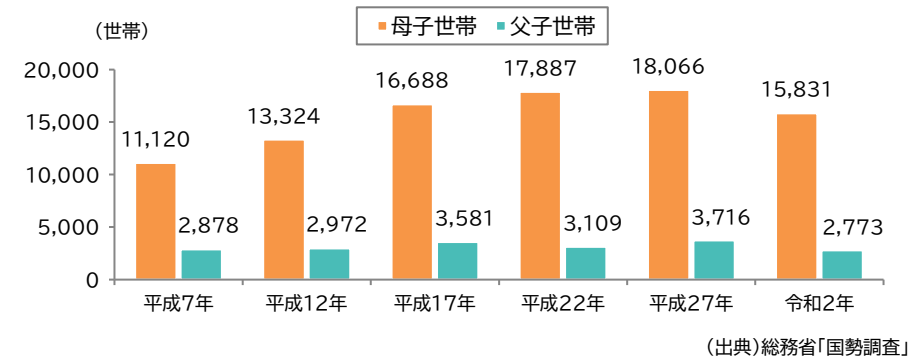
(5)ひとり親の現状

県内のひとり親世帯数は、2020（令和2）年の国勢調査では、18,604世帯（母子世帯15,831世帯・父子世帯2,773世帯）と、2015（平成27）年の21,782世帯（母子世帯18,066世帯・父子世帯3,716世帯）と比較して14.6%の減少となっています。

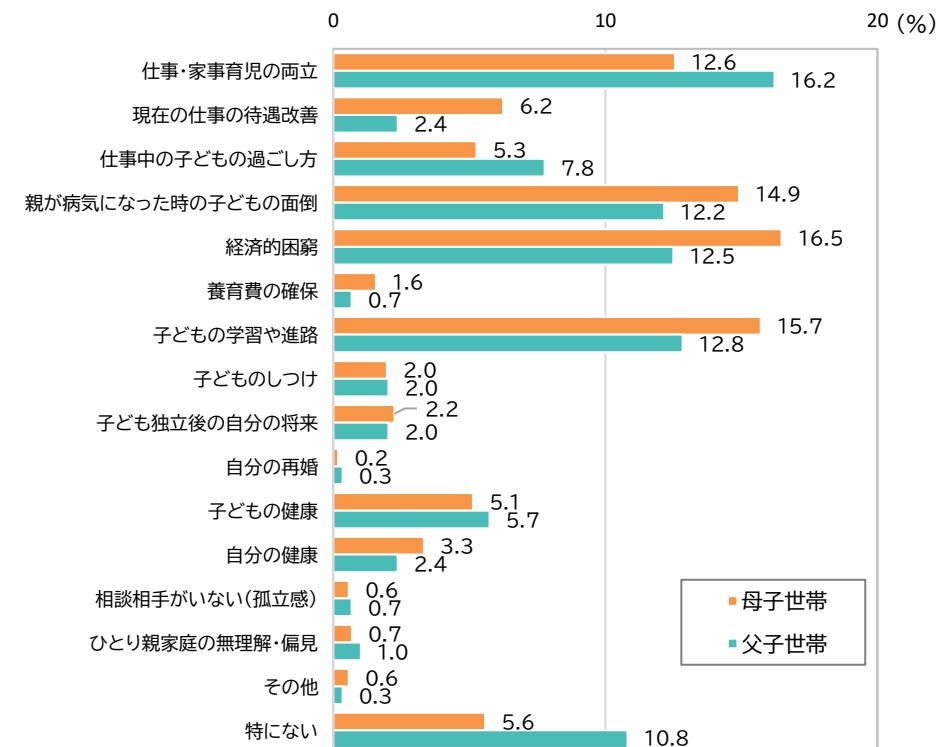
令和3年度県ひとり親世帯調査によると、「現在、不安や悩みを最も強く感じていること」について、母子世帯では「経済的困窮」が16.5%で最も高く、次いで「子どもの学習や進路」が15.7%、「親が病気になった時の子どもの面倒」が14.9%となっています。父子世帯では「仕事・家事育児の両立」が16.2%、次いで「子どもの学習や進路」が12.8%、「経済的困窮」が12.5%となっています。また、母子世帯の6割が養育費を受け取っておらず、このうち約3割が養育費の取り決めをしなかったことを後悔しています。

こうしたことから、県では、ひとり親が安心して子育てをしながら、より安定した就業により経済的に自立し、こどもたちがそれぞれの夢に挑戦できるよう様々な支援を行っていく必要があります。

● ひとり親世帯数の推移（群馬県）



● 現在、不安や悩みを最も強く感じていること

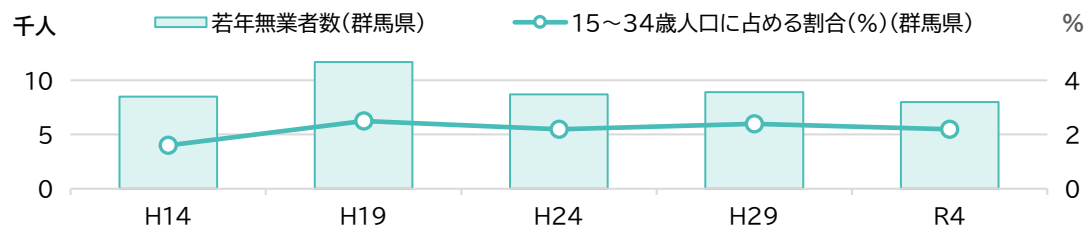


(6) 困難を有する子ども・若者の状況

子ども・若者をめぐる環境が急速に変化している中で、県内の若年無業者(15～34歳)は約8,000人(2022(令和4)年度)、不登校児童生徒数は小学校が1,721人、中学校が3,059人、高等学校が1,203人、高校中途退学者数が786人、中学校卒業時進路未決定者数が201人(いずれも2023(令和5)年度)、全国のひきこもり(15～39歳)の出現率は2.05%(2022(令和4)年度)となっており、子ども・若者が抱える様々な困難や課題が重なり合って、ニート、不登校、高校中退、ひきこもりなどの形態で表出している現状があります。

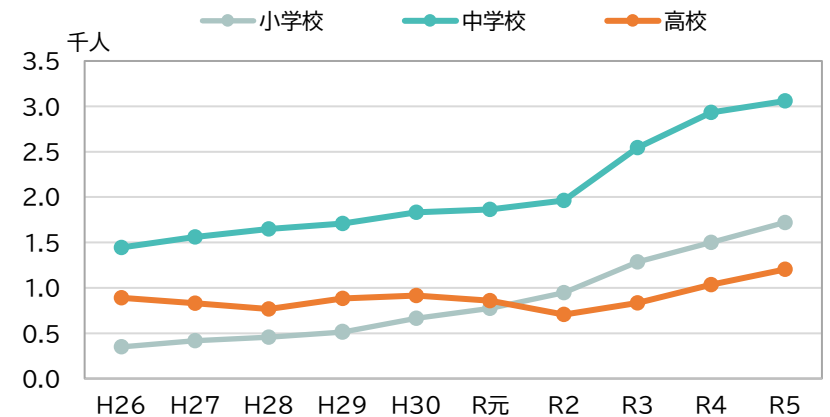
従来の個別分野における縦割りの対応では限界があるため、県では、子ども若者支援協議会を設置し、各支援機関のネットワークづくりを行ってきました。今後も、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するとともに、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者を支援するためのネットワークを充実させていく必要があります。

● 若年無業者数(群馬県)の推移



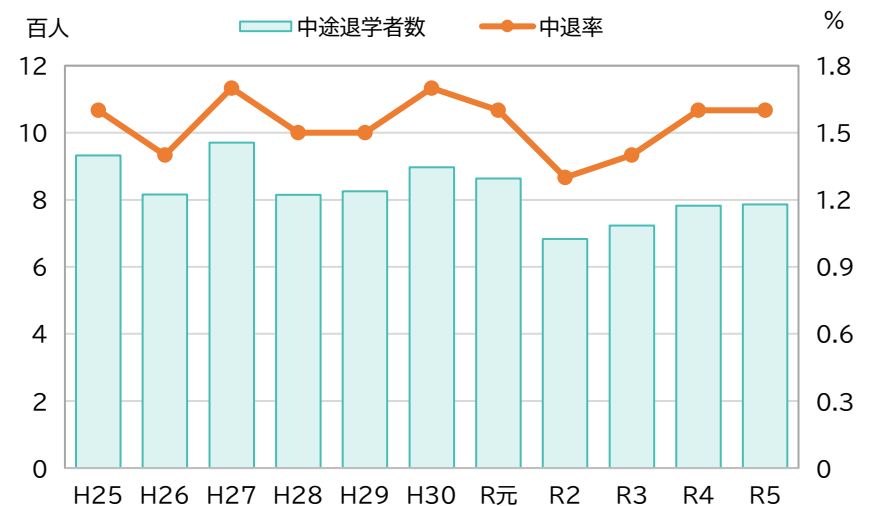
(出典)総務省「就業構造基本調査」

● 不登校児童生徒数の推移(群馬県)



(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

● 高等学校の中途退学者数の推移(群馬県)



(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(7)多文化共生・共創社会の実現に向けて

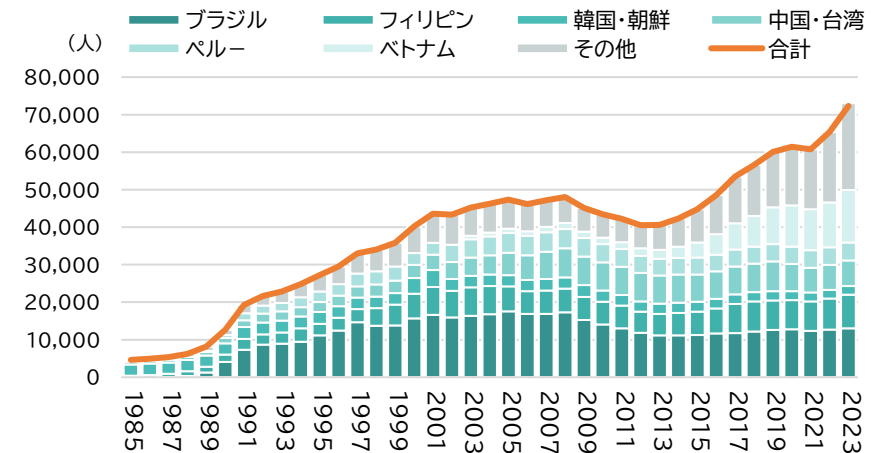
県では、2021(令和3)年に施行した多文化共生・共創推進条例に基づき、2022(令和4)年に多文化共生・共創推進基本計画を策定しました。「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての県民が誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」の実現を目指しています。そのためには、多様な文化と価値観を持つ多くの外国人県民を「仲間」として受け入れ、共生・共創を図っていくことが不可欠です。

未来を担うこどもたちが、幼少期から多様な価値観に触れ、多文化を身近に感じられるよう、日本人と外国人が交流できる機会を提供しています。

また、外国人児童生徒等が、社会との関わりの中で、課題を解決しながら、自分らしく生きる力を育むことができるよう、キャリア教育支援にも力を入れています。

多文化共生・共創社会の実現のためには、次世代のこどもたちの育成や、外国人住民が主体となって活動し、あらゆる主体と協働して活躍できる環境づくりを進める必要があります。

● 外国人県民数の推移(国籍別)



(出典)県ぐんま暮らし・外国人活躍推進課調べ



多文化共生イベント「からっかぜパーク」



インターンシップ報告会(キャリア教育支援の一環)

コラム

「不登校」を経験したこども、保護者からのメッセージ

不登校から一歩踏み出せたのはなぜ？

(県「ぐんまこどもアンケート『教えて！あなたの意見』(令和6年度) 対象:不登校経験者9人)

- ・ 学校を卒業して気持ちを入れ替えたことで動けた。
- ・ 引越しをして新しい中学校に行ったことで登校頻度は少し多くなったと思います。
- ・ 高校に入って環境が変わってから。
- ・ 同じ学校だった人が居ないような高校を選んだことです。
- ・ 好きな人ができた。
- ・ 塾(フリースクール)に通うようになったこと。勉強ではなくただただ趣味に打ち込み続けて心の余裕を作ったことで勉強にもう一度向き合えた。
- ・ 先生や親から適応指導教室(ふれあい教室)を勧められて、だんだん気持ちが楽になった。
- ・ この先社会に出るとなったとき、今のままではだめだと自分と学校に向き合ったこと。

こどもたちから、同じような境遇のこどもたちへ

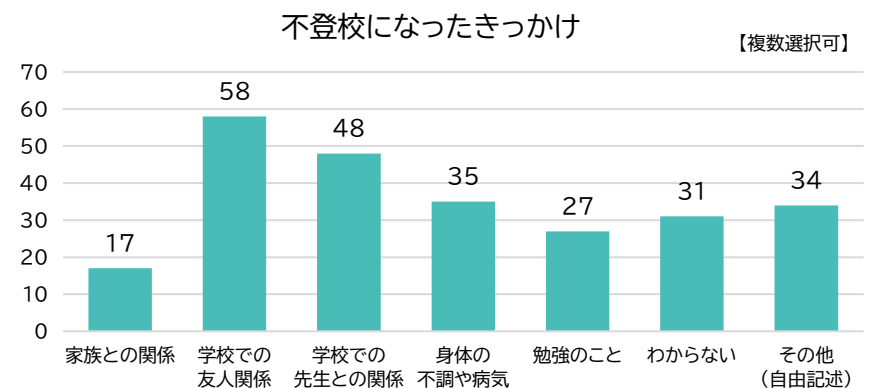
- ・ 環境を変えてみるのが僕は大切だと思います。嫌なことから逃げてもいい時もある。
- ・ 自分を大切にしてくれてる人、サポートしてくれてる人に感謝して、少しずつやってみる。今学校に行かなくて悩んでいても、環境などが変わり頑張ろう！と気持ちが変わることもあるから今自分ができることをコツコツ頑張るといいと思った。



抱えている不安にどうしたらいいのかわからないと心を閉ざしてしまうことがあります。でも、身近な誰かに話を聞いてもらえると気持ちが少し楽になります。

お子さんが不登校になったきっかけ

(県「我が子の不登校を経験した親御さんに対するアンケート調査」(令和6年度) 対象:保護者131人)



保護者から、同じような境遇の保護者・支援者へ

【保護者へ】

- ・ 学校に行くことがゴールじゃなくて、こどもが笑顔を取り戻し、自分のやりたいことを見つけられれば、それで良いのではないかと思います。
- ・ 思いがけない病気にかかっている場合もあるので、親御さんだけで悩まず、学校の先生、医療機関の先生方にご協力いただきながら進んで行くことが大事だと思います。

【支援者へ】

- ・ 不登校経験者が進学したり、社会人として活躍できることを伝えていただけると有り難いです。
- ・ 悩んでいる人が相談できる機会を増やしてほしいです。
- ・ 前向きな選択肢を多くの保護者に案内してあげてほしいです。

II 各論

- ✓ 各基本施策に記載の数値目標について、目標値が計画終期(2029(令和11)年度)以外の場合は、期限を記載しています。

全てのこどもの将来にわたるウェルビーイングの保障

【ライフステージ共通】

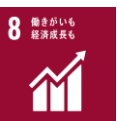
ライフステージを通じて縦断的に実施すべきものや、全てのライフステージに共通する事項について、幸福度向上を目指して様々な施策に取り組んでいきます。

基本目標	大切な視点
(1)こどもの権利の理解と社会全体での共有	2023(令和5)年4月に施行されたこども基本法を踏まえ、こどもが権利の主体であることを念頭に、こどもが意見を表明できる環境づくりが重要となっています。
(2)非認知能力育成と活躍できる機会づくり	- ねばり強さ、共感、好奇心、感情コントロール等の非認知能力は、健康的で、幸せで、目標のある人生を送るために役立ちます。また、学習指導要領においても、急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力として、知識や技能だけではなく非認知能力を育むことが重要とされています。 - 新たな価値を生むことで富が得られる時代には、「自分の頭で考え、他人が目指さない領域で動き出し、生き抜く力を持つ人」(始動人)が求められています。誰もが持っている始動人の「かけら」を育てていくことが重要です。 - 性差や文化的違いにとらわれず、スポーツ・芸術文化体験や地域づくりなどを通して活躍できる機会づくりが求められています。
(3)切れ目のない保健・医療の提供	- 男女ともに、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促す「プレコンセプションケア」の考えが重要です。 - 障害児や医療的ケア児が地域で安心して暮らせるよう、保健・医療と福祉の連携が一層必要となっています。
(4)困難な状況にあるこども・若者への支援	- 貧困の状況にある家庭のこどもは、食事や学びなど、生活の様々な面で制約を受けています。健やかに育つ環境を整備するなど、こどもの貧困対策を総合的に推進していくことが重要です。 - こどもへの重大な人権侵害である児童虐待は依然として増加傾向にあります。虐待の予防や早期発見・早期対応のため、家庭及び養育環境の支援が求められています。 - 障害のあるこどもの将来の自立と社会参加を実現するため、一人一人に合った教育や安心・安全に生活できる環境整備が重要です。

(用語解説)

■ウェルビーイング(Well-Being):国では、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態」と定義。

■非認知能力:「失敗を恐れない心」や「人と関わる力」、「自分で考え、行動する力」等、客観的な点数にしにくい能力のこと



基本方針1 全てのこどもの将来にわたるウェルビーイングの保障 【ライフステージ共通】

\\ ぐんまはココに着目！ //

こども・若者、そして保護者の声を「ぐんまから始まるこども施策」の原動力に！

こども・若者の声をしっかりと聴き、 幸福度の向上とぐんまモデルの構築を目指す

こども・若者の意見を聴いて施策に反映することで、こどもや若者の状況やニーズをより的確に把握し、施策の実効性を高めます。また、自らの意見が社会に何らかの影響や変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにもつながります。県では、様々な手法により、こども・若者の声をしっかりと聴きながら、その声を実効性のある「ぐんまモデル」となる施策の構築に生かし、こども・若者、そしてその保護者や県民全体の幸福度向上につなげていきます。



ぐんまこどもモニター／ぐんまこどもアンケート

こどもたちの生活をよりよくしたいと考えるこども・若者をモニターに登録し、日頃考えていることなどの意見を聴きます。

また、声を聴かれにくいこども・若者に対しては、それぞれの置かれた状況に応じた手法で、意見聴取を実施しています。



児童相談所一時保護所アドボカシー

気持ちや考えを自由に表現できるよう支えるアドボケイト(意見表明等支援員)に協力いただき、一時保護をしているこどもたちの意見を丁寧に把握しています。



高校生リバースメンター

全国初の取組として、高校生が知事の相談役となって、知事に直接アドバイスや政策提言を行います。提言内容により、県での事業化や大臣への要望活動等を実施します。



NEXT!

- 様々な方法で、こどもの声や考えを聴く機会を増やしていきます
- アドボカシー事業の導入施設を拡大していきます

基本方針1 全てのこどもの将来にわたるウェルビーイングの保障 【ライフステージ共通】

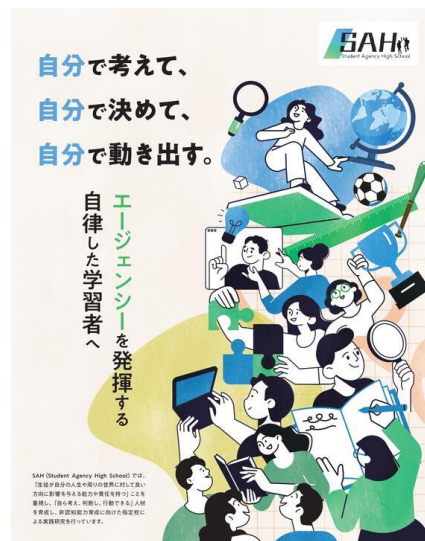
\\ ぐんまはココに着目！ //

社会情動的スキルを育み、教育にイノベーションを！ 自ら考え、判断し、行動できる児童生徒の育成

非認知能力育成に向けた取組として、生徒の**エージェンシー**（自分と社会をより良くしようと願う意志、原動力）を重視し、「自ら考え、判断し、行動できる生徒」を育成する取組を進めています。

県立高校では、前橋南高等学校、高崎女子高等学校、伊勢崎高等学校の3校をステューデントエージェンシーハイスクール(SAH)として指定し、2025(令和7)年度までの3年間、①授業改善に関すること、②特別活動(学校行事・部活動)に関すること、③探究的な取組に関すること、④学校におけるその他の取組に関することについて、研究及び実践を行います。

義務教育諸学校では、藤岡市立小野中学校、下仁田町立下仁田中学校、川場村立川場学園(旧川場中学校)、玉村町立南中学校の4校を非認知能力育成の指定校として取り組んでいます。



群馬県立 前橋南高等学校
群馬県立 高崎女子高等学校
群馬県立 伊勢崎高等学校

NEXT!

スコットランドとの非認知教育
に関する共同研究を進めます

これからの時代を生き抜く力を身につけた始動人を輩出していく デジタルクリエイティブ人材の育成

産業構造が大きく転換期を迎える中、デジタル技術を活用することのできる人材の重要性が増しています。

最先端のデジタル技術を身に付けられるようにするとともに、こどもたちの感性が刺激を受ける機会を増やし、新たな価値を生み出し、世界で活躍できるデジタルクリエイティブ人材の育成を進めます。



NEXT!

更なる拡充・発展を図り、国際的に評価の高いTUMOの優れたプログラムを導入します

障害の有無を問わず、あらゆる児童生徒が同じ場所で学ぶ 多様性を尊重した教育環境の推進

「インクルーシブ教育」は、障害の有無に関わらず、共に学ぶ全ての児童生徒に大きなメリットがあります。

玉村町立上陽小学校をモデル校に指定し、実践研究を通して適切な相談体制、教員配置を検討し、障害がある児童生徒に寄り添った支援体制を構築していきます。



NEXT!

3年間のモデル校での実践を
踏まえ、全県的に取組を広げます

基本目標(1)

こどもの権利の理解と社会全体での共有

基本施策①

こども基本法・こどもの権利条約の周知

現状・課題

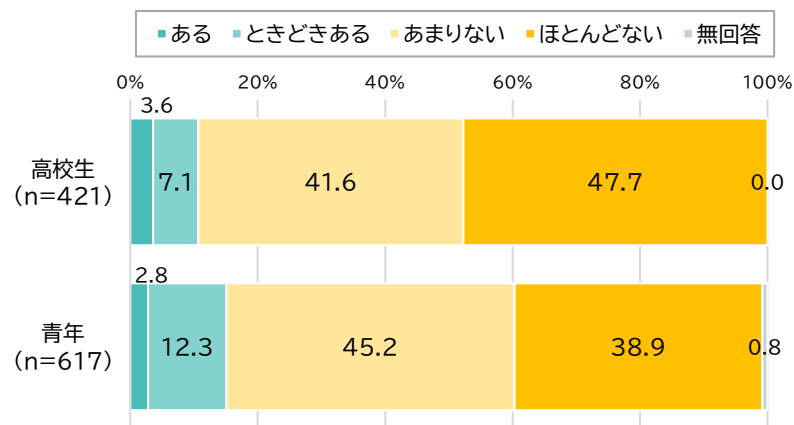
「ぐんま青少年基本調査」(2023(令和5)年度)によると、権利の主体である高校生や若者の8割以上が、行政に対して自身の意見が反映されている実感がないと感じていることが分かりました。

全てのこども・若者が、自らが権利の主体であるとの認識を深められ、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知していくことが求められています。こども・若者にとって最善の利益が図られるためには、自らに関係のある施策に対し、安心して意見を表明し、述べた意見が反映される環境を整える必要があります。

こどもの権利に大きな影響を及ぼす行政処分の権限を有する児童相談所には、こどもの意見聴取、意見表明等支援、権利救済の仕組みづくり等の取組が求められています。

● 行政に対する自身の意見の反映(高校生、青年)

行政に対して、自身の意見が反映されている実感がありますか。



(出典)県第8回ぐんま青少年基本調査(R5年度)

令和6年度ぐんまこどもモニター募集チラシ



令和5年度高校生リバーズメンターの様子

施策の方向

ア)こども・若者が権利の主体であることの周知

こどもや若者が「弱くておとなから守られる存在」ではなく、「ひとりの人間として権利をもっている権利の主体」であることを、こども・若者や大人へ広く周知し、理解を深められるよう取り組んでいきます。

(様々な機会を活用した周知・広報)

イ)こども・若者の意見を聴く機会の創設

- こども基本法の基本理念に沿って、こども・若者が意見表明する機会を確保します。特に、こども・若者に直接関係するこども施策では、その策定、実施、評価の各段階において、こども・若者の意見を丁寧に聴き、施策に反映するよう取り組みます。
- 児童相談所では、一時保護や施設等入所措置を行う際には、こどもが理解できるように説明するとともに、こどもの意見を聴き、こどもの最善の利益につながる決定をしていきます。また、行政から独立し、専門性を有する支援員がこどもの意見表明を支援するなど、こどもの権利擁護の仕組みづくりを推進します。

(こども・若者からの意見聴取、一時保護児童等のこどもの権利擁護に係る環境整備、高校生を知事の相談役に委嘱)

● 数値目標

項目	現状	目標
行政に対して、自身の意見が反映されている実感がある高校生・青年の割合	13.3% (R5年度)	45.8% (R10年度)

コラム

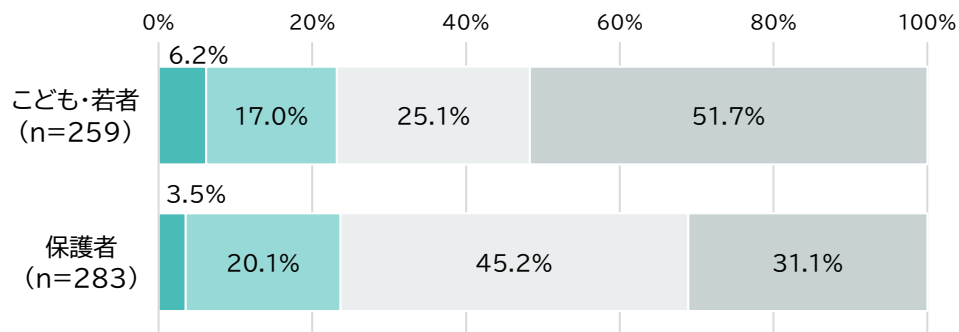
「こどもの権利条約」・「こども基本法」って何？

「こどもの権利条約」と「こども基本法」の認知度

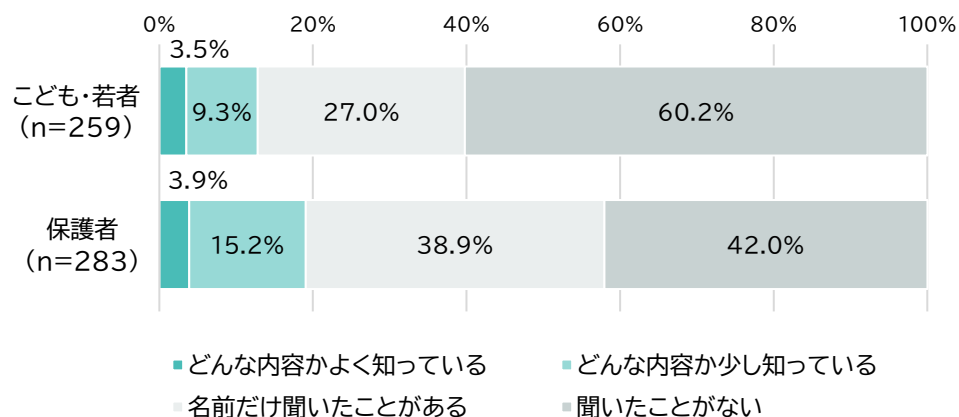
(令和6年度「ぐんまこどもモニター」第1回アンケートより対象:小学4年生～大学生世代 259人)

(デジタル版「ぐーちよきパスポート」アンケートより 対象:18歳未満のこどもをもつ保護者または妊婦 283人)

こどもの権利条約の認知度



こども基本法の認知度



こども自身はもちろんけど、
こどもの身近にいる大人が、こどもを個人として尊重して、安全安心を守り、意見を聴くことの大切さを理解していることも大切だね！

「こどもの権利条約」の「4つの原則」

- 条約が定める様々な権利に共通する基本的な考え方で、これらは「こども基本法」にも取り入れられています。特に、原則の1つである「こどもの意見を聴くこと」を積極的に進めていく必要があります。

1 差別の禁止(差別のないこと)

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2 こどもの最善の利益(こどもにとって最もよいこと)

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4 こどもの意見の尊重(こどもが意味のある参加ができること)

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

基本目標(1)

こどもの権利の理解と社会全体での共有

基本施策②

人権啓発活動の推進と救済機関の周知

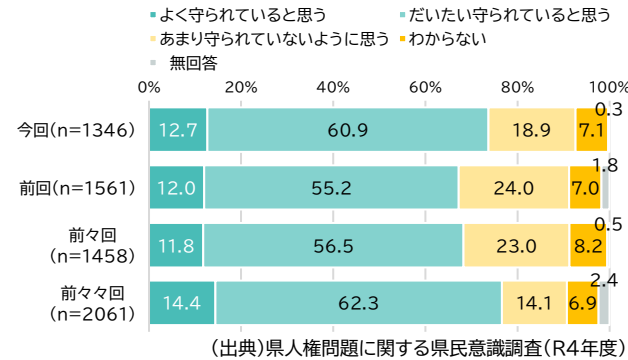
現状・課題

県が実施している人権問題に関する県民意識調査によると、約7割の人が、基本的人権は守られていると考えていますが、「あまり守られていないように思う」と考える人はなかなか減少しないことから、依然として差別や偏見が残っていると考えられます。また、インターネット上では、誹謗中傷や差別を助長する表現に係る事案が見られるとともに、性の多様性への関心が高まるなど、人権を取り巻く状況はますます複雑化・多様化しています。

地域における人権教育を充実するには、社会教育主事、公民館職員などの社会教育関係職員の人権教育に関する理解・認識を一層深めるとともに、指導者の養成が重要となっています。

また、学校現場においては、「群馬県人権教育の基本方針」や「群馬県人権教育充実指針」に基づく取組を行い、人権問題についての教職員の理解と認識を深め、学校における指導の充実を図る必要があります。

● 日本の現実をみて、基本的人権が守られていると思いますか



「ヒューマンライツ・ムービーフェスティバルinぐんま」
(2024年)チラシ



県「インターネット上の誹謗中傷相談窓口」リーフレット

施策の方向

ア)人権教育の推進

- 人権問題に関する正しい理解・認識を深め、偏見や差別のない明るい地域社会の構築に向け、関係機関と連携した啓発活動や学校等への専門家の派遣など、各種人権施策を推進します。
- 人権教育推進の中心となる指導者を養成するため、体験的・実践的手法を取り入れた研修会を実施し資質向上に取り組みます。
- 人権の意義・内容や重要性について児童生徒の理解を深めるとともに、自他の大切さを認め、それが具体的な態度や行動に現れるよう、人権教育の充実を図ります。

(人権啓発フェスティバルの開催、スポーツ組織と連携した啓発活動の実施、地区別人権教育指導者研修会の開催、人権教育推進協議会の開催、人権教育研究推進事業)

イ)人権侵害や心の悩みや不安に対する相談支援

偏見や差別のない明るい地域社会の構築に向け、ネット誹謗中傷相談窓口の開設など、各種人権施策を推進します。

(インターネット上の誹謗・中傷に対する相談窓口を設置)

ウ)学校現場における道徳教育

児童生徒が社会の構成員として主体的な判断の下に行動し、よりよく生きるための基盤となる道徳性を育むため、各教科や特別活動等を含めた学校の教育活動全体の中で、学校の特色を生かした道徳教育を推進します。

(道徳教育総合支援事業)

● 数値目標

項 目	現 状	目 標
基本的人権が守られていると思う人の割合	73.6% (R4年度)	80%

基本目標(2) 非認知能力育成と活躍できる機会づくり

基本施策①

遊びや体験活動の推進

現状・課題

読書活動

県では、2004(平成16)年に「群馬県子ども読書活動推進計画」を策定し、おおむね5年ごとに改定しながら読書活動を推進してきました。2019(平成31)年には「群馬県民の読書活動の推進に関する条例」が制定され、これまでのこどものみを対象とした計画を、すべての県民を対象とした「群馬県読書活動推進計画」とし、更に取組を進めてきました。小さい頃からの読書習慣のより一層の定着を図るためには、家庭、学校、地域等が連携し、継続した支援を行う必要があります。

芸術文化体験

県では、2023(令和5)年度から2032(令和14)年度までの10年間を計画期間とした「新・群馬県文化振興指針」を2023(令和5)年4月に施行し、誰もがクリエイティブにオリジナルな生き方ができる「ぐんまスタイル」の創造を目指しています。次世代の文化を担う人材の育成のため、こどもたちに対して芸術文化の鑑賞や参加の機会を設けるとともに、県立美術館・博物館と地域や教育機関等との連携による教育活動を行うことにより、芸術文化に関する多様な体験を提供する必要があります。

スポーツに親しむ機会

群馬県では、運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合は、全国平均とほぼ同等ですが、体育の授業以外での運動やスポーツの総運動時間は全国平均を下回り、2017(平成29)年度以降、減少傾向にあります。こどもが遊びなどの中で身体活動を行うことは、心身両面の発育・発達に重要であり、幼児期から様々な運動を経験できる機会を確保する必要があります。また、こどものスポーツ習慣の定着のために、スポーツを身近に感じられる環境をつくり、スポーツの好きな子どもを増やすことが必要です。

自然体験等

「第8回ぐんま青少年基本調査」(2023(令和5)年度)によると、自然体験について、前回調査(2017(平成29)年度)と同様、約半数の青少年が「自分の力で大きな木に登ったこと」「キャンプをしたこと」「野鳥を見たり、野鳥の声を聞いたこと」がないことが分かりました。道徳観や正義感の醸成及び非認知能力の育成のため、より多くの青少年が自然体験活動等に取り組めるよう、その重要性について広く周知するとともに、社会教育施設の環境整備等を行う必要があります。また、青少年が世代を超えて多様な人間関係を経験しながら、社会的自立に必要な主体性や協調性等を育むことができるよう、地域において多様な体験活動及び情報提供の充実を図ることが求められています。

環境教育

県では、2019(令和元)年に2050(令和32)年に向けた「ぐんま5つのゼロ」を宣言するとともに、2022(令和4)年に同実現条例を制定して、脱炭素社会の実現、気候変動への適応及び循環型社会の形成に取り組んでいます。これらを実現するためには継続的な取組が重要であることから、次世代を担う人材の育成が求められていますが、「環境問題に関する県民意識アンケート(2018(平成30)年)」によると、「学ぶ体験の機会」への県民の関心度は高くなく、また、「環境教育・環境学習の機会の提供」に関しても満足度は低くなっており、県民が求める機会を創出する必要があります。

「群馬県教育ビジョン」においても、始動人の育成につながる新しい取組の一つに、STEAM教育等の探究的な学習を群馬の土壤を生かして推進し、様々な知識や考え方を総合的に働かせながら、課題を解決できる、新たな価値を生み出すことができる力を育成することを挙げています。

地域づくり・社会貢献

地域づくりに携わっている人たちは、中高年以上の年齢層が多く、長年同じメンバーで、同じ活動を続けている傾向があります。メンバーの高齢化や新規加入者確保が困難になる中で、多様化・複雑化する新たな地域課題に対応することが難しい状況にあります。一方で、若者が地域づくりに関心を持ち、参加したいと考えても、地域とつながる機会がないこと、地域づくりに関する相談窓口が分からないこと、若者が求めているやりがいと地域から求められる役割との間にギャップがあること、若者の意見を受け入れる機会や若者の主体性を発揮できる場面が少ないことなど、多くの課題があります。

基本目標(2)

非認知能力育成と活躍できる機会づくり

基本施策①

遊びや体験活動の推進

施策の方向

ア)読書活動や文化芸術・スポーツ体験の推進

- こどもの頃から読むことの楽しさ・喜び、それによる充実感・満足感を得て、それを周りの大人や友達等と共有することは、生涯にわたる読書習慣の形成につながることから、こどもたちの読書活動の推進が重要です。
- 世界を舞台に活躍できる人材、専門的な技術を有する人材、地域の伝統文化を守る人材、そして群馬の未来を託すこどもたちなど、次代の文化を担う人材の育成のため、芸術文化の鑑賞や参加の機会を設けるとともに、県立美術館・博物館と地域や教育機関等との連携による教育活動を行うことにより、こどもたちに向けた芸術文化の体験を提供します。
- 高校教育における芸術・文化活動の活性化や次代の芸術・文化活動の担い手の育成を図ります。
- こどものスポーツに対する関心を高め、スポーツに親しむ契機となるように、幼少期から様々な運動を経験できる機会や、トップレベルの選手と交流する機会を確保していきます。

(群馬県読書活動推進計画の策定、こどもを対象とした優れた文化芸術体験の提供、文化芸術鑑賞・体験活動の場の提供、群馬交響楽団による移動音楽教室・幼児移動音楽教室・高校音楽教室の実施、ジュニアを対象にしたスポーツ体験会の開催、群馬県高等学校総合文化祭の開催、プロスポーツに触れる機会の提供 等)



未就学児向けブックリスト



群馬県民の読書活動の推進に関する条例リーフレット



プロスポーツ感動体験プログラムの様子



移動音楽教室



読み聞かせのポイント 動画

基本目標(2)

非認知能力育成と活躍できる機会づくり

基本施策①

遊びや体験活動の推進

施策の方向

イ) 自然体験や環境教育の推進

- 「群馬県教育ビジョン」の重点施策「自分と社会をより豊かにするための生涯にわたる学びの支援」に沿って、青少年自然の家、ぐんま昆虫の森、ぐんま天文台等の社会教育施設において、様々な体験活動や学習の機会を提供し、豊かな人間性や社会性、主体性等を育みます。
- こどものうちから身近な自然に触れ、様々な環境に関わる中で、自然体験や環境教育を通じて自ら考え、行動する力を養う機会を創出します。
- 赤城公園活性化に向けた既存施設(ビジターセンターやキャンプ場)の再整備により、大沼・小沼・覚満淵などの豊かな自然環境を生かした自然学習やアクティビティの場を創出します。
- 青少年施設事業案内を県内全小中学校へ配布するほか、各施設のホームページで事業周知を行うなど、情報提供の充実を図ります。
- 尾瀬国立公園や芳ヶ平湿地群での自然環境や観光資源の魅力を生かし、実社会での課題解決に生かす教科横断的な教育であるSTEAM教育を展開することで、始動人の育成を目指します。

(環境学習の機会の創出、尾瀬などの魅力を生かした入門的なSTEAM教育の実践、学校教育と連携した自然環境学習の推進、青少年自然体験活動の実施、ぐんま昆虫の森・ぐんま天文台運営)



尾瀬ネイチャーラーニング事業の画像

ウ) ボランティア活動や青少年活動の推進

- 地域社会の一員として積極的に社会貢献に取り組もうとする青少年を育成するため、ボランティア体験の機会や必要な情報を提供します。また、ボランティア活動の意義や留意点を演習等を通じて学ぶ機会を提供し、人材の育成に取り組めます。
- 若者が地域とつながる機会・ボランティア活動に参加する機会の提供、相談機能、若者と地域のコーディネート機能、情報発信を強化します。地域づくりに携わるNPOの活動に若者が参加しやすくなるよう、NPOの基盤強化、情報発信などを支援します。

(青少年ボランティア事業の実施、ボランティアマッチングサイト「ボラスルン」の利用促進、NPO・ボランティアサロンぐんまの活用)



令和6年度NPOインターンシップぐんまチャレンジ



上)ボラスルンロゴ
右)NPO・ボランティア
サロンぐんまロゴ



● 数値目標

項目	現状	目標
動く環境教室の開催回数(年間)	84回 (R5年度)	100回以上
1週間の総運動時間(体育・保健体育の授業時間以外)の全国平均との差	小学5年男子 - 3.56分 小学5年女子 -15.98分 中学2年男子 +81.6分 中学2年女子 +90.8分 (R5年度)	全国平均以上

基本目標(2)

非認知能力育成と活躍できる機会づくり

基本施策②

こどもにやさしいまちづくり

現状・課題

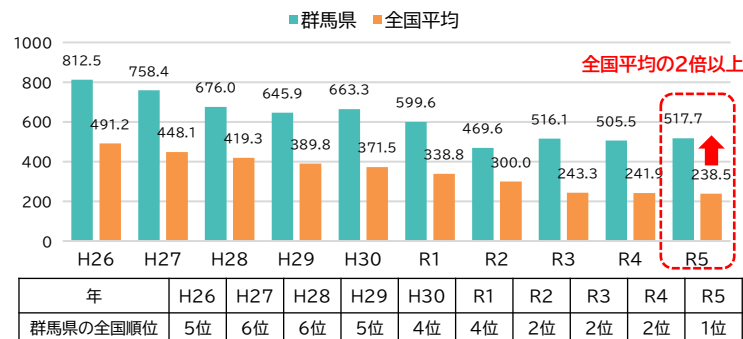
交通環境

2023(令和5)年中の県内の中・高校生以下に関係した交通人身事故の状況は、事故件数が前年と比較し増加しており、死傷者数の割合は歩行中及び自転車乗用中の割合が多くを占めています。また、人口10万人当たりの交通人身事故は全国ワースト上位が続いているなど、依然として厳しい交通事故情勢となっています。交通事故減少に向け、社会全体はもちろんのこと、こどもの交通安全意識を高めていくことなどが求められています。

また、通学路になっている道路において、一部狭小な道路や歩道未整備の箇所も残されており、円滑な交通や歩行者・自転車の安全な通行空間を確保していく必要があります。

また、共働き世帯が増加する中、塾や習い事、部活動の地域移行等に伴う児童生徒の移動に係る各家庭の送迎負担が大きくなっています。送迎の可・不可によって教育格差が生じる可能性があることから、多様な移動手段を確保する必要があります。

● 人口10万人当たりの交通人身事故発生状況



(出典:県警の事故統計を基に道路管理課が作成)

遊びや交流

こどもの遊び場の一つである県立都市公園は、開園から20年以上経過したものが多く施設の老朽化が進んでおり、長期にわたって安全にその機能を適切に発揮し続けるための長寿命化対策が重要となっています。また、多様化する県民ニーズに、より効率的・効果的に対応するため、民間資金とノウハウを活用し、県民サービスの向上を図るとともに、維持管理コストの縮減等に取り組む必要があります。



児童を対象としたデマンドタクシーの実証運行
(R5年度)

住環境

群馬県の今後の人口動向等を踏まえると、公営住宅の需要戸数は減少していくことが想定され、公営住宅以外への活用も検討していく必要があります。

また、子育て世帯やひとり親世帯は、民間賃貸住宅の貸主から家賃の支払いに不安があることなどを理由として、入居を拒まれる場合があるため、住宅への円滑な入居を支援する必要があります。



群馬あんしん賃貸ネット

青少年健全育成

青少年を取り巻く社会情勢や環境の変化を注視しながら、社会全体で見守り支える機運の醸成や青少年の健全育成につながる社会環境づくりを行う必要があります。



群馬県青少年育成大会作品集

基本目標(2) 非認知能力育成と活躍できる機会づくり

基本施策②

こどもにやさしいまちづくり

施策の方向

ア)安全で利用しやすい交通環境の整備

- 警察等関係機関と連携し交通安全教育等を実施することで、こどもたちの交通安全意識を高めていきます。
- 公共交通の使い方を知るとともに、親しみを持ってもらうことで公共交通利用を増やします。
- 安全対策を施した児童向けの交通サービスを提供することで、児童が安全に移動できる環境を整備します。
- 歩道整備や道路拡幅を行うことにより、都市内の安全で円滑な通行空間を確保していきます。
- 歩道や自転車通行空間の整備を推進し、こどもたちが安心して利用できる交通環境を確保します。

(歩道整備、道路拡幅、自転車通行空間整備、交通安全教育推進、小学生を対象とした利用促進「公共交通教室」、こどもデマンド 等)

イ)遊びや交流を促す公園整備

県立都市公園(5公園)の管理運営は、指定管理者によって行われているため、適切に管理運営がなされているか常にモニタリングを実施するとともに、公園施設の維持管理については都市公園長寿命化計画に基づき効率的・効果的に行っていきます。

(県立都市公園の管理運営及び公園施設維持管理)

(用語解説)

■誘導居住面積水準:世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準

ウ)県営住宅を活用した子育て支援

県営住宅に入居を希望する子育て世帯や若者世帯が、安心してこどもを産み育てやすい住まいを確保するため、優先入居の活用、収入基準の緩和、子育て支援住宅の確保及び空き住戸や集会所を子育て支援の場として提供すること等について、具体的な施策を進めていきます。

(子育て支援住宅の確保、優先入居における対象範囲の拡充、収入基準の緩和における対象範囲の拡大、県営住宅の子育て支援施設への活用)

エ)子育て世帯向け賃貸住宅等の供給支援

子育て世帯やひとり親世帯の入居を拒まない賃貸住宅の供給を支援するための情報提供を行うとともに、入居時・入居後の相談窓口となる居住支援法人の拡充を図ります。また、子育て世帯や若者夫婦世帯の居住を支援するため、群馬県空き家利活用等推進協議会との連携により空き家の情報提供を行います。

(子育て世帯への居住支援)

オ)健全育成につながる社会環境づくり

青少年が日々の生活を通じて感じていることや考えていることを発表する場の提供、県民運動の展開、支援団体に対する活動経費の補助等により、青少年健全育成に向けた社会の機運醸成を推進します。

(少年の主張群馬県大会、「少年の日」「家庭の日」の普及啓発、青少年の顕彰・功労者の表彰、青少年健全育成推進団体の活動支援 等)

数値目標

項 目	現状	目標
子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	48.8% (H30年度)	64% (R12年度)

基本目標(2)

非認知能力育成と活躍できる機会づくり

基本施策③

郷土の文化と異文化の理解・国際交流の促進

現状・課題

文化

群馬県は東国文化の中心地として栄え、日本一の埴輪王国であるとともに、ユネスコ世界遺産の「富岡製糸場と絹産業遺産群」、日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」、ユネスコ世界の記憶に登録された「上野三碑」など、県内各地には様々な歴史文化遺産が存在しています。加えて、「上毛かるた」、「群馬交響楽団」、「温泉文化」など様々な宝が存在しています。県が策定している「新・群馬県文化振興指針」で示している、誰もがクリエイティブにオリジナルな生き方ができる「ぐんまスタイル」を創造するため、郷土文化への理解促進を図る必要があります。

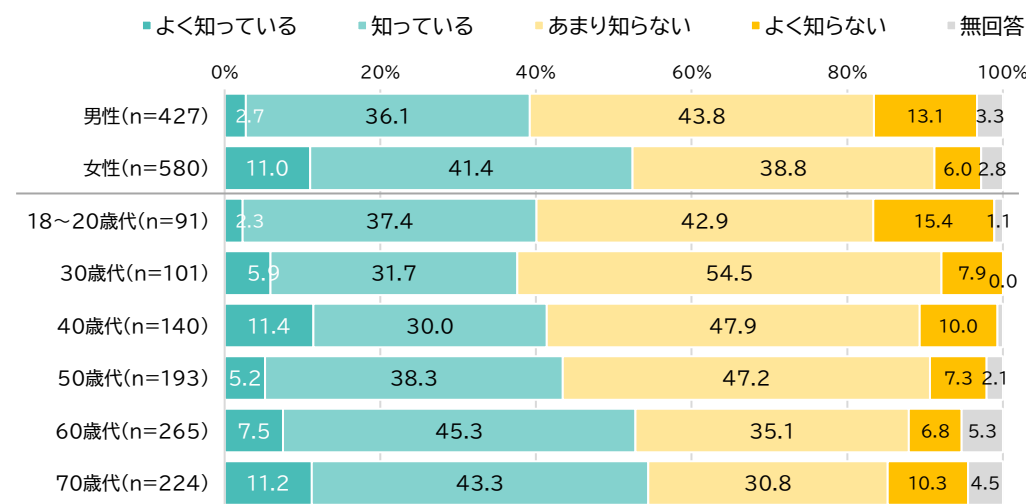
また、県「食品の安全等に関する県民意識調査」(2018(平成30)年度)によると、郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理の味等の食文化に関する認知度は、県民全体では約47%であるのに対し、若い世代(20代~30代)は約38%となっています。「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されていますが、一方で家庭や地域において継承されてきた特色ある伝統料理・郷土料理などの食文化や豊かな味覚が失われつつあることから、食文化に触れる機会の増加や伝承できる人材の育成が必要です。

国際交流

若者がグローバルな時代の中で生きる力を付けていくためには、異文化への理解を深めることや国際交流を経験することなど、早くから多様な視点や価値観に触れる様々な機会を提供していくことが重要です。

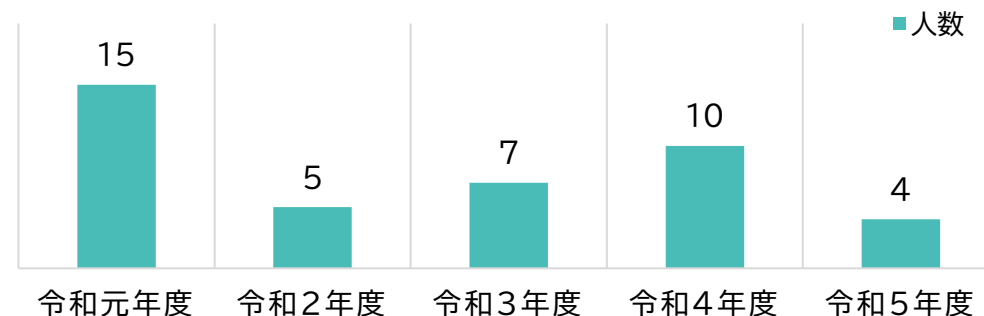
県では、高等学校等に在籍する生徒の留学にチャレンジしようとする志を支援する「国費高校生留学促進事業」や、県内のALT及び県内高校生で留学に関心のある生徒の報告・交流の場である「ぐんま高校生グローバル・デイ」に取り組んでいますが、県内の留学(3か月以上)生徒数は、コロナ禍前の水準以下にあることから、今後、留学・国際交流をこれまで以上に促進する必要があります。

● 郷土料理など地域や家庭で継承されてきた料理・味を知っているか(県民)



(出典)県食品の安全等に関する県民意識調査(H30年度)

● 県立高等学校等の生徒による海外留学(原則3か月以上)



(出典)県高校教育課調べ

基本目標(2) 非認知能力育成と活躍できる機会づくり

基本施策③

郷土の文化と異文化の理解・国際交流の促進

施策の方向

文化

ア)郷土文化の理解促進

国境、世代、地域などの垣根を超えた、文化による地域の創造に取り組みます。また、世界に誇る文化資産を中心に、自然・風土・文化を活かした世界観を作り“ものがたり”で価値化することで、群馬県の文化の理解促進を図ります。

(「上毛かるた」の活用、埴輪王国ぐんまの周知、小・中学生を対象にした伝統芸能の体験機会の提供、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」、日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」、ユネスコ世界の記憶「上野三碑」などの歴史文化遺産の推進)

イ)伝統的な食文化との接点の拡大

地域の食文化を理解し、食材をいかす知恵を守り伝えていこうとする気持ちを育むため、地域に根ざしたボランティア活動等の中で、食文化を継承する活動を推進します。

(地域食文化継承事業の実施、食生活改善推進員の活動支援)



上毛かるた



富岡製糸場



東国文化

国際交流

ウ)国際交流や国際感覚の醸成

県内の若者を対象に、県内外での国際交流、国際理解を進める機会を提供することで、世界に目を向け、グローバルな視点で活躍できる人材の育成を図ります。

(国際交流・国際理解の機会提供)

エ)世界に目を向ける(グローバル人材育成)

「国費高校生留学促進事業」や「ぐんま高校生グローバル・デイ」を通して、群馬県の高校生が、多様な価値観をもった人々と交流できる場を充実させるとともに、県内の高校生の海外留学等を支援することで、留学への意識の向上や国際感覚の育成を図ります。また、群馬県の高校生が、世界に目を向け、自ら考え動き出そうとする力を持つため、海外留学等の支援を充実させます。

(国費高校生留学促進事業、ぐんま高校生グローバル・デイ)

数値目標

項 目	現 状	目 標
上毛かるたをそらんじられる県民の割合	未実施	80%
郷土料理や家庭料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味について知っている若い世代の割合	38.5% (H30年度)	50%以上 (R7年度)

基本目標(2)

非認知能力育成と活躍できる機会づくり

基本施策④

適性に応じた学びを深める機会の創出

現状・課題

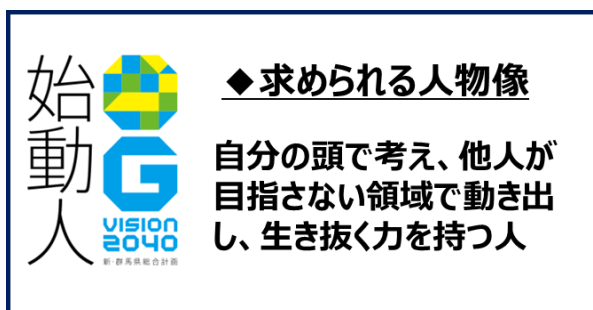
情報化の進展やテクノロジーの発達による社会環境の変化や技術革新によって、現代は予測不能な時代となっています。若者が将来自立的に活躍するためには、自立に向けた基礎を育成していくことが求められています。そのためには、個に応じた学びの機会を提供することで、自らの力で社会課題の発見や、新たな価値を創造できる力を育てる必要があります。

県は、2022(令和4)年3月に前橋市内に県内小中高校生を対象としたデジタルクリエイティブ人材育成拠点「tsukurun」を開設し、こどもたちがデジタル技術を活用しながら、個性や創造性を伸ばせる場と機会を提供しています。また、2024(令和6)年6月には桐生市が県内初となるサテライト拠点「tsukurun KIRYU」をオープンするなど、「tsukurun」を通じた人材育成の取組が広がっています。こうした取組を加速させ、県内全域でより多くのこどもたちがデジタルクリエイティブを学べる環境を整備していく必要があります。

文部科学省と国立教育政策研究所が2023(令和5)年12月に発表したPISA2022のポイントにおいて、日本の15歳は、数学的リテラシー、科学的リテラシー、読解力のいずれもが上位となっていますが、「学校が再び休校になった場合に自律学習を行う自信があるか」という質問に対する回答では、「自信がない」と回答した生徒が他国に比べて多く、自律的に学ぶことに弱みがあることが分かりました。一人一人がエージェンシーを発揮し、自ら学びをつくり、行動し続ける「自律した学習者」の育成を目指して、取組を進める必要があります。

(用語解説)

■エージェンシー：人が誰しも生まれついて持っている自分と社会をより良くしようと願う意志、原動力

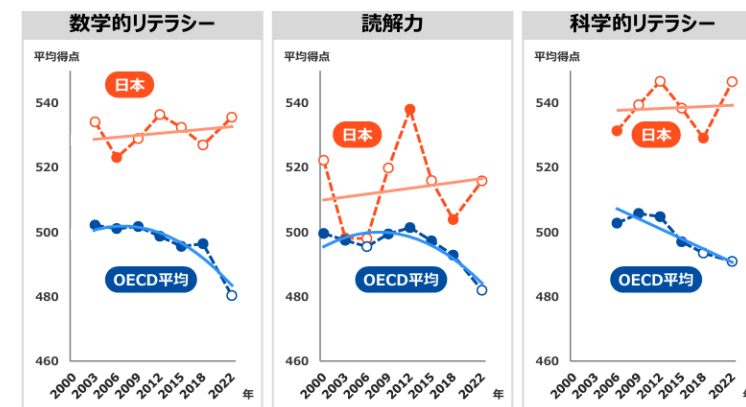


新・群馬県総合計画で示す「始動人」の定義



デジタルクリエイティブ人材育成拠点「tsukurun」

● PISA2022の日本の結果(文部科学省)



注：白丸はPISA2022年の平均得点を統計的に有意に上回ったり下回ったりしない平均得点を示す

基本目標(2)

非認知能力育成と活躍できる機会づくり

基本施策④

適性に応じた学びを深める機会の創出

施策の方向

ア)「始動人」を育てる
クリエイティブな学びの提供

自らの頭で考え、生き抜く力を持った「始動人」を育成するため、身近なところから課題を発見し、解決していくための資質・能力を養える場の提供に努めます。

(アントレプレナーシップ醸成プログラム、始動人Jr.インキュベーション)



TUMO GUNMA イメージ

イ)デジタルクリエイティブ人材・
デジタル人材育成の推進

こどもたちの希望に沿ったデジタルクリエイティブ人材育成を推進するため、前橋の「tsukurun」に加え、県内各地における体験会も積極的に実施しています。また、「tsukurun KIRYU」のようなサテライト拠点の県内全域への展開を目指します。サテライト拠点については、市町村等と連携し、運営ノウハウの提供など様々なサポートを行います。

さらに、国際的に評価が高いアルメニアのTUMOプログラムをアジアで初めて導入し、Gメッセ群馬に「TUMO Gunma」を設置します。「tsukurun」と連携し、デジタルクリエイティブ人材育成先進県を目指します。

また、DXの発想やデジタルスキルを活用して地域課題の解決に取り組むデジタル人材を育成するとともに、こどもを取り巻く環境に関わらずデジタルスキルを学ぶ機会の平等を図ります。

(「tsukurun」運営、「tsukurun」サテライト拠点支援、「TUMO Gunma」整備、デジタルの人材育成・デジタルスキルを学ぶ機会の確保)

ウ)非認知能力育成の推進

テスト等で点数化できる認知能力に加えて、「失敗を恐れない心」や「人と関わる力」、「自分で考え、行動する力」等、客観的な点数ににくい非認知能力を伸ばすことは、こどもたちが持っている力を最大限に発揮するために大切です。認知能力に加えて、非認知能力を伸ばすことで、エージェンシーを発揮した「自律した学習者」を育成していきます。

(非認知教育専門家委員会の設置、非認知能力の評価・育成に関する指定校事業、非認知能力の育成に関する群馬モデルの作成)



県立前橋南高等学校(指定校)
生徒主体の学校説明会(R6年度)

● 数値目標

項 目	現 状	目 標
「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と思う児童生徒の割合	小学生 79.9% 中学生 79.9% 高校生 — (R5年度)	85.0%
tsukurun-TUMO Gunmaの年間延べ利用人数	3,530人 (R6年度)	15,900人

基本目標(2)

非認知能力育成と活躍できる機会づくり

基本施策⑤

ジェンダーギャップの解消

現状・課題

2019(令和元)年度の県「男女共同参画社会に関する意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方は、こどもの頃の家庭環境に影響を受けることが分かります。また、大学等で理工系分野を専攻する女性の比率や研究者に占める女性の比率が諸外国と比較して低い現状があり、幼児期からのアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の影響があると考えられます。

ジェンダー平等を推進するためには、乳幼児期から分かりやすくこどもに伝え、固定的な性別役割分担意識やジェンダーギャップの解消を促進する必要があります。学校教育の場における男女共同参画や人権教育の学習を推進するとともに、家庭教育においても乳幼児期から心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れ、ジェンダー平等の理解を促進することが課題となっています。

また、LGBTQ等の性的少数者は、性(セクシュアリティ)の多様性についての周囲の理解不足から、いじめや差別等により、学校、職場、社会生活等で様々な問題に直面することがあることから、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解増進に関する取組に加え、当事者の方々が暮らしやすい環境づくりの取組も重要です。

(用語解説)

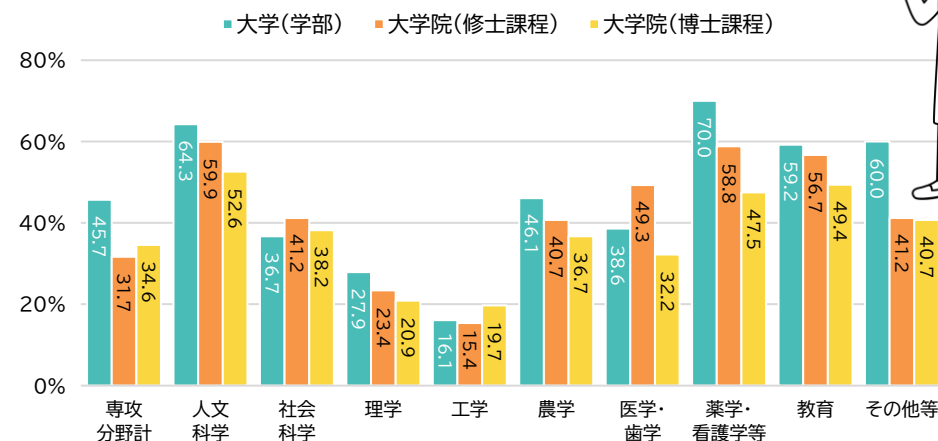
■アンコンシャス・バイアス:「無意識の思い込み」のことをいい、過去の経験や見聞きしたことなどに影響を受けて自然と培われるもので、誰にでもあり、それ自体が悪いものではない。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

■ジェンダー:「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

■ジェンダーギャップ:生物学的性別に付与された社会的役割、機会等の格差

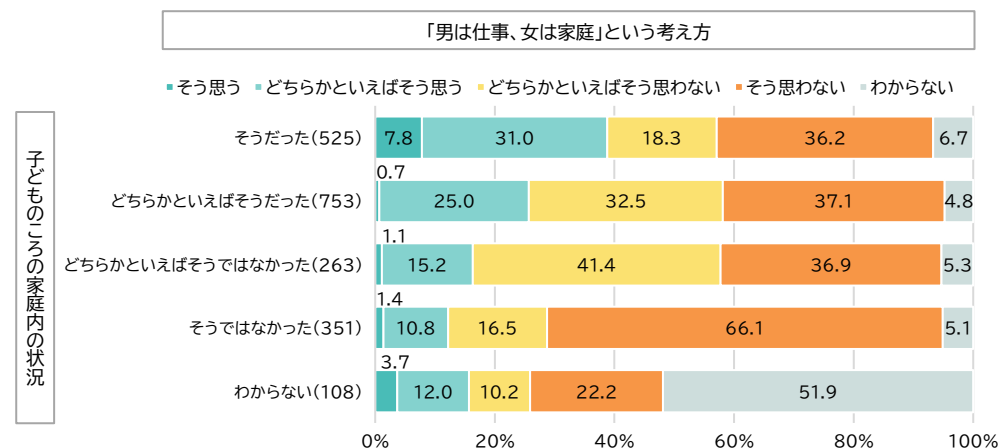
■ジェンダーバイアス:人々の行為や制度において、意識的であれ、作用しているジェンダーに基づく決め付け・偏見と、その結果として生じるジェンダーによる社会的な偏り・偏見をいう。

● 大学(学部)及び大学院(修士課程、博士課程)学生に占める女子学生の割合(専攻分野別、令和5(2023)年度)



(出典)文部科学省「学校基本統計」(R5年度)

● 「男は仕事、女は家庭」という考え方と子どものころの状況との関連



(出典)県男女共同参画社会に関する県民意識調査(R1年度)

基本目標(2)

非認知能力育成と活躍できる機会づくり

基本施策⑤

ジェンダーギャップの解消

施策の方向

ア)教育を通じた男女共同参画の推進

性別に関わりなく、個性や能力が十分に発揮できる環境づくりやジェンダー平等の学習では、人権問題・ジェンダー平等についての理解を深め、こどもたちが自主的に学び、考え、行動できる姿勢を育むための教育を行います。また、教育の内容充実を図るために、「友情・信頼」についての理解を深める道徳科の指導方法等や性的少数者への理解促進について、教職員を対象とした研修を充実させ、人権教育や道徳教育の指導力の向上を目指します。

イ)若い世代のジェンダー平等の推進

自分自身が持つ固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)により「自分自身の将来の選択肢や可能性を狭めない」「周りの方を傷つけない」ため、ジェンダー平等について考えることを目的とした講座を開催します。

(ジェンダー平等について学ぶ大学生向け講座)

ウ)理工系分野へ進学する女子学生への支援

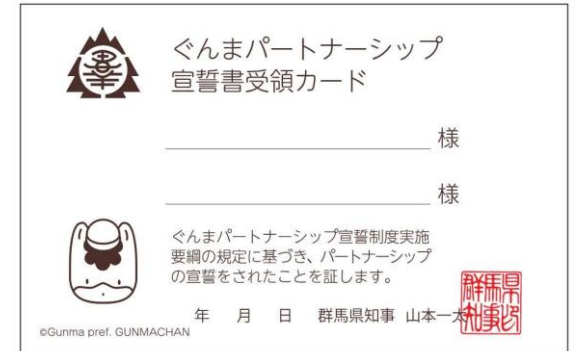
職業選択におけるジェンダーバイアスにとらわれることなく、多様な選択を可能とし、個性や能力を発揮していきいきと活躍できる社会の実現を目指すため、女子学生に対し理工系分野の進学に関する情報を提供し、科学技術分野での活躍の魅力を伝えるなど、理工系の研究者人口を増やすことを目指します。

(女子高生理工系進学支援セミナー)

エ)性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及や相談支援

LGBTQ等の性的少数者に関する正しい理解・認識を深め、いじめや差別、偏見の解消を図るため、冊子を活用した啓発活動や性的少数者に関わる相談員向け研修を実施します。また、パートナーシップ宣誓制度を運用し、性的少数者の人権擁護を進めます。

(性的少数者に対する理解促進)



ぐんまパートナーシップ宣誓書受領カード

●数値目標

項 目	現 状	目 標
男女は同じ人間だから、家庭や社会でその果たす役割を分けて固定する必要はないと回答した割合	中学生64.5% 高校生58.0% 若者67.7% (R5年度)	100% (R10年度)

基本目標(2)

非認知能力育成と活躍できる機会づくり

基本施策⑥

外国人のこども・若者とその家族への支援

現状・課題

群馬県で生活する外国人数は、2023(令和5)年12月末時点で、115か国・地域、72,315人となり、過去最高を更新しました。外国人児童生徒の状況を見ると、県内28市町村に在籍し、伊勢崎市、太田市、大泉町が主な集住地域となっており、児童生徒の母言語も多言語化しています。言語、文化、習慣、日常生活に関する制度の相違から生じる課題を解決し、多文化共生・共創社会の実現を目指します。

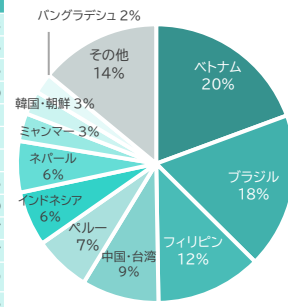
文部科学省調査によると、日本語指導が必要な外国籍児童生徒数は、小学生1,095人、中学生340人、高校生104人となっており、今後も増加傾向が続くことが見込まれます。また、不就学又は不就学の可能性がある学齢期相当の外国人のこどもも200人以上いると見られ、就学期前後を通じた包括的な支援が課題となっています。

学校現場においては、日本語で日常会話が十分にできない、または日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒が増加しているため、学校における日本語指導や、よりきめ細かな支援が急務であり、地域差のない一貫した指導体制の構築やその充実を進める必要があります。

また、外国人児童生徒等が自己肯定感を高め、将来のキャリアや職業、生活などに夢や希望を持って学習を続けられるようにするためには、高等学校・大学等への進学や就職等の進路選択を支援することが重要です。

● 国・地域別外国人住民数(2023.12末現在)

区分(国籍)	人数	R4.12	増減
1 ベトナム	14,012	11,909	2,103
2 ブラジル	13,063	12,667	396
3 フィリピン	8,897	8,331	566
4 中国・台湾	6,894	6,634	260
5 ベルギー	4,760	4,709	51
6 インドネシア	4,602	3,069	1,533
7 ネパール	4,305	3,844	461
8 ミャンマー	2,345	1,720	625
9 韓国・朝鮮	2,311	2,311	0
10 バングラデシュ	1,701	1,464	237
その他	9,425	8,668	757
合計	72,315	65,326	6,989
国数	115	109	6



(出典)県外国人住民数調査(2023.12末)

施策の方向

ア)外国人への生活支援

外国人が、生活に必要な情報を入手し、安全・安心に暮らせる環境を整備するほか、多言語対応に加え、外国人が必要とするレベルの日本語を習得できるように、日本語を学習する機会を提供するとともに、医療、災害など生活の様々な分野において支援体制を強化します。

(多言語対応の充実及びやさしい日本語の普及推進、安全・安心に暮らし続けられる環境づくり)



外国人住民向け防災訓練の様子
(R5年度)

イ)外国人児童生徒への教育支援

● 児童生徒の日本語能力や生活習慣等に応じ、一人一人に寄り添った個別の支援を行います。また、「外国人児童生徒等教育・心理サポート事業」により、外国人児童生徒や保護者に対して電話相談や心理カウンセリング等の心理的サポート、日本語指導・教科指導等の必要な支援を行うことで、不登校・不就学の予防や解決を目指します。

● 県立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒に対し、きめ細かな指導や支援の充実を図るとともに、県立高等学校における日本語指導や支援の実践を蓄積し、各高等学校における日本語指導の体制整備を進めます。

(外国人児童生徒等受入促進、外国人児童生徒等教育・心理サポート事業、県立高等学校等における日本語指導の体制づくり)

ウ)外国人児童生徒等のキャリア教育支援

社会との関わりの中で、課題解決しながら自分らしい生き方をする力を育むための教育や支援を行います。

(進路ガイダンスやロールモデルの提示、インターンシップの実施)

● 数値目標

項目	現 状	目 標
高校進学率の外国人生徒と全体との差	-8.9% (R4年度)	0%

基本目標(3)

切れ目のない保健・医療の提供

基本施策①

生涯にわたる健康支援

現状・課題

プレコンセプションケア

将来の妊娠の可能性を考えながら、若いうちから、男女ともに、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進する必要があります。

体の育成と生活習慣

国内において子宮頸がんで亡くなる方は、年間3,000人程度と報告されています。子宮頸がん対策には、HPVワクチンの接種と、定期的な検診が有効とされていますが、HPVワクチンは、諸外国では高い接種率で推移する国がある一方で、日本では接種率が低いまま推移しているという状況があります。

こども・若者の心身の健康や意欲を高めるには、規則正しい生活習慣が欠かせません。群馬県では、こどもの肥満、若年女性のやせ、小中学生の朝食欠食等の課題があります。特に、「全国学力・学習状況調査(令和6年)」によると、朝食を欠食する児童生徒の割合は、近年、横ばい傾向が続いています。偏った栄養摂取や朝食の欠食など、食生活の乱れは、大人になってからの生活習慣病との関係も指摘されており、その改善が重要です。

生涯を通じて健全な心身を育むためには、適切な運動、主食・主菜・副菜・果物・乳製品をそろえたバランスの良い食事、十分な休養など、こどものころからの基本的な生活習慣の形成が重要です。また、食べる喜び、話す楽しみ等の生活の質向上のため、口腔機能の獲得・維持・向上を図ることが重要です。

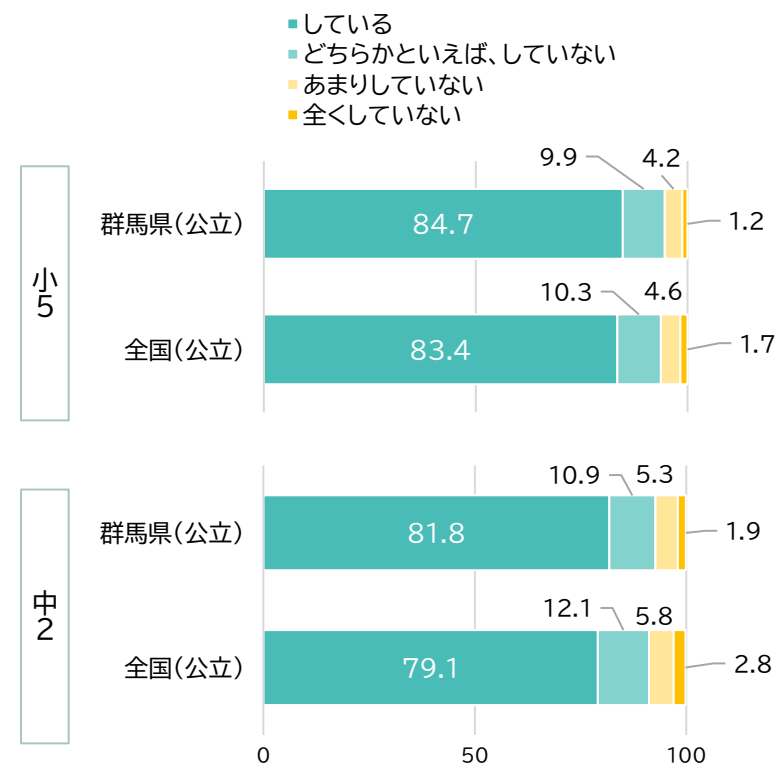
母子保健情報のデジタル化

国においては、令和8年度以降、母子保健情報のデジタル化を進めることとしており、妊娠期及び乳幼児期の記録に係る健康情報の電子化及び標準化が進められることとなっています。

(用語解説)

■プレコンセプションケア:直訳すると「妊娠前からのヘルスケア」を指し、将来の妊娠を考えながら自分たちの生活や健康に向き合うよう促すこと

● 朝食を毎日食べていますか



(出典)文部科学省「全国学力・学習状況調査」(R6年度)

基本目標(3)

切れ目のない保健・医療の提供

基本施策①

生涯にわたる健康支援

施策の方向

ア) プレコンセプションケアの推進

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付けられるよう、特に思春期の若者世代に対して支援を行います。

(性や健康に関する正しい知識の普及、風しん対策、HPVワクチンへの理解促進と、接種しやすい環境の整備)

イ) 健やかな体の育成と基本的な生活習慣の形成

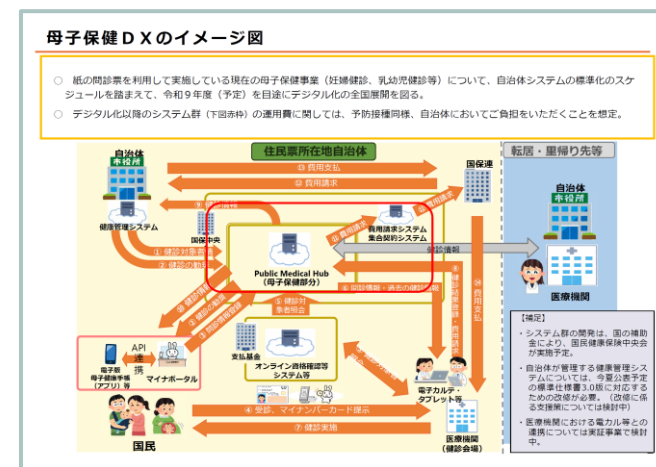
- 保育所・幼稚園・学校等の給食を通じ、望ましい食習慣が身に付くよう、栄養管理や食育に関する指導助言を行います。
- 県民一人一人が主体的に食育に取り組めるよう、食育推進のためのネットワークづくりを進めます。
- こどもとその保護者を主軸に、生涯にわたり食育が実践できるよう、地域(市町村、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等)の食育活動を支援するための食育教材の普及、人材育成等に取り組めます。また、ぐんま食育応援企業との連携、協力により家庭や地域における食育を推進します。
- 身体発育の妨げになる喫煙や受動喫煙についての知識を普及啓発するため、学校等関係機関と協力して児童生徒や保護者を対象に喫煙防止等に関する健康教育を積極的に行います。
- 各ライフステージにおいて、良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能の獲得を図ります。

(食育の推進、20歳未満者の喫煙防止等の啓発、適切な口腔機能の獲得)

ウ)母子保健情報のデジタル化

母子保健情報のデジタル化により、利用者がスマートフォンで健診の受診や、結果の確認ができるようになります。また、居住市町村と里帰り先の市町村との間で母子保健情報がスムーズに引き継がれ、切れ目のない支援が提供可能となります。こうしたことから、市町村が円滑に運営できるよう、広域的な支援を行います。

(母子保健DXに向けた市町村支援)



● 数值目標

こども家庭庁資料「母子保健DXの推進について」より

項 目	現 状	目 標
食育に関心を持っている県民の割合	78.0% (H30年度)	90%以上 (R7年度)
3歳で不正咬合等が認められる者の減少	13.0% (R2年度)	7.5% (R17年度)
朝食を全く食べない小・中学生の割合	小学生1.2% 中学生1.9% (R6年度)	小学生0% 中学生0%

基本目標(3)

切れ目のない保健・医療の提供

基本施策② 小児医療サービスの充実

現状・課題

休日・夜間における小児救急患者の多くが軽症患者であり、当直可能な医師が不足する中で、小児救急医療を担う医療機関にとって大きな負担となっており、本来対応すべき重症患者への対応が遅れることも懸念されています。

また、県内唯一のこども専門病院であり、総合周産期母子医療センターの機能を有する県立小児医療センターは、小児医療及び周産期医療の最後の砦として、多くの患者を受け入れています。開設から40年以上が経過し、建物の老朽化が著しく、また小児から成人への移行期の患者への対応等の課題を抱えています。

さらに、NICU等を退院し在宅医療にスムーズに移行できる支援体制や受入体制などの環境整備が必要です。県内では、医療的ケア児等に対応可能な医療機関が、病院・診療所60か所、歯科診療所116か所、訪問看護事業所105か所(2023(令和5)年度障害政策課調べ)となっています。

施策の方向

ア)小児医療提供体制の充実

小児患者の重症度に応じた医療が提供される体制を整備するとともに、適正な受診がなされるよう相談支援に取り組めます。また、県立小児医療センターの移転再整備に取り組み、小児医療提供体制の強化・充実を図ります。

(小児救急医療体制の整備、子ども医療電話相談(＃8000)の実施、小児科医師の確保、県立小児医療センターの再整備)

●小児救急電話相談(＃8000)

★子どもが急に具合が悪くなったとき、すぐに受診した方がよいのか、家庭でどのように処置をすればよいのか等について、保健師または看護師が電話で相談に応じます。

＃8000番におかけください

受付時間

月～土曜日 午後6時～翌朝午前8時
日曜、祝日、年末年始 午前8時～翌朝午前8時

※通話料は有料です
※IP電話・ダイヤル回線をご利用の方は、携帯電話からおかけください。
※平日の日中は、かかりつけ医などにご相談ください。

＜利用上の注意＞
・この電話相談は病気の診断・治療をするものではありません。保護者が判断するための参考としてお聞きください。
・明らかに緊急を要する場合は、119番で救急車を呼んでください。



小児救急電話相談「＃8000」

イ)小児等在宅医療連携体制の充実

- 医療的ケアを要する小児などの実数調査や医療的ケア児等支援に関する社会資源調査を行い、小児等在宅医療に係る課題の把握に取り組みます。
- 小児等の在宅医療の受入が可能な医療機関・訪問看護事業所の拡大を図るため、小児等の在宅医療に係る研修会等を実施し、小児等の在宅医療に関する理解の促進や人材育成に取り組めます。また、関係者による協議の場を開催し、医療的ケア児等支援において各分野の連携した支援体制を構築します。

(医療的ケア児等支援センターの運営)



県立小児医療センター

●数値目標

項目	現状	目標
小児等在宅医療に対応した医療機関数	34か所 (R5年度)	33か所
小児等在宅医療に対応した訪問看護事業所数	55か所 (R5年度)	38か所

基本目標(3)

切れ目のない保健・医療の提供

基本施策③

慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

現状・課題

小児慢性特定疾病は、症状や治療が長期にわたることから、生活の質の低下や医療費が高額になるなど、こども・若者とその家族への負担が大きい状況にあります。また、疾患・治療の影響により、教育や社会性を身に付ける機会が十分得られないこともあります。療養生活を送りながら、地域で安心して暮らせるよう、経済的負担の軽減や自立に向けた支援が必要です。

小児・AYA世代(概ね15～30歳台)のがんは、他の世代に比べて患者数が少ない一方、就学、進学、就職、就労、生殖機能の温存、結婚、妊娠・出産など患者の状況や年代に

応じた多様なニーズがあることから、この世代の特徴に合わせた相談支援や情報提供を行うことができる体制の整備が求められています。

小児・AYA世代のがん患者は、がんの治療により、将来こどもを持つことが困難になる場合があります。そのため、患者の治療においては、がん治療を最優先としつつ、患者の生殖機能の温存に配慮した相談支援や情報提供が行われるとともに、生殖医療との連携が重要となっています。

施策の方向

ア) 経済的負担の軽減や自立促進

- 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成します。
- 幼少期から慢性的な疾病にかかっているため、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図ります。

(小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業)

イ) 若年がん患者等への支援

若年がん患者の在宅療養を支援するため、在宅療養にかかる費用の一部を市町村とともに助成するとともに、ホームページや情報誌等により、ライフステージに応じた必要とされる情報の提供を行います。

(若年がん患者の在宅療養支援、ライフステージに応じたがん患者支援情報等の提供)

ウ) がん患者の生殖機能温存に関する普及啓発と費用負担の軽減

小児・AYA世代のがん患者の治療における生殖機能の温存について、がん患者や家族も含めた県民及び医療関係者に対する普及啓発に努めるとともに、温存にかかる費用負担の軽減を図ります。

(「ぐんまの安心がんサポートブック」の発行・配布、妊孕性温存療法助成事業)



ぐんまの安心がんサポートブック

● 数値目標

項 目	現 状	目 標
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 窓口相談件数 医療給付申請以外の相談(病気・病状、日常生活、就園・就学等に関するもの)	101件 (R5年度)	162件

基本目標(3)

切れ目のない保健・医療の提供

基本施策④

医療的ケア児等への支援

現状・課題

県内における医療的ケア児等(20歳以上を含む)は、572人(2022(令和4)年度健康長寿社会づくり推進課調べ)おり、このうち在宅で過ごす医療的ケア児等は、403人います。医療的ケア児等が地域の療養・療育環境や在宅医療にスムーズに移行できる支援体制の構築が求められています。

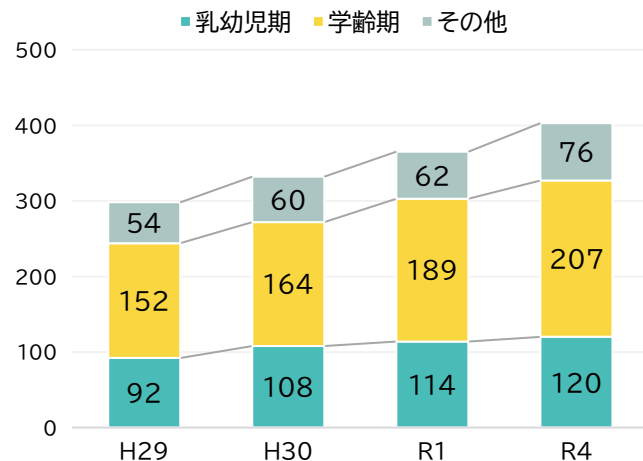
また、医療的ケア児等とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすため、医療的ケア児等を支援する人材や社会資源の確保が求められています。

県内の特別支援学校、公立小・中・高等学校における医療的ケアが必要な児童生徒は、149人在籍し、看護師等172人(2023(令和5)年度文部科学省調査)が、喀痰吸引や経管栄養等の医療行為に対応しています。

保育施設においては、2024(令和6)年5月現在、県内9カ所の施設で14名の医療的ケア児の受入れを行っています。

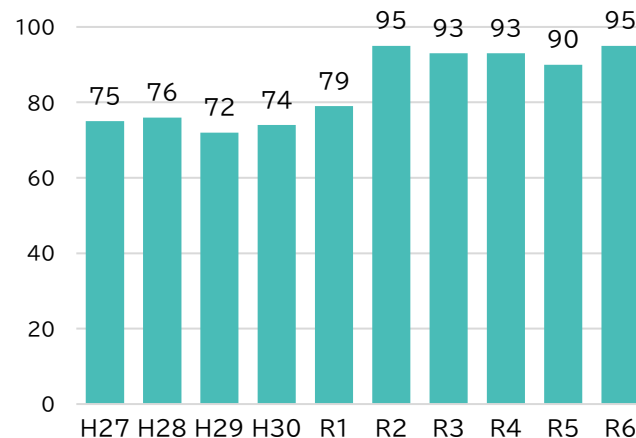
今後も引き続き、関係機関との連携し、安全な医療的ケア実施体制を確保するとともに、医療的ケアが必要なこどもたちの学びの機会や質を保障する体制の整備を進める必要があります。また、保護者の負担がより軽減することができるよう支援策を検討する必要があります。

● 群馬県内の在宅の医療的ケア児等(20歳以上含む)の推移



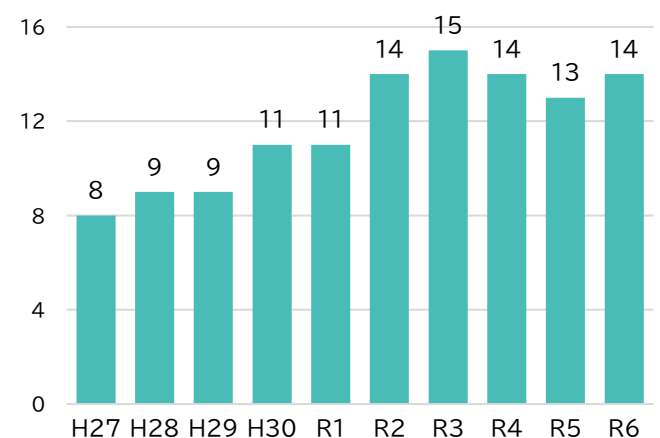
(出典)県健康長寿社会づくり推進課調べ

● 県立学校において医療的ケアを受けている児童生徒数の推移



(出典)県特別支援教育課調べ

● 医療的ケアを実施している県立学校数の推移



基本目標(3)

切れ目のない保健・医療の提供

基本施策④ 医療的ケア児等への支援

施策の方向

ア)相談支援

在宅の医療的ケア児等及びその家族が、その地域で安心して生活を営むことができるよう家族や関係団体からの相談に対応します。

(相談窓口設置)

イ)安全な医療的ケア実施の体制整備

- 県立学校に看護師を派遣し、医療的ケアの実施及び教員への助言を行います。
- 県内の保育施設で医療的ケア児等を受け入れるため、看護師の雇上、施設整備、ケアに必要な消耗品の購入を支援します。

(県立学校等への医師・看護師派遣、医療的ケア児保育支援)

ウ)人材育成と地域づくり

- 医療的ケア児等支援者を対象とした各種研修会を実施するとともに、支援者のネットワークを構築します。
- 医療的支援が必要な児童生徒の教育における医療機関等との連携・協力に関する検証・評価を行い、教育と医療が協働する群馬モデルを構築・推進します。
- 県立学校における医療的ケアが安全・適正に実施され、児童生徒の日々の教育の充実を図るため、認定特定行為業務従事者を養成するとともに、児童生徒の障害の状態を理解し、かわり方に関する確かな知識・技能を習得することを目的とした研修を行います。

(コーディネーター養成研修、支援者養成研修、看護師研修(実技)等)



県医療的ケア児等支援センターのチラシ

エ)調査分析と情報発信

- 県内の医療的ケア児等の実数調査、医療的ケア児等支援に関する社会資源の調査を行うとともに、センター公式LINEを設けて、医療的ケア児等支援に関する情報発信を行います。
- 医療的ケア児等登録フォームを設置し、家族の同意のもと基本情報を収集し、支援に活用します。

オ)家族支援

医療的ケア児等の家族会と協力し、同じ悩みや課題を持つご家族同士の交流や情報交換ができる場を設けます。

(家族同士の交流事業の実施)



県医療的ケア児等支援センター 交流室

● 数値目標

項目	現状	目標
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	60人 (R6年度)	82人

基本目標(4)

困難な状況にあるこども・若者への支援

基本施策①

貧困による学びや生活上の困難の解消

現状・課題

県内では、小中学生の8.74%が要保護・重要保護児童生徒(「就学援助実施状況等調査」(文部科学省))であり、また、小学校6年生で17人に1人、中学校2年生で27人に1人の割合でヤングケアラーの疑いがあることが分かりました(「群馬県ヤングケアラー実態調査」(2022(令和4)年度))。

こどもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切り、貧困による困難をこどもたちが強いられることがない社会を作ることが求められています。

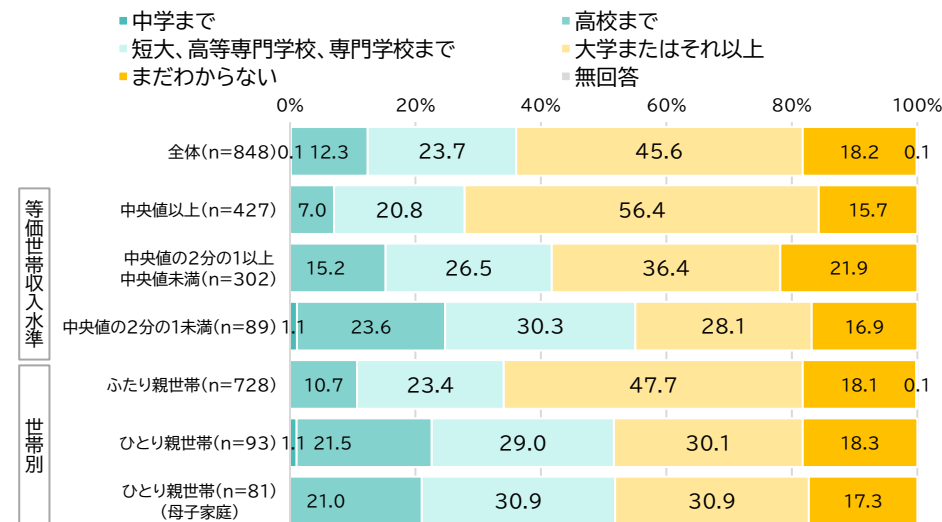
そのためには、全てのこどもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すことの重要性を周知するとともに、こどもの生活の中心である学校と家庭の環境を整える必要があります。

生活に困難を抱えた方の相談件数は、新型コロナウイルス感染症の流行時に大幅に増加し、その後は減少に転じましたが、物価高騰等の影響もあり、支援の強化が求められています。生活困窮状態にある方の多くは、失業や債務問題、家庭問題、病気など複合的な悩みを抱えていることから、支援に当たっては、包括的に相談を受け止め、様々な関係機関が関わりながら問題の解決を図る必要があります。

また、生活保護受給者のうち、就労支援が必要な方が増加しており、自立に向けた支援を行っていますが、求人と求職におけるミスマッチや、40～50代の方は年齢が阻害要因となり、就労に結びつきにくいという課題があります。

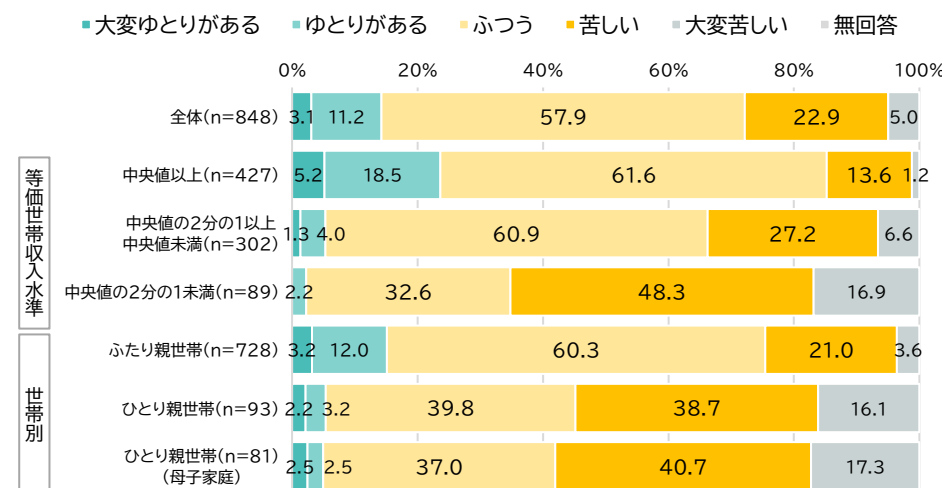
生活に困難を抱えた家庭の支援に当たっては、その家庭のこどもたちについても必要な支援を受けられるよう、ケースワーク等を通じて各家庭の状況に応じた相談支援を行っています。

●「子どもの進学段階に関する希望・展望」に関する集計結果



(出典)県子どもの生活実態調査(令和5年度)

●「暮らしの状況」に関する集計結果



(出典)県子どもの生活実態調査(令和5年度)

基本目標(4)

困難な状況にあるこども・若者への支援

基本施策①

貧困による学びや生活上の困難の解消

施策の方向

ア)教育の支援

全てのこども・若者が、家庭の経済状況に関わらず質の高い教育を受け、家庭の経済状況が理由で学校生活や進路が狭まったりすることなく、それぞれの夢に挑戦できるよう、教育の支援のための取組を進めます。

福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーや心理の専門家であるスクールカウンセラーを学校へ配置し、様々な悩みや課題を抱える児童生徒や保護者へ相談支援を行ったり、市町村福祉部局等の関係機関と連携し、支援をしながら、学校の相談機能を高めていきます。

(こどもの生活・学習支援、高等学校定時制課程修学奨励、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置)

イ)生活の安定に
資するための支援

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。

(こどもの居場所づくり推進、市町村等との情報共有)

ウ)生活に困窮する保護者
に対する生活や
就労などに関する支援

生活に困窮する保護者に対して、対象者の様々な状況やニーズを踏まえ、必要な支援を行います。また、就労が可能な方に対しては個々の状況を踏まえた就労支援を行い、対象世帯の経済的な自立を図ります。

(生活等の支援:生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、家計改善支援事業、一時生活支援事業、生活保護法における扶助費の支給及び助言)

(就労支援:群馬県シニア就業支援センターによる就労支援、生活困窮者自立相談支援事業、就労準備支援事業、生活保護受給者等就労自立促進事業、就労支援員による就労支援)

●数値目標

項 目	現 状	目 標
生活困窮者世帯等への学習支援実施市町村数	34 (R5年度)	35
専門家による支援の好転割合	31% (R5年度)	50%

基本目標(4)

困難な状況にあるこども・若者への支援

基本施策②

障害のあるこども・若者への支援

現状・課題

お互いの理解の促進、差別の解消
及び権利擁護の推進等

障害のある人が、社会における様々な障壁(バリア)により、自立した生活や社会参加を妨げられている状況を解消していくため、障害や障害のある人に対する理解を深め、差別や偏見といった心の中にある障壁(バリア)を取り払う「心のバリアフリー」の考え方を広めていくことが重要です。



内閣府リーフレット

療育支援の充実

障害のあるこども・若者の支援に当たっては、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を一層強化し、切れ目のない一貫した療育の総合的支援体制の整備・充実を図ることが必要です。

保育所等における受入れ体制の充実

障害児を受け入れている保育所等は増加傾向にあります。一方で、保育士の人材不足等により受け入れが課題となっている施設もあります。

保健医療体制の充実

新生児期に見られる障害のうち、先天性の疾患に関しては、早期発見のシステムの充実、強化や早期に支援ができる療育体制の整備等が必要です。また、乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て、大人になるまでの育成過程にある者やその保護者等に、必要となる医療・保健等の提供に加え、乳幼児期における病気や不慮の事故等によって起こる障害を未然に防ぐためには、県民や関係者への知識の普及・啓発も大切です。

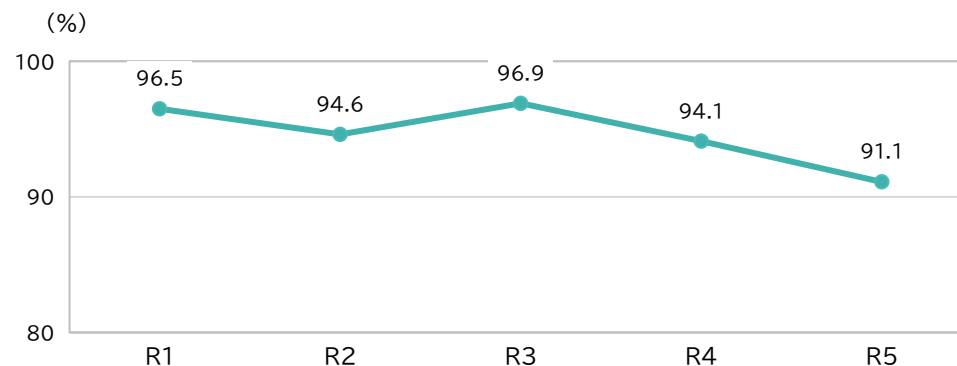
教育の充実

障害のある幼児、児童生徒の将来の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導・必要な支援を行うとともに、安心・安全に生活できる環境を整備することが重要です。

雇用の拡大、就労の促進

「第3期群馬県特別支援教育推進計画」では、「進路実現を目指した進路指導や職業教育の充実」「地域における将来の自立と社会参加に向けたキャリア教育の充実」を目指しています。2023(令和5)年度に特別支援学校高等部・専攻科を卒業生した生徒のうち、一般就労(事務所への就労)希望者の就労率(実現率)は91.1%でした。法定雇用率の引上げや一般事業所における合理的配慮の義務化等、法整備が進む中、生徒の働く意欲や知識・技能等を高めるとともに、福祉や就労の関係機関と連携し、生徒の進路実現を更に目指していくことが重要です。

● 県立特別支援学校の高等部・専攻科卒業生のうち希望者の一般就労実現率



(出典)県特別支援教育課調べ

基本目標(4)

困難な状況にあるこども・若者への支援

基本施策②

障害のあるこども・若者への支援

施策の方向

ア)障害等の理解促進

障害の有無に関わらず、全ての県民が、共に支えあい安心して暮らしていくために、障害や障害のある人への理解を深めるための広報・啓発や交流の促進等の取組を推進するとともに、障害を理由とした差別の解消や権利擁護の推進、虐待の防止に取り組んでいきます。また、「群馬県手話言語条例」に基づき、手話の普及や手話を利用しやすい環境の整備のための施策を積極的に推進します。

特別支援学校の児童生徒と小中高等学校及び中等教育学校の児童生徒との交流や、小中高等学校の通常学級と特別支援学級の児童生徒との交流を推進します。

(障害者週間記念行事、障害者差別解消を推進するための研修等、ヘルプマークの交付・周知啓発、障害者差別相談窓口等設置、ハートフルアート展(県特別支援学校児童生徒作品展))

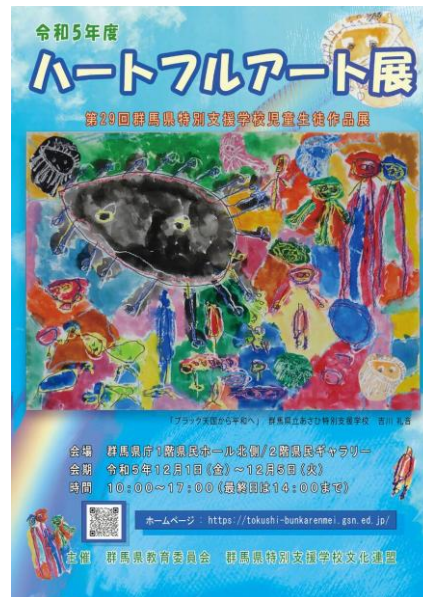


特別支援学校の生徒が作った
作業製品

作業製品に取り組む特別支援学校の生徒



ハートフルアート展ポスター



イ)療育支援の充実

発達障害のあるこどもについて、地域における相談支援体制の充実を図ります。また、障害のあるこどもやその家族が、適切な支援を受けられるよう、児童発達支援センターの機能強化を推進するとともに、市町村や関係機関と連携し、適正な障害児通所支援事業所の確保と質の向上に取り組みます。

難聴児について、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携強化を図り、各機関の機能の活用と相互の情報共有により、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保、療育体制の整備を進めます。

(発達障害児の支援体制整備、発達障害者支援センター運営、障害児通所支援等推進、ペアレントメンター事業、障害児療育体制推進事業、聴覚障害児支援中核機能強化事業)



手話普及啓発リーフレット(こども向け)

基本目標(4)

困難な状況にあるこども・若者への支援

基本施策②

障害のあるこども・若者への支援

施策の方向

ウ)保健医療体制の充実

障害のあるこどもが安心して保健・医療サービスを受けられるよう、地域の医療体制の整備・充実を図るとともに、県民や関係者への知識の普及・啓発を進めます。

(障害児医療給付、乳幼児健診推進)

エ)教育の充実

医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校における医療的ケア実施体制の整備を進め、障害のあるこどもの地域社会へのインクルージョンを推進します。

障害のある児童生徒に対するより効果の大きい支援を実現することを目的に、スクールバスによる通学負担の軽減に取り組みます。

(障害幼児の就園促進、スクールバスの運行、インクルーシブ教育推進事業、地域・関係機関の連携)

オ)就業や生活の支援と雇用促進

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、障害者の雇用機会の拡大のため、企業に普及啓発等を行い、雇用を促進しています。

特別支援学校におけるキャリア教育及び進路指導の充実を図ります。進路ガイダンスやキャリアパスポートの活用等を通して、一人一人の障害の状態や発達段階等に合わせキャリア発達を促していきます。進路実現を目指した職業教育の充実を図ります。各学校の特色ある作業学習が更に充実するよう、作業製品のブランド化を通して質の高い製品を作る意識を高めていきます。

(障害者雇用促進強化対策、障害者委託訓練、進路ガイダンスの実施、キャリアパスポートの有効活用、教員向けにキャリア教育に関する研修、作業学習充実と作業製品のブランド化、喫茶サービス基礎研修、卒後定着支援)



社内研修の様子



障害者就労支援事業

●数値目標

項目	現状	目標
児童発達支援センターの設置圏域数	9圏域 (R6.3)	10圏域

基本目標(4)

困難な状況にあるこども・若者への支援

基本施策③

虐待の根絶と養育環境の改善

現状・課題

児童虐待の防止等に関する法律の施行から24年が経過しましたが、未だに数多くの児童虐待が発生しています。全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は右肩上がりが増加し、2022(令和4)年度には21万件を超えました。県の児童相談所においても、2023(令和5)年度に1,832件もの児童虐待相談対応を行いました。

県では、2021年(令和3)年4月から「群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例」を施行し、虐待通告に対して原則24時間以内にこどもの安全確認を行うとともに、警察、医療機関及び市町村等の関係機関との連携を強化するなど、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応に取り組んでいます。



こども家庭庁「オレンジリボン・虐待防止推進キャンペーン」ポスター

2024年(令和6)年4月施行の改正児童福祉法においては、虐待等を受けたこどもが一時的に生活する一時保護所の設備や運営について、都道府県が条例で定めることや、一時保護所・児童養護施設等に入退所する際など、こどもの意見を十分に聴取することが必要とされたため、こどもの権利に十分に配慮した条例を制定するとともに、一時保護児童への意見聴取等に取り組んでいます。

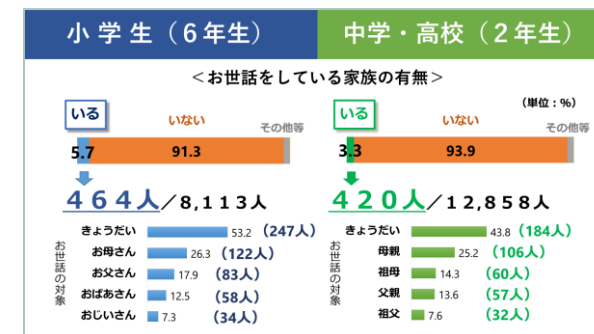
改正児童福祉法においては、児童養護施設や里親家庭等の経験者で、原則18歳で自立を求められる若者(いわゆるケアリーバー)への支援を都道府県が行うことも求められています。ケアリーバーは、施設等を退所した後も、頼れる親族等がないことで、孤立や困窮状況に陥ることが多いとされています。県内では、毎年20名から30名ほどの若者が児童養護施設等を退所し、新たに自立生活を始めており、こうした若者が、就職後・進学後の生活を不安なく送るための相談援助や就労支援を行う体制を充実させていくことが必要です。

● 群馬県内の児童相談所等の情報

<https://www.pref.gunma.jp/page/4177.html>



また、2022(令和4)年度に県が約4万9千の個人・団体を対象に行ったヤングケアラーに関する実態調査では、調査を行った小学生の5.7%、中高生の3.3%が「お世話をしている家族がいる」と回答しており、このうち約7割の児童生徒が「悩みを相談したことがない」と回答しました。さらに、学校や医療機関等の関係機関へ、ヤングケアラーに必要な支援を尋ねたところ、約7割が「相談しやすい環境整備が必要」と回答しました。ヤングケアラーについては、周囲がその存在に気づき、必要な支援につなげていくことが重要であるため、県では、2023(令和5)年度からヤングケアラーやその支援者からの相談を受け付け、関係機関とのパイプ役となる「ヤングケアラー支援コーディネーター」を、NPO法人への委託により2名配置し、ワンストップ相談を開始しています。



(出典)県ヤングケアラー実態調査(R4年度)

基本目標(4)

困難な状況にあるこども・若者への支援

基本施策③

虐待の根絶と養育環境の改善

施策の方向

ア)虐待予防のための包括的な支援

- 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、切れ目のない支援を届けることで、虐待を予防します。また、広く相談窓口を設けることで支援が必要な家庭を早期に発見し、虐待に至る前に予防的な支援を行います。
- 各市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画に基づき実施される「児童育成支援拠点事業」に対して交付金を交付し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に支援します。
- 養育環境等に課題を抱える児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に対して支援を行います。

(養育環境等に課題を抱える児童の居場所となる場を開設、相談窓口の整備、市町村こども家庭センターの設置支援、子育てトレーナー養成講座)

イ)虐待の早期発見・早期対応

- 虐待が発生した場合、又は虐待のおそれがある場合には、早期に発見し、こどもの安全確保等、早期に対応する体制を整備します。
- 「群馬県児童虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例」の目的を広く県民に周知し、児童虐待防止対策の啓発を行います。

(189(いちはやく)の周知、こどもの早期安全確認、関係機関との連携)



児童虐待防止の啓発活動

ウ)一時保護所の環境改善と家庭から孤立したこども・若者への支援

一時保護されるこどもの状況に応じた個別ケアやこどもの権利擁護等を推進します。

(一時保護所環境整備、一時保護児童等のこどもの権利擁護に係る環境整備(再掲))

エ)こども家庭福祉分野に携わる人材確保と育成

- 緊急事案に即応できるよう、国配置基準を基本とし、児童相談所への職員配置を充実します。
- 多様化・複雑化してきている子育て世帯のニーズに応えられるよう、児童相談所職員の資質向上を目的とした研修参加を促します。

(児童相談所の体制強化、人材の育成)

オ)社会的養護を必要とする子ども・若者への支援

- ケアリーバーについては、施設等入所中から自立に向けた支援を行い、退所後も必要な支援を行います。
- 一時保護や施設入所しているこども等ができる限り良好な家庭的環境で暮らせるよう施設の小規模化・多機能化を進めるとともに、必要な改修工事等を行います。

(ケアリーバー等支援、児童相談所・ぐんま学園・しろがね学園施設整備、児童福祉施設等整備補助、一時保護児童等のこどもの権利擁護に係る環境整備)

※ 具体的な施策は、「群馬県社会的養育推進計画」に基づいて実施していきます。

カ)ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーを早期発見し適切な支援につなげるため、市町村と連携して支援に取り組みます。また、行動圏域が広がる若者年代のヤングケアラーについては、県が主体的に状況を把握し、支援につなげていきます。

(市町村との連携、学校現場における早期発見・対応)

数値目標

項目	現状	目標
児童福祉司スーパーバイザー配置員数	10人 (R6.4.1時点)	国基準に基づく配置数
里親等委託率	30.2% (R5年度)	3歳未満:75% 3歳～就学前:75% 学童期以降:50%

基本目標(4)

困難な状況にある子ども・若者への支援

基本施策④

自殺や犯罪から子ども・若者を守る

現状・課題

自殺予防

2023(令和5)年度の警察庁自殺統計によると、日本全体の自殺者数は減少していますが、若者の自殺者数は増加傾向にあり、群馬県においても、10代の若者の自殺者数は、1997(平成9)年度以降横ばいで推移し減少していない状況にあり、15～34歳の死因の第1位(人口動態統計(2023(令和5)年))は自殺となっています。また、SNSに起因する犯罪に若者が巻き込まれるケースは後を絶たず、ネットへの書き込みや動画の拡散など、SNSトラブルによるいじめなども問題となっていることから、若年層を対象に、SOSの出し方に関する教育や自己肯定感を高める教育などの取組を推進する必要があります。

特に、高校生は精神的に不安定な年代であり、「死にたい」と思ったことがある高校生は20～30%に達するという調査報告があるほか、自分の身体を傷つける高校生も10%前後認められるなど、高校生の自殺を未然に防ぐことは、学校教育における最重要課題の一つとなっています。

犯罪予防

登下校時の児童が被害者となる事件事故が全国的に発生し社会問題になっており、県内においても子どもや女性が不審者に声をかけられたり、身体を触れられるなどの「声かけ事案」が後を絶ちません。声かけ事案は、犯罪の予兆として性犯罪や誘拐などの重大犯罪に結びつく危険性があり、児童、生徒、保護者への不審者情報の迅速な発信と安全・安心な地域づくりが求められます。

被害を防止するため、引き続き、地域全体で子どもの安全を守る体制を整備することに加え、子ども自身の危険回避能力の向上対策や、女性自身の危険回避能力を高めるための広報啓発が必要です。

低学年児童のスマートフォン所持率が25%を超える(県警本部「令和5年度児童生徒の生活と規範意識に関するアンケート調査」)などインターネットの普及が進み、子どもがSNS等を通じてグルーミングされ性犯罪の被害者となることや、子ども・若者が「闇バイト」等の犯罪加害者になることなどが全国各地で起きています。ネット利用に関して保護者と子どもが相談してルールをつくることやペアレンタルコントロールの普及、違法・有害情報へのアクセスを制限するフィルタリング設定の必要性等を周知する必要があります。

防災教育や
発災後の
こどもケア

昨今、日本全体で大規模災害が数多く発生しており、防災教育・学校安全の取組が注目されています。幼児期から保育所等において計画的な防災訓練等に参加することにより、子どもたちが災害時の行動の仕方を理解していることが重要です。学童期以降は、各教科や特別活動を通じて地域の災害についての知識を深めたり、災害から身を守る行動を訓練していく必要があります。また、発災後の子どもたちの心のケアや保育施設や学校の防災機能向上が課題となっています。

犯罪被害者
支援

犯罪被害者やその家族には、生命、身体、財産上の直接的被害のほか、精神的ショックや身体の不調、経済的問題、周囲からのストレスなど二次的被害も発生します。特に、性暴力・性犯罪の被害については、被害者が羞恥心や自責の念、今後の生活への不安など様々な理由から被害の申告をためらう傾向にあり、被害が潜在化しやすいこと、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったこと等により、心身に悪影響を受けるおそれがある子ども等がいることなどの課題があります。

薬物乱用防止

地域社会の中において、薬物依存症者及びその家族が関係機関の支援を受けられるよう環境整備を推進していくことが求められており、薬物依存症治療を実施する医療機関の整備するとともに、関係機関が連携して、薬物依存症者への各施策を一体的に実施していくこととします。(「第六次薬物乱用防止五か年戦略」(厚生労働省))

基本目標(4)

困難な状況にあるこども・若者への支援

基本施策④

自殺や犯罪からこども・若者を守る

施策の方向

ア)こども・若者の自殺対策の推進

- こどもたちが抱えているSOSをいつでも出せるように、各学校においてSOSの出し方教育を充実します。
- 毎年度4月、公立高等学校・公立中等教育学校の生徒指導主事を対象とした生徒指導対策協議会を開催します。
- 自殺予防について、早期発見・早期支援の徹底を図るとともに、自殺の予防に係る校内研修を実施します。
- 希死念慮を抱える生徒を把握した場合、速やかに危機対応チームでスクリーニングを行う等、迅速な組織的対応を徹底します。
- 心の課題を抱えたこどもに対して、医療・教育・保健福祉関係者が連携し、適切な対応をとれる体制を構築します。

(思春期保健の充実、こどもの心のケアの充実、こどもが相談しやすい環境の整備、不安を抱える女性へのつながりサポート相談支援事業、SOSの出し方教育プログラムの実施、全ての教職員の自殺予防に係る意識を高め知見を深める)

イ)安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

- セーフネット標語「おぜのかみさま」を活用し、ネットリテラシーの向上など、児童生徒、教職員、保護者等に対し、インターネットに潜む危険性の認識と適正な利用について啓発を図ります。
- こどもたちが安全に安心してSNSと関わっていけるように、各学校においてネットリテラシー向上の取組を進めます。また、指導する立場である教職員への研修にも力を入れていきます。

(ゲーム依存症対策、携帯インターネット問題講習会開催、ICTリテラシー向上、フィルタリングの普及促進、情報モラル教育の推進、「おぜのかみさま」の普及啓発、有害環境浄化対策、インターネット利用環境の整備)



「おぜのかみさま」チラシ

ウ)犯罪や事故、災害からこどもを守る環境整備

- 県内のこどもの死亡について、多機関による検証を行い、予防可能な要因について再発防止策を講じます。
- 保育所等、小学校、放課後児童クラブ、子ども会等で、こども向けに防犯出前講座を実施し、こどもが自らの身を守る力を引き出したり、危険な場所を見分ける力を養うとともに、大人向けには、自治会、PTA、育成会等で、地域の危険な場所の見分け方や地域の安全のために気をつけることを解説する防犯出前講座を実施し、地域の見守りを強化します。
- 犯罪被害者に寄り添った施策を総合的に推進します。犯罪被害者支援では、関係機関が相互に連携・協力し、被害者の方々に寄り添ったきめ細かい支援が必要であることから、支援に関する総合相談窓口を設置し、県、市町村、警察及び関係団体が連携して、途切れない支援を実施します。
- 学校、地域が連携し、こどもの安全、安心を確保することができるよう、不審者情報等の共有や、ボランティア等の体制の構築を行い、登下校を含む安全管理体制を整備します。また、スクールガード・リーダーを中心に、学校、地域、ボランティア等が連携をして、こどもの安全を図ります。
- 県内小中学生に向けた、防災教材の作成・配布を行い、災害安全に関する教育の推進を図ります。災害備蓄や発災後の心のケアを行い、学校の災害に対する対応力強化を行います。

(予防のためのこどもの死亡検証(Child Death Review)、こども向け防犯出前講座の実施、こどもの安全に関する情報の伝達、地域安全マップづくり活動支援、犯罪被害者への総合的な支援、地域ぐるみの学校安全体制整備推進、住民の自主防犯意識高揚のための情報発信、こどもの安全確保に向けた防犯ボランティア活動等に関する支援、こどもと女性の安全対策事業、幼児に対する防犯教室、大学生に対する犯罪被害者支援に関する講義等の積極的な開催及び犯罪被害者支援に係る社会活動への参加促進、犯罪被害者等の経済的・心理的負担の軽減、再被害のおそれのある犯罪被害者等に対する保護対策の推進、中学生・高校生対象の「命の大切さを学ぶ教室」の積極的な開催、保育所等における安全計画策定の義務、防災教育教材や学校向けの災害対応マニュアルの策定・周知)

基本目標(4)

困難な状況にある子ども・若者への支援

基本施策④

自殺や犯罪から子ども・若者を守る

施策の方向

エ)性犯罪・性暴力対策

性犯罪・性暴力被害者に対し、被害直後から必要な支援を可能な限りワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、早期の健康回復を図るとともに、被害の潜在化を防止します。

(性暴力被害者への総合的な支援、DV防止広報啓発、子ども・若者の福祉を害する犯罪対策、子ども・若者を取り巻く風俗環境の浄化)

オ)非行防止と自立支援

- 子どもの健全育成のために、学校間だけでなく教育委員会や警察など関係機関が情報交換や連携を図っていきます。
- 各保健福祉事務所に設置している薬物相談窓口では、麻薬・覚醒剤等に関する相談に応じます。
- 相談窓口や依存症回復支援、家族教室などの再乱用防止対策を充実させることにより、薬物乱用問題に直面している本人及び家族等の支援を行います。

(問題行動等対策会議開催、小学生に対する体験型万引防止教室、少年非行防止対策、少年補導や非行少年の処遇に関する専門職、薬物問題相談窓口、支援者技術向上、薬物依存症者等支援)

(用語解説)

■DV:配偶者・パートナー間の暴力のこと。子どもの目の前で暴力は「児童虐待」に該当し、暴力は周りの人の精神状態にも深刻な影響を与える。

<DVの例>

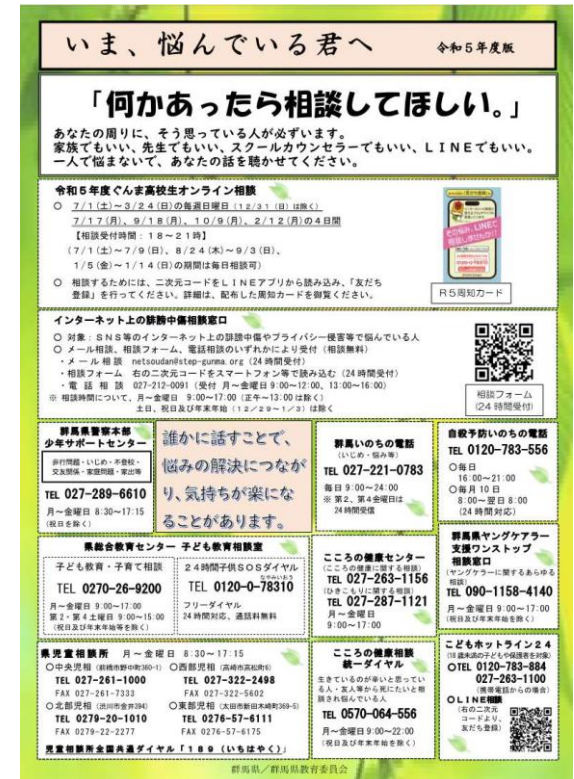
- ・ 身体的暴力・・・殴る、蹴る、首を絞める、物を投げる
- ・ 精神的暴力・・・怒鳴る、無視する、他人と連絡をとらせない、家族や友人に会うことを禁止する
- ・ 経済的暴力・・・仕事をやめさせようとする、生活費を渡さない、借金を重ねる
- ・ 性的暴力・・・性行為を強要する、避妊に協力しない



県性暴力被害者サポートセンター
「Saveぐんま」バナー



子ども向け防犯出前講座の様子



「いま、悩んでいる君へ」リーフレット

● 数値目標

項目	現状	目標
10代の自殺者数	9人 (R5年度)	0人
「群馬県SOSの出し方教育プログラム」等を活用したSOSの出し方に関する教育を実施している学校の割合	小学校86% (258/302) 中学校89% (141/158) (R5年度)	小中学校 100%
SNSによるいじめの件数(公立小中高特支)	228件 (R5年度)	100件以下

基本目標(4)

困難な状況にある子ども・若者への支援

基本施策⑤

社会的に孤立している若者等への支援

現状・課題

孤独・孤立対策

孤独・孤立対策は、人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るとされています。困難な状況にある子ども・若者が、孤独・孤立に陥らないようにするため、当事者や家族が支援を求める声をあげやすく、早期に周囲が気付いて対処できるための環境整備と、日常の様々な分野において緩やかな「つながり」が築ける多様な「居場所」を確保することが重要です。

ひきこもり等

ひきこもり状態にある者の中には、すでに生活困窮状態にある者や将来的に生活困窮に陥るリスクが高い者も含まれ、長期化・高齢化し、深刻な状態となるケースもあることから、早期の関わりや支援の充実が重要です。このため、ひきこもり支援センターと自立支援相談窓口との適切な役割分担の下、緊密な連携体制が必要であり、市町村が進める重層的相談支援体制の構築などにより組織横断的な取組が求められています。

「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文科省)によると、2023(令和5)年度における県内の不登校の児童生徒数は、小・中学校合計で

県では、2024(令和6)年5月に孤独・孤立対策を推進する基盤となる官民連携プラットフォームを設置しました。このプラットフォームには、不登校やひきこもり、LGBTQ等若者支援を行う団体も含めた多様な団体・企業が参画し、当事者を必要な支援に繋げ、支援が途切れず繋がりを続けることができる仕組みづくりを目指しています。

4,780人、高校1,203人となり、小学校、中学校ともに10年連続増加となりました。また、県「令和5年度生徒指導上の問題行動等調査結果報告書」においても、不登校(年30日以上)の児童生徒は引き続き増加傾向にあることが分かりました。

各学校においては、多様で複雑な要因・背景をできる限りの確に把握し、子どもたちが不登校に至った状況を理解し、本人や保護者へ寄り添った支援の充実組織として取り組む必要があります。あわせて、学校とは異なる視点できめ細かく対応することができる「学校以外の支援・相談の場」の必要性・重要性は、ますます高まっています。

地域若者サポートステーション

長らく就労していない若者の中には、いきなり働くことが難しかったり、コミュニケーションに不安を抱えていたりするなど、個々に悩みを抱えている方々が多くいます。

厚生労働省は、地域若者サポートステーション(以下「サポステ」という。)において、15歳～49歳までの働くことに悩みを抱えている若者に対し、個別・継続的な相談、本人・保護者を対象としたセミナーやグループワーク、就労体験等の支援を実施しています。

県では、各サポステにおいて専門家による職業自立のためのカウンセリングを実施し、幅広い相談体制を支援しています。また、就労に向けた手厚い支援として、仕分けやピッキング、清掃、組み立てなどの仕事を体験するジョブトレーニングを実施しています。

子ども・若者を取り巻く環境の変化

子ども・若者が抱える問題とその要因は、多様化・複雑化しています。行政だけでなく、様々な実情に精通した民間の団体等とも協働して課題解決を図るため、支援者の充実や支援者間の連携を強化する必要があります。

基本目標(4)

困難な状況にある子ども・若者への支援

基本施策⑤

社会的に孤立している若者等への支援

施策の方向

ア)孤独・孤立対策

- 周知・啓発を目的としたイベントの開催等を通じて、当事者が声をあげやすい環境づくりに取り組みます。
- 孤独・孤立対策に関する各種支援機関・団体の情報を集約し、ウェブサイトを通じて発信することで、相談支援につながりやすい環境整備に取り組みます。
- 支援機関・団体相互の連携・協働を推進し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりに取り組みます。
- 孤独・孤立の視点を持った相談対応ができる支援機関を育成するほか、孤独・孤立に悩む方をサポートする人材の養成に努めます。

(社会的機運の醸成、社会資源の見える化(情報発信)、官民連携によるつながりづくり、人材の育成・資質の向上)



群馬県 孤独・孤立支援ポータルサイト

イ)ひきこもり等の若者やその家族への支援

- 不登校など様々な悩みを抱える青少年や、いわゆる「ひきこもり」や「ニート」状態にある青少年及びそれらの保護者等を対象に、相談活動の実施や様々な体験活動を通じて自立支援を目指すとともに、高校中退者等の再学習のための相談・支援体制の充実を図り、各種情報の収集・提供を行います。
- 住民に身近な基礎自治体である市町村における相談窓口の設置と支援内容の充実(※)を図るため、県こころの健康センターに設置した「ひきこもり支援センター」を中心に、各市町村をバックアップする体制を構築しています。

※支援体制の構築に向けて、①ひきこもりに関する相談窓口の明確化と周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営、の取組を進めることが求められています。(①③は35市町村で実施・設置済)

(青少年自立・再学習支援事業(G-SKY Plan)の実施、ひきこもり相談支援、居場所づくり、ニート自立支援)



プラットフォーム会員募集チラシ

ウ)相談支援者の資質向上とネットワーク作り

子ども・若者の支援者を対象に、相談・支援の知識や技法、他機関との連携について理解を深めることを目的とした各種研修会等を開催し、資質の向上を図ります。また、支援者や支援を実施する団体間の情報共有の場を設け、支援者のネットワーク作りを推進します。

(支援者を対象とした各種研修会の開催、支援者のネットワークづくり)

●数値目標

項 目	現 状	目 標
県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員数	96団体 (R6年度)	146団体

「はじめの100か月」を社会全体で支える

【こどもの誕生前～幼児期】

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。育ちの環境の多様性を尊重しつつ、乳児期の愛着形成や幼児期の生きる力の獲得を目指します。

基本目標

大切な視点

(1) 妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の提供

- 妊娠や出産に関する正しい知識を広め、**不安や悩みの軽減を図る**ことが必要です。
- 核家族化が進む中、妊産婦と乳幼児、保護者を含む家庭全体に対し、産前・産後サポートはとても重要です。多様な支援ニーズに対応する**相談体制を推進する**とともに、妊産婦・新生児のリスクに応じた**周産期医療提供体制の整備・充実**が必要です。

(2) 「愛着形成」と「遊び」を通じた成長の保障

- 人格形成の基礎を培う**幼児教育・保育の質の向上**が求められています。
- 働く保護者の増加に伴い、保育士・保育教諭が不足しています。良質な教育・保育を提供するため、**保育士の育成・確保と専門性向上**が重要です。

(用語解説)

■「はじめの100か月」：2023(令和5)年12月22日に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」で示されたキーワード。母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期(いわゆる5歳児～小1)までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目するもの。

\\ ぐんまはココに着目！ //

育ちに大きな影響を与える保育の質を確保

低年齢児保育環境の充実



幼児期は、愛着形成を基礎とした情緒の安定や、他者への信頼感の醸成によって人生のスタートを切るための最も重要な時期です。

この重要な時期の多くの時間を過ごす保育の現場において、保育者がこども一人一人と接する時間を増やし、十分な言葉かけや愛着形成により、非認知能力や認知能力(IQ)の育成に取り組めます。

NEXT!

幼児期からの非認知能力の育成に取り組んでいきます



基本目標(1) 妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の提供

基本施策① 妊娠・出産に関する正しい知識の普及と相談体制の強化

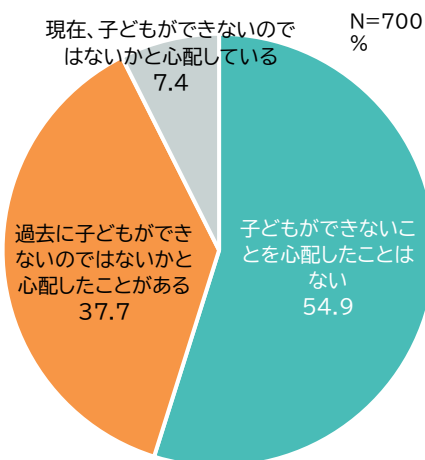
現状・課題

少子化や核家族化の進展など、妊娠・出産をめぐる社会情勢が大きく変化している中で、群馬県における予期せぬ妊娠に関する相談件数は、2023(令和5)年度に601件と増加傾向にあります。(妊娠SOS専門相談センター事業実績報告)

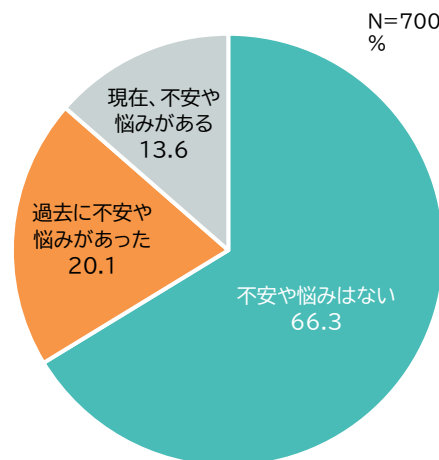
一方、県「令和5年度少子化対策に関する県民意識調査」によると、不妊や不育について、約4割の方が「不安や悩みの経験がある(又はあった)」と回答しています。

また、不妊・不育に関する専門的な相談に応じる群馬県不妊・不育専門相談センターの認知度については、「知らない」又は「聞いたことはあるがよく知らない」が9割、「知っている」が1割であったことから、必要な方が利用できるように、同センターの認知度を向上させる必要があります。

● 不妊について不安や悩みがありますか。



● 不育について不安や悩みがありますか。



※不育症…妊娠はするけれど2回以上の流産・死産もしくは生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡によって子どもを持っていない場合のこと

(出典)県少子化対策に関する県民意識調査(R5年度)(既婚者調査「4 妊娠・出産について」)

施策の方向

ア) 予期せぬ妊娠、女性の健康に関する相談支援

群馬県女性の健康・妊娠SOS専門相談センター等において、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等に対する相談体制を整備します。

(予期せぬ妊娠への相談)

(出典)ぐんま妊娠SOS(群馬県助産師会)



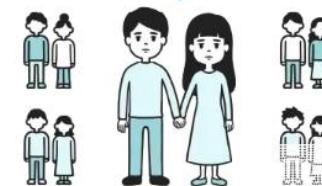
イ) 不妊・不育等に関する普及啓発と相談支援

群馬県不妊・不育専門相談センターにおいて専門的相談を行い、不妊や不育に悩む夫婦(家族)への支援を行うとともに、同センターの認知度向上を図ります。

(群馬県不妊不育専門相談センターにおける専門的相談対応、ホームページや広報用チラシ等による周知、県民公開講座の開催、不育症の治療に関する経済支援)

約4.4組に1組

不妊治療経験あり



(出典)みんなで知ろう、不妊症不育症のこと(こども家庭庁)

● 数値目標

項 目	現 状	目 標
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	96.7% (R4年度)	100%

基本目標(1) 妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の提供

基本施策② 安全で安心できる出産と産前産後ケアの提供

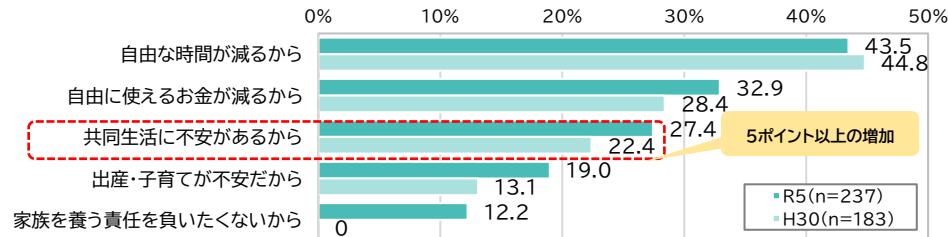
現状・課題

県「令和5年度少子化対策に関する県民意識調査」によると、独身者が結婚したくない理由として「出産・子育てが不安だから」と回答した率は、前回調査に比べて5ポイント以上増加し、19%となりました。子育てにおける地域とのかかわりも年々減少傾向にあるなど、社会全体で結婚や子育てを応援する機運の低下が危惧されています。全ての妊産婦や子育て世代が安心して妊娠、出産、子育てができる環境の更なる充実が必要となっています。

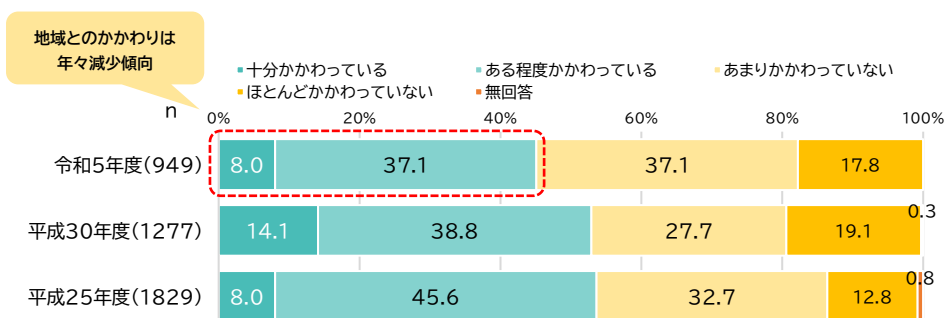
また、分娩取扱施設(助産所を含む。)の減少が続いていることから、分娩件数に応じた医療機関の確保や、妊産婦が近くで妊婦健診等を受けられる環境の整備が必要となっています。

県では、リスクの高い妊産婦や新生児に必要な医療を提供するため、総合周産期母子医療センター(1施設)及び地域周産期母子医療支援センター(7施設)等の医療提供体制を整備しており、体制の更なる充実と円滑な搬送体制の整備が求められています。

● 結婚したくない理由(独身者調査)



● 子育てにおける地域とのかかわりの程度(保護者調査)



(出典)県少子化対策に関する県民意識調査(R5年度)

施策の方向

ア) 出産に関する支援等の強化

様々な理由により、妊娠・出産に不安を抱える妊産婦に対し、安心して出産を迎えられるよう支援の強化に取り組みます。また、乳幼児の発育・発達や健康の維持、疾病の予防の観点から、新生児マススクリーニング検査体制を整備します。

(妊婦等包括相談支援、新生児マススクリーニング検査の実施、助産施設利用者への費用援助)

イ) 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない支援

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うことも家庭センターにおいて、妊娠期から身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「妊婦等包括相談支援」と経済的支援である「妊婦のための支援給付」を着実に推進します。

(市町村こども家庭センターの設置支援、妊産婦のメンタルヘルスへの支援、産後ケア事業の取組の推進、家庭を訪問して子育て相談を実施、家庭を訪問して養育に関する指導・助言等を実施)

ウ) 周産期医療提供体制の充実

安心して妊娠・出産が行える環境を整えるため、妊産婦や新生児のリスクに応じた周産期医療提供体制及び円滑な搬送体制の整備・充実を図ります。

(周産期医療機関への支援、妊産婦や新生児の搬送体制の整備、周産期医療従事者の確保)

(用語解説)

■助産施設:経済的な理由により病院や助産所で入院して出産することが困難な方が入院助産を受けることができる施設

● 数値目標

項目	現状	目標
産後ケア事業の利用者数(人日)	5,401 (R5年度)	11,358
新生児死亡率(出生千対)	1.2 (R5年度)	0.9以下

基本目標(1) 妊娠前から幼児期までの
切れ目のない保健・医療の提供

基本施策③ 乳幼児健診等の推進

現状・課題

乳幼児健診については、心身の発育状況を適切に把握するとともに、発達特性を早期に発見し、発達特性に合わせて適切な支援を行うことが必要です。

群馬県における1歳6か月健診の受診率は97.1%、3歳児健診の受診率は97.4%(厚生労働省「令和4年度地域保健・健康増進事業報告」)となっており、ほとんどのこどもが健診を受診する体制ができています。一方で、未受診児については、その保護者への確認をより強化し、悩みを抱える保護者等を早期に発見して相談支援につなげる必要があります。

また、今後も、医療、保健、福祉等の関係者が相互に連携を図り、聴覚検査、眼科検査、検尿等乳幼児健康診査の円滑な実施や精度管理を推進する必要があります。

さらに、乳幼児及び保護者を対象とした栄養指導については、健康診査等において、乳幼児の栄養状態や睡眠時間の確保に関し、医師や保健師等が評価や助言を行います。



施策の方向

ア)乳幼児健康診査等の体制整備

発達特性について早期に確認、支援できるよう、1歳6か月健診、3歳児健診等発育段階に応じたスクリーニングを推進します。

5歳児健診についてより多くの市町村で実施できるよう支援します。

聴覚検査、眼科検査、検尿等乳幼児健康診査の円滑な実施や精度管理の推進に向けて、関係機関と連携し、県内全域で同様の体制がとれるよう、広域的支援を推進します。

(乳幼児健康診査等の体制整備推進)

数値目標

項 目	現 状	目 標
乳幼児健診精密健康診査受診後の児について、その後の治療の状況等を把握している市町村数	32 (R4年度)	35



県内各地域の特性に応じた子ども・子育て支援事業(妊婦健診、全戸訪問、産後ケア、妊婦等包括相談支援、養育支援)の量の見込み、提供体制の確保の内容については、別冊「群馬県第3期群馬県子ども・子育て支援事業支援計画」に記載しています。

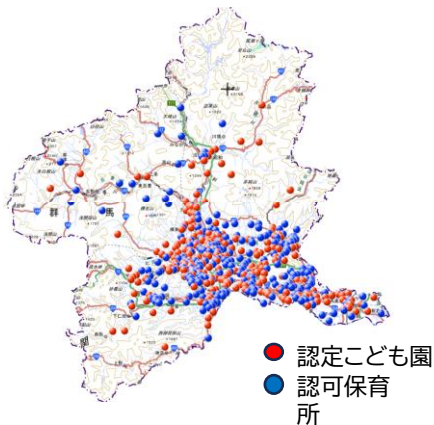
基本目標(2)「愛着形成」と「遊び」を通じた成長の保障

基本施策① 様々な状況に応じた幼児教育・保育の提供

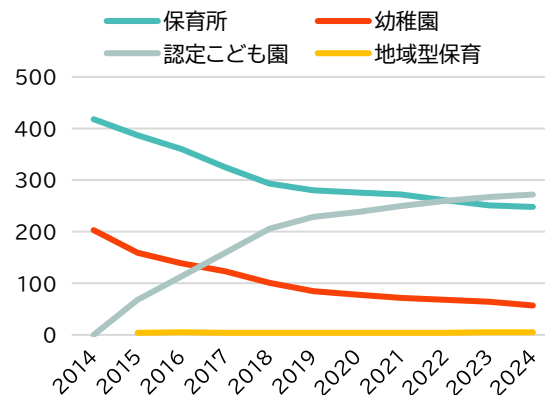
現状・課題

女性の社会進出の進展や共働き世帯・ひとり親家庭の増加等により、家庭内での子育てが難しくなっています。このため、幼児教育や保育施設の役割がますます重要になっています。一方、全国的に3歳未満児の保育需要が高く、県内でも待機児童が発生しています。(2024(令和6)年4月1日現在で12人)。また、発達に課題がある子どもや外国にルーツを持つ子どもなど、子どもたちのニーズや背景が多様化し、特別な支援が必要なケースが増えており、全てのこどもの健全な発達を促すため、一人一人に適した質の高い教育・保育の提供が求められています。住んでいる地域によって保育サービスに格差が生じないように、教育・保育の質の確保が必要となっています。

● 県内保育施設の分布



● 県内教育・保育施設数の推移



(出典)県子ども・子育て支援課調べ

施策の方向

ア)施設整備及び運営支援

一人一人のこどもが健やかに成長することができるよう、こども・子育て支援給付や、こども及びその養育者に必要な支援を行います。

(預かり保育を実施する私立幼稚園への補助、市町村が保育所や幼稚園等に支給する運営経費等の補助、幼保連携型認定こども園の遊具等の購入に要する経費の補助、保育所等設置促進や特別な支援が必要なこどもを受け入れるための補助)

イ)地域の身近な場を通じた支援の充実

多様化する子育て家庭のニーズに対応するため、市町村が地域の実情に応じて、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施する事業を推進します。

(子育てについて相談や情報提供及び助言、時間外保育費用の助成、病児保育施設の創設や改修に係る補助、こども誰でも通園制度の創設)



内閣官房内閣広報室HPより
「こども誰でも通園制度」の画像

● 数値目標

項 目	現 状	目 標
保育所・認定こども園等における待機児童数	12人 (R6.4.1時点)	0人



県内各地域の特性に応じた子ども・子育て支援事業(保育・幼児教育の提供体制、延長保育、多様な主体の参入促進)の量の見込み、提供体制の確保の内容については、別冊「群馬県第3期群馬子ども・子育て支援事業支援計画」に記載しています。

基本目標(2)「愛着形成」と「遊び」を通じた成長の保障

基本施策② 幼児教育・保育の質の向上

現状・課題

未就学児の自発的な遊びを通じた学びは、小学校以降の生活や学習の基盤となり、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力の基礎を培う重要なものです。

県では、公立・私立の幼稚園や認定こども園、保育所を所管する各課が連携し、研修会や会議を共同開催して課題を共有しています。また、幼児教育センターでは、保育等施設の職員や子育て支援者を支援しています。

また、幼児教育・保育の質の向上が必要であり、満3歳以上児の幼児教育や幼保小の接続を見通した一貫性・連続性の確保が求められています。2024(令和6)年度から4・5歳児の保育士の配置基準は改善されましたが、1歳児の配置基準の見直し時期は先送りされ、保育士の配置に関する早急な対応が求められています。

数値目標

項 目	現 状	目 標
低年齢児保育の充実 (1歳児5人に1人の保育士を配置実施率)	94% (R6年度)	100%

施策の方向

ア)質の高い教育・保育の保障

- 生涯にわたる人格形成の基礎を培うための「環境を通して行う教育」の重要性を、各幼児教育施設へ周知し、幼保小の一層の連携を深めます。そのため、多様な研修形態や研修機会、研修成果等を提供します。
- 障害のあるこどもや医療的ケア児など特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人の健やかな成長を支えます。
- 保育士の配置について、更なる充実を進めていきます。

(子育て支援事業の推進、保育充実促進事業、乳幼児健康診査における発達障害児の早期発見支援、幼児教育研修、「保育者の指導力向上に向けた支援」)

イ)幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

- 「就学前のぐんまの子どもはぐくみプラン」、「幼保小の架け橋プログラム」によって県としての具体的な取組例を示し、各地域の保育所等や小学校での実施を推進します。

(「就学前のぐんまの子どもはぐくみプラン」、「幼保小の架け橋プログラム」実施の推進)



「就学前のぐんまの子どもはぐくみプラン」

ウ)特別な配慮を必要とするこどもへの支援

- こども一人一人の特性を理解し、可能性を生かすための保育者の多面的・多角的な幼児理解を促す研修を通して、特別な配慮を必要とするこどもへの支援を行います。

(保育アドバイザー派遣、「タヤけ保育研修会」の開催)

基本目標(2)「愛着形成」と「遊び」を通じた成長の保障

基本施策③ 幼児教育・保育人材の育成・確保

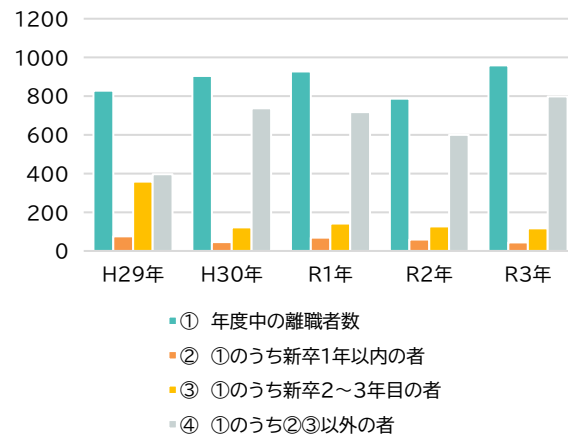
現状・課題

県が実施した、幼稚園、保育所及び認定こども園を対象に実施した保育士・保育教諭の不足数調査(2023(令和5)年度実施)によると、円滑な保育活動及び施設の運営を行うためには、県内で約400人の保育士・保育教諭が不足しています。新卒保育士・保育教諭の減少傾向に加え、離職者が増加していることも、現場の保育者が不足する要因となっています。これを受け、県では2023(令和5)年に「ぐんま保育士就職支援センター」を開設し、保育士免許を持ちながら、保育の現場で働いていない「潜在保育士」の再就職をマッチングするなど、保育士の就労に関する様々な不安や課題の解消に向けて総合的な支援を行っています。

近年、特別な支援を要するこどもの増加や、医療的ケア児の受入れに加え、未就学児の非認知能力の育成、小学校教育への円滑な接続等の推進により、保育士等は、最新の保育技術や幼児教育の専門的知識の修得が必要とされています。県では、保育士等の資質の向上のため、様々な研修の機会を設けるとともに、受講しやすい環境を整備しています。

2017(平成29)年に、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領が同時に改訂(改定)され、国を挙げて、質の高い幼児教育・保育の実施を目指すこととされました。県では、幼児教育・保育の場におけるヒントや手掛かりとなる取組を示す「就学前のぐんまの子どもはぐくみプラン」を2019(平成31)年に策定し、遊びから学び、学びから学習へと続く幼児期から児童期への流れを意識して、専門性の高い教育・保育に取り組んでいます。

● 保育士等の離職者数



(出典)県こども・子育て支援課調べ

施策の方向

ア)保育士等の資質の向上と処遇改善

多様な研修形態や研修機会、研究成果物等を提供することで、保育士等の資質の向上と処遇改善を図ります。

(階層ごとに研修実施)

イ)人材確保と定着支援

保育の様々なニーズに対応していくために、新卒者の採用、在職者の離職防止、有資格者で関係施設に勤務していない潜在保育士の掘り起こしなどを通じて、保育士・保育教諭の確保を進め、サポート体制を整備します。

(幼児教育・保育の魅力体験バスツアー実施、潜在保育士等の就職相談)



ぐんま保育士就職支援センターの説明

● 数値目標

項目	現状	目標
ぐんま保育士就職支援センター 就職マッチング件数	49件 (R5年度)	毎年度 50件以上



県内各地域の特性に応じた子ども・子育て支援事業(保育・幼児教育の人材確保)の量の見込み、提供体制の確保の内容については、別冊「群馬県第3期群馬県子ども・子育て支援事業支援計画」に記載しています。

心身の健やかな成長と自己肯定感を高めるための環境を整える

【学童期・思春期】

成功体験を重ねることで自己肯定感を高めることができる環境を整えるとともに、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支えていきます。

基本目標	大切な視点
(1)安心して過ごし学べる 学校生活の充実	学習の場であり生活の場である学校環境を整えることは、心身の健やかな成長を促す上で大切です。 ICTの利活用や地域との連携、教職員の業務改善 が求められています。
(2)多様な居場所づくり	こどもの健全な育成に資するこどもの居場所づくりは、 安全で安心して過ごせることや、多様なニーズに応えること、働く保護者の負担を軽減すること などが重要です。
(3)性に関する教育や 相談支援の充実	若者が抱える性や妊娠への不安を予防又は軽減するため、 発達の段階に応じた正しい知識を身に付けることや、必要としている支援につなげる ことが重要です。
(4)社会的な自立に 必要な知識の習得	社会の中で自立し生き抜くためには、成人期を迎えるまでに必要な知識を身に付けることが重要です。 主体的に判断し責任を持って行動できる力 が求められています。
(5)学校生活での 様々な困難に応じた 適切な対応	全てのこどもにとって学校生活を有意義なものとするため、いじめや不適切な指導の根絶が喫緊の課題です。 専門性を高め関係機関とも連携し、きめ細かな対応 が求められています。

\\ ぐんまはココに着目！ //

生活・学習支援の場となる居場所を増やし、子育て当事者の負担も軽減

多様なニーズに応える こどもの居場所づくり

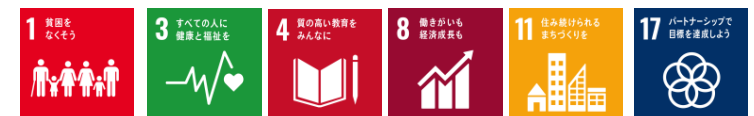


こどもたちが大人へと成長していく過程の中で、親子のつながりだけでなく、地域の大人とつながることができる居場所は、こどもたちが自立心などをより育む上で重要なものと考えています。

地域社会と連携し、こどもが安心して過ごせる場所を提供するとともに、長期休み・放課後の活動や交流スペースの充実を図ります。

NEXT!

こどもの意見を聴きながら、誰でも通える
こどもの居場所を整備していきます



基本目標(1) 安心して過ごし学べる学校生活の充実

基本施策① 健やかな成長を促す学びの提供

現状・課題

学校指導体制

県では、県単独予算と国による加配を活用して、小学校1年生と2年生で30人以下、小学校3年生から中学校3年生までの全ての学年で35人以下の少人数学級編制を実施し、少人数指導によって学年の発達段階に応じた指導体制を充実させることで、児童生徒の学習習慣や基本的な生活習慣の確立等を図っています。これからの時代、自ら課題を立て、多様な人々と協働しながら解決に導いていく力を成長に応じて身に付けていく必要があります。

心身の 健やかな成長

社会状況の変化に伴い、こどもの食生活の乱れ、肥満や過度のやせ、アレルギー疾患等の疾病などが見受けられ、増加しつつある生活習慣病との関係も指摘されています。群馬県においても、「令和5年度児童生徒の食生活等実態調査」の結果から、朝食欠食や不適切な間食、運動習慣の減少など、健康的な生活習慣の形成に関して課題があることが分かりました。心身の健康の保持増進に向けた取組を充実させるとともに、運動を通して体力を養うことや、食育の推進を通して望ましい食習慣を形成することが重要です。家庭や地域との連携を図りながら、学校教育活動全体として取り組んでいく必要があります。

がん教育については、児童生徒の実態に合わせた指導内容の充実や外部講師の活用方法等が課題となっており、がんに関する正しい知識を早い段階から普及する必要があります。

全国で、若年層の大麻検挙者が大幅に増加しており、群馬県でも同様の状況にあります。若年層の大麻検挙者が増加している原因としては、大麻に関する誤った情報が拡散していることが挙げられます。そのため、様々な機会を捉えて、若年層に対して大麻に関する正しい情報を提供するなど、啓発活動を積極的に行う必要があります。

学校環境整備

多様な学習の場の確保等の新時代の学びに対応した教育環境の向上、学校施設の長寿命化を図る老朽化対策に合わせたバリアフリー化等の整備を一体的に進めていく必要があります。

【表1】調査結果の概要

指 針		記号の説明		小学校5年生			中学校2年生		
		○印：向上している ▼印：低下している -印：有意差がみられない		H30	R5	比較	H30	R5	比較
食事に 関する 知識・技能の 習得と実践化	食事の楽しさ	楽しく食べる		75.0	80.3	○	70.9	77.5	○
	食事のあいさつ	いつもする		76.1	79.4	-	71.9	76.0	○
	共食の状況	朝食を家族そろって食べる		23.9	29.4	○	19.1	20.0	-
		夕食を家族そろって食べる		54.8	62.4	○	56.8	60.9	-
	食事の協同体験	テーブルの準備		65.1	63.4	-	58.7	62.3	-
		後片付け		62.2	52.3	▼	66.3	64.5	-
	食事が楽しいと感じるとき	家族そろって食べるとき		44.9	50.8	○	31.3	42.5	○
	学校給食への思い	みんな(友達や先生)と一緒に食べられる		58.4	63.9	○	57.8	57.3	-
		おいしい給食が食べられる		48.6	64.5	○	42.1	52.6	○
	食育指導の状況	ある		78.3	73.0	▼	74.2	77.9	○
食に 関する 知識・技能の 習得と実践化	食経験の広がり	給食では、家で食べられない料理が食べられる		61.9	68.9	○	61.3	65.2	-
	食事で気を付けていること	3回の食事は必ず食べる		84.9	86.3	-	83.8	80.7	-
		栄養のバランスを考えて食べる		43.4	52.7	○	43.5	41.8	-
	食に関する知識	食品の主な働き(正答率)		67.9	64.4	-	79.8	82.2	-
	食品への関心	生産地や旬を考える		51.9	55.4	-	50.4	46.0	▼
		栄養成分表示を参考にする		42.0	53.1	○	37.3	42.0	○
	好ききらいの有無	何でも食べる		23.9	27.6	-	30.4	27.1	-
	調理技能の習得	米飯を炊ける		72.5	70.4	-	85.4	82.4	-
		みそ汁を作る		50.9	53.8	-	75.7	74.4	-
	ダイエット経験	やせたいと思って実行したことがある		26.2	32.4	▼	25.9	38.4	▼
健康 な生活 習慣の 形成	朝食	必ず食べる		89.2	88.9	-	85.6	82.4	-
	間食	ほとんど毎日食べる		48.6	56.0	▼	41.2	44.7	-
	夜食	ほとんど毎日食べる		14.2	18.5	▼	12.7	14.1	-
	体育授業以外での運動状況	週に3回以上		56.8	50.4	▼	76.0	72.5	-
	ふだんの就寝時刻	午前0時前(小学生は11時前)		83.3	86.2	-	77.0	70.7	▼
健康 な生活 習慣の 形成	睡眠による休養	とれている		75.7	84.7	○	61.0	66.9	○

(出典)県児童生徒の食生活等実態調査(R5年度)

基本目標(1)

安心して過ごし学べる学校生活の充実

基本施策① 健やかな成長を促す学びの提供

施策の方向

ア) 学びに向かう力の育成

小学校におけるスムーズな学年移行や、中学進学時の学校生活の適応(「中1ギャップ」の解消)を図るため、学校教育の現場との連携により、引き続き改善に努めます。

(少人数学級編制や少人数指導による小・中学校の児童生徒の支援)

イ) 心身の健やかな成長に資する学びの提供

- 食に関する指導の中心的な役割を担う栄養教諭と連携し、給食の時間を中心としながら、関連教科や特別活動等、学校の教育活動全体で食育を組織的・計画的に推進します。また、家庭・地域・学校等が連携・協働した取組を進めるとともに、地場産物等の活用を促進するなど、学校給食の充実を図ります。
- 各校で、がん教育が推進されるよう、引き続き、文部科学省委託事業「外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業」を活用し、各校を支援していきます。
- 薬物乱用防止に関する各種予防啓発活動、薬物乱用防止教室を実施することにより、正しい知識の普及と大麻を含めた薬物乱用に絶対手を出さないという意識づくりを推進します。また、教職員及び指導者向けに薬物乱用防止教育に関する指導者研修を開催します。



「ダメ。ゼッタイ。」
普及運動期間中の啓発活動

(学校における食育推進、食の指導の充実、郷土食や地場産物の活用による学校給食の充実、家庭・地域と連携した食育の推進、栄養教諭による個別相談指導の充実、薬物乱用防止啓発(各種予防啓発活動及び薬物乱用防止教室の実施、啓発資料の作成)、がん教育の推進、薬物乱用防止教室の充実)

ウ) 安全・安心の学校生活を実現する環境整備

教育の質的水準の維持・向上を図る観点から、県立学校の再編整備を計画的に行います。また、学校施設の長寿命化を計画的に進めるとともに、バリアフリー化やトイレの洋式化、空調設備の更新等、生徒の多様なニーズや新たな学びに適した施設・設備の整備を行い、教育環境の向上と老朽化対策を図ります。

(県立学校施設の長寿命化改修工事の実施、県立学校空調設備整備)



改修工事を行った県立学校

● 数値目標

項 目	現 状	目 標
栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数	10.6回 (R6年度)	月12回以上
がん教育外部講師活用状況	小学校:13.4% 中学校:14.0% 高等学校:3.5% (R5年度)	小学校:14.6% 中学校:15.8% 高等学校:5.8%
薬物乱用防止教室の開催	中学校94.8% 高等学校88.3% (R5年度)	100%

基本目標(1)

安心して過ごし学べる学校生活の充実

基本施策②

教員の働き方改革やICT活用促進

現状・課題

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正や国の上限指針を踏まえ、県でも、教職員の多忙化解消に向けた総合的な方策として、上限に関するガイドラインを策定しました。また、2023(令和5)年12月に「提言R6」を発出し、「廃止・縮小・ICT化」が進んでいる業務例と今後期待される業務例を明示するとともに、保護者・地域・関係団体向けメッセージも発出し広く周知しています。

これまでの取組により、教職員の時間外在校等時間は、縮減傾向にありますが、一方で、長時間勤務となっている教職員も一定数おり、更なる業務改善が求められています。

2019(令和元)年に文部科学省が掲げたGIGAスクール構想に基づき、県では、2021(令和3)年3月末までに公立小中学校及び県立高等学校等に在籍する児童生徒用1人1台端末と高速大容量通信ネットワークの整備を行いました。ICTは、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に必要不可欠なツールであるとともに、教職員の長時間勤務を解消し、学校の働き方改革を実現する上でも極めて大きな役割を果たしうるもので、効果的な活用を進めていくことが大切です。

● 教職員の勤務状況等調査結果(県学校人事課調べ)

		45H以下	80H超	平均時間外 在校等時間
小学校	R4年10月	75.0%	1.3%	33:58
	R5年10月	75.0%	1.5%	33:47
		増減なし	0.2 pt増	11分減
中学校	R4年10月	46.5%	11.6%	48:45
	R5年10月	48.8%	11.2%	47:44
		2.3 pt増	0.4 pt減	1時間01分減

		45H以下	80H超	平均時間外 在校等時間
高等学校 (中等含む)	R4年10月	71.7%	6.6%	33:13
	R5年10月	72.6%	5.8%	32:41
		0.9 pt増	1.2 pt減	32分減
特別支援学校	R4年10月	96.1%	0.1%	18:12
	R5年10月	96.9%	0.1%	16:40
		0.8 pt増	増減なし	1時間32分減

施策の方向

ア)学校における働き方改革

教職員がゆとりを持って自ら学び、こどもたち一人一人としっかり向き合う時間を確保することにより、より豊かな学びを届けます。

(業務状況等調査の実施、調査結果を踏まえた会議の開催)

イ)1人1台端末等の活用促進

適時・適切な端末更新やシステムの導入、スタディ・ログやライフ・ログ等の教育データ利活用を推進します。また、発達段階に応じた、ICTを活用した群馬ならではの新しい学びを提供するとともに、各校のICT活用実践例をHP上で公開し、効果的な活用事例の共有を図ります。

(ICTを活用した個別最適な学びの推進)



1人1台端末活用の様子

● 数値目標

義務教育段階において、次の①～⑤の場面で児童生徒が端末を週3回以上活用する学校の割合※小中学校計

項 目	現 状 (R5年度)	目 標 (R8年度)
①調べる場面	73.6%	100%
②発表・表現する場面	60.0%	80%
③教職員とやりとりする場面	63.5%	80%
④児童生徒同士でやりとりする場面	45.1%	80%
⑤理解度等に合わせて課題に取り組む場面	44.2%	80%

基本目標(1) 安心して過ごし学べる学校生活の充実

基本施策③

学びと地域の連携

現状・課題

「群馬県教育ビジョン(第4期群馬県教育振興基本計画)」では、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、住民・企業等を含めた地域全体で教育活動を行い、学びの広がりを目指すこととしています。

県内では、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動である地域学校協働活動が行われています。この活動を推進する地域学校協働本部は、約半数の学校に整備されるとともに、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターが、学校と地域の連絡・調整や各種活動のコーディネートを担当していますが、本部の整備や人材の配置には地域差が見られます。

少子化が進行する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。

また、学校部活動だけでなく地域クラブ活動等も含め、活動拠点や指導者等に差があり、体験格差が生じています。

専門性や希望に関わらず、教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなると見込まれます。

施策の方向

ア)地域との連携・協働体制の構築

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する市町村の取組を支援します。また、地域と学校の連携・協働による学校運営、地域住民が参画した学習支援・体験活動、働き方改革に資する取組など、多様な活動を推進します。
- 地域による学校への「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく「連携・協働」という双方向の活動へと発展させるため、学校、PTA、地域住民や団体等関係者の理解を深めていきます。

(学校・家庭・地域連携協力推進、地域と学校の連携・協働推進フォーラム)



地域学校協働活動
ガイドブック

イ)学校部活動の地域連携及び地域移行

- 少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保します。
- 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、地域におけるスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、こどもたちの持続可能で多様な体験機会を確保するとともに、多世代交流によって地域コミュニティの充実を図ります。
- 学校の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させます。
- 部活動の地域移行に向けて、体制整備や周知広報に取り組みます。

(協議会等の設置や地域移行に向けた取組の推進、地域移行に関する周知・広報活動の実施、運営団体・実施主体の整備、指導者の確保や質の向上)

数値目標

項 目	現 状	目 標
学校部活動の地域クラブ活動への移行に取り組んでいる市町村	43% (R5年度)	100% (R7年度)

基本目標(2) 多様な居場所づくり

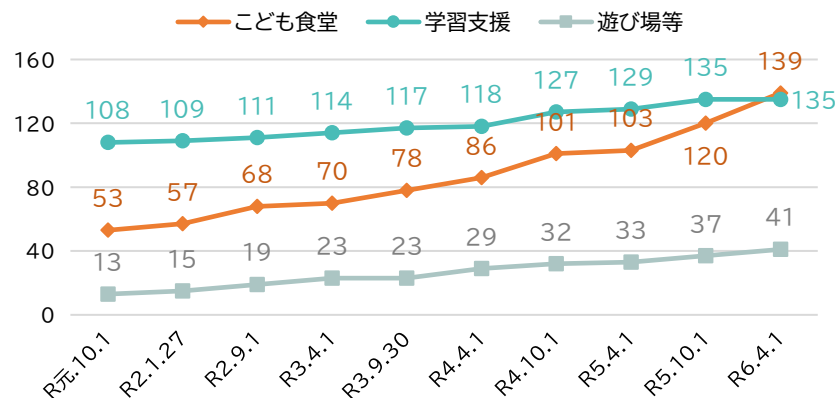
基本施策① こども・若者の視点に立った居場所づくり

現状・課題

近年、地域のつながりの希薄化により、こどもが地域コミュニティの中で育つことが困難になっています。また、児童虐待や不登校、自殺数の増加など、こどもを取り巻く環境が厳しさを増しており、こどもの居場所への多様なニーズの高まりを背景に、様々な居場所づくりが地域で実践されています。

居場所はこども・若者が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となって設置することがあることから、場合によっては両者の思いに隔たりが生じたり、こども・若者のニーズに応えきれていないことも考えられます。こうした隔たり等を乗り越えるため、こども・若者の声を聴きながら、居場所づくりを進めることが非常に重要となっています。

● 県内のこどもの居場所の数の推移



(出典)県こども・子育て支援課調べ

施策の方向

ア)児童館等の運営と施設整備



こどもの国児童会館

- ぐんまこどもの国児童会館及び各市町村児童館において、こどもに健全な遊びの場を提供します。また、ぐんまこどもの国児童会館において、人材育成等による各市町村児童館の活動充実を図ります。
- 市町村等が児童館を創設・改築、拡張、大規模修繕を行う際に、交付金を交付し、その整備を支援します。
- 開館から30年余りが経過したぐんまこどもの国児童会館を、より良い児童会館となるよう、改修・整備を進めます。

(児童館の創設・改築、拡張、大規模修繕等の整備を支援、ぐんまこどもの国児童会館の再編整備、ぐんまこどもの国児童会館の管理・運営)

イ)多様なニーズに応じた居場所の確保



こども食堂

- 多くのこども・若者の居場所となっている、こども食堂、学習支援や遊び・体験活動の場等が、こども・若者にとってより良い居場所となるよう、市町村や関係機関等と連携して取り組みます。
- また、地域の協力を得ながら、地域の資源を最大限活用した居場所づくりを検討します。

(こどもの居場所づくり推進)

● 数値目標

項 目	現 状	目 標
こども食堂がある市町村数	22 (R5年度)	35

基本目標(2) 多様な居場所づくり

基本施策② 放課後等における居場所の充実

現状・課題

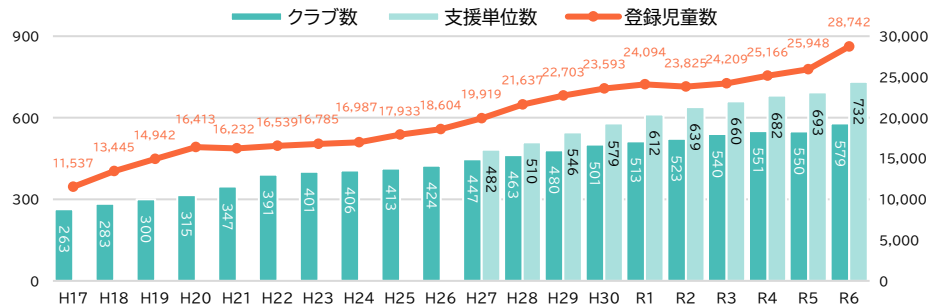
放課後児童クラブでは、共働き等で昼間家庭に保護者のいない小学生を、放課後、土曜日、長期休暇期間等に預かり、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図っています。2024(令和6)年5月1日時点で、県内には579か所の放課後児童クラブが開設され、28,742人の小学生が利用登録しています。

放課後児童クラブの運営主体には、放課後に子どもたちが安心して過ごせる遊びや生活の場を提供し、子どもたちの主体性や社会性、創造性を育む助けをするため、職員の自己研鑽・自己啓発への支援や情報提供等に取り組んでいくことが求められています。

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能を持って育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要があります。

放課後子ども教室は、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する活動です。2023(令和5年)度は22市町村で84教室が開催されました。

● 群馬県の放課後児童クラブ数・支援単位数、登録児童数の推移



(出典)子ども家庭庁「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況調査」

施策の方向

ア)放課後の居場所の整備と運営支援

- 市町村や社会福祉法人等が整備する放課後児童クラブに必要な経費補助を行い、受入れ児童数の拡大や、こどもの遊び・生活・静養の場の環境改善を促進します。また、放課後子ども教室を実施する市町村を支援します。
- 学校施設を活用し、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を整備する市町村への助言を行うほか、放課後児童クラブと放課後子ども教室双方の児童の交流等を促進します。

(放課後、土曜日、長期休暇期間等での適切な遊びと生活の場の提供、放課後子ども教室等の実施、放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型、連携型の推進)

イ)人材確保と資質向上

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、待機児童の早期解消を図るとともに、放課後児童クラブの安定的な運営の確保や、学校施設の利用促進の観点も含め、市町村・教育委員会等の連携し放課後児童対策に取り組みます。また、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を習得してもらうため、研修を実施します。

(放課後児童支援員認定資格研修及び資質向上研修の実施)

● 数値目標

項 目	現 状	目 標
学童保育の待機児童数	21人 (R6.5)	0人



県内各地域の特性に応じた子ども・子育て支援事業(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)の量の見込み、提供体制の確保の内容については、別冊「群馬県第3期群馬県子ども・子育て支援事業支援計画」に記載しています。

基本目標(3)

性に関する教育や相談支援の充実

基本施策①

発達の段階に応じた教育と適切な相談支援

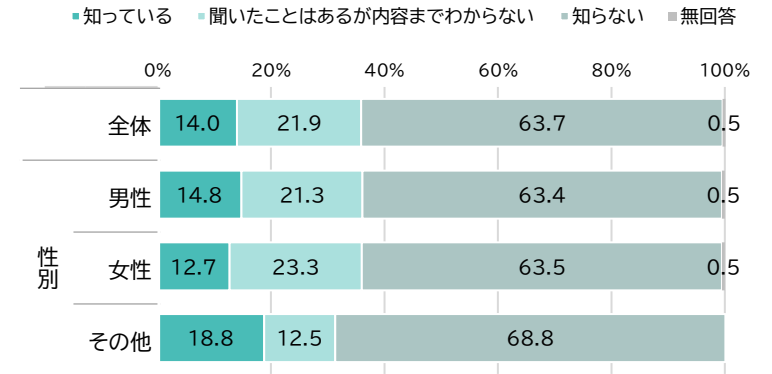
現状・課題

少子化や核家族化の進展など、こどもをめぐる社会情勢が大きく変化している中で、男女ともに、発達の段階に応じて、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進する必要があります。

近年、エイズを始めとした性感染症(梅毒等)は、特に若い世代に広がっており、今後もその増加が危惧される状況にあります。性に関する指導は体育・保健体育及び学級活動等の学習指導要領に示されており、その指導を充実させていく必要があります。

予期せぬ妊娠や性感染症等により不安を抱える若年者を支援するため、妊娠SOS専門相談センターによる相談や、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センター等による適切な支援を推進していく必要があります。

●「ぐんま女性の健康・ぐんま妊娠SOS」の認知(高校生)



(出典)県第8回ぐんま青少年基本調査(R5年度)

施策の方向

ア)性と健康に関する知識の普及啓発

思春期の若者世代に対し、性や妊娠に関する正しい知識を伝え、啓発します。

引き続き、性・エイズ教育講演会の内容が充実するよう、性・エイズ教育指導者研修会の開催します。また、教育効果を高めるためにも外部講師の活用が進むよう、外部講師に対する費用を配布します。(性や健康に関する正しい知識の普及、各校における性・エイズ講演会開催支援)

イ)予期せぬ妊娠や若年妊婦への対応

予期せぬ妊娠や性感染症等に悩む若年者等に対する相談体制を整備します。

(予期せぬ妊娠への相談(再掲)、性や健康に関する正しい知識の普及、若年妊婦への対応)

●数値目標

項目	現状	目標
「性や妊娠について正しい知識を教えてもらったことのあるこどもの割合」	90.2% (R6年度)	100%

●R3 Gunma Lovemyself Project



基本目標(4)

社会的な自立に必要な知識の習得

基本施策① 主権者教育の推進

現状・課題

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を身に付けることができるよう、主権者教育を進めることが重要です。

主権者教育の推進に当たっては、「社会参加」「政治的リテラシー(政治的判断力や批判力)」「社会的・道義的責任」が重要であると言われますが、従前から取り組んでいる選挙出前授業は、「社会的・道義的責任」に偏る傾向にありました。

今後、若者の社会参加を促し、「政治リテラシー」を養うためには、県のみならず、国や市町村並びに租税教育推進協議会など様々な団体と連携した取組が求められています。

施策の方向

ア)主権者意識や政治的判断能力(政治的リテラシー)の育成

「社会参加」「政治的リテラシー(政治的判断力や批判力)」「社会的・道義的責任」に留意し、こどもたちが地域や政治への関心・意欲を持てるような取組を実施します。また、法教育や租税教育の実施主体と連携することで、教育内容の充実を図ります。

(選挙出前授業の内容見直し、租税教室と連携した選挙出前授業の実施、GACHI高校生×県議会議員の実施)



「GACHI(※)高校生×県議会議員」政治を知らなきヤソンをする！」で生徒からの質問に答える県議会議員(※GACHI(ガチ)とは、群馬県議会アクティブ・シチズンシップ・ハイスchoolの頭文字)

県議会では、2017(平成29)年度から、若者の政治への関心を高める取組として、議員が高校等を訪問し生徒と意見交換する「GACHI(※)高校生×県議会議員 ～政治を知らなきヤソンをする！～」を実施しています。特別支援学校も含めた県内全高校を対象として実施し、2023(令和5)年度は、17校(うち特別支援学校6校)、1,633人の生徒が参加しました。

また、政治や選挙だけでなく、国や地域の生活基盤を支える租税の意義や役割について、こどもたちに正しく理解してもらうことも重要です。

● 租税教室の開催状況

群馬県租税教室開催状況(中学校)				
	管内学校数	開催学校数	開催割合	受講者数
令和2年度	169	45	26.6%	4,442
令和3年度	168	78	46.4%	8,197
令和4年度	164	81	49.4%	8,297
令和5年度	163	92	56.4%	8,924

● 中学生の「税についての作文」の状況

中学生の「税についての作文」への応募状況				
	応募作品数	管内学校数	応募学校数	応募学校数／管内学校数
令和2年度	5,729	169	91	53.8%
令和3年度	7,177	168	116	69.0%
令和4年度	7,568	165	121	73.3%
令和5年度	6,229	163	111	68.1%

イ)税に関する教育の推進

次代を担うこどもたち一人一人が、税の使いみちについて関心を持ち、税金が自分たちの生活に欠かせないものであることをより深く学べるよう、こどもたちが参加できる租税教育を実施します。

(租税教室の開催、中学生の「税についての作文」の募集活動の実施)

● 数値目標

項 目	現 状	目 標
選挙出前授業実施校数	25校 (R5年度)	35校

基本目標(4)

社会的な自立に必要な知識の習得

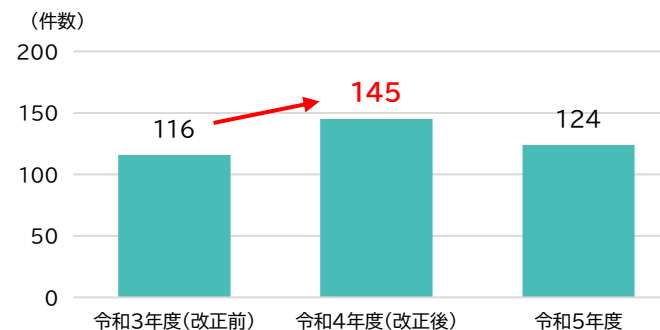
基本施策② 消費者教育と金融経済教育の充実

現状・課題

成年年齢が引き下げられた2022(令和4)年度に、県消費生活センターに寄せられた18歳・19歳からの相談は145件あり、前年度より29件増加し、その後も依然として多くの相談が寄せられており、若者の消費者教育を強化する必要があります。

あわせて、教育委員会等と連携し、学校において早い段階から自立した消費者を目指す消費者教育を教員が推進できるよう支援する必要があります。

● 契約当事者が18歳・19歳の群馬県内相談件数の推移



(出典)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)の情報から作成



県「消費者ホットライン」チラシ

施策の方向

ア)消費者教育の充実と被害防止に向けた普及啓発

こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働し、消費者教育の推進を図ります。また、成年年齢の引下げによる若者の消費者被害を未然防止するとともに、自立した消費者を育成するため、法律専門家等と連携して高校等における実践的な消費者教育を充実します。

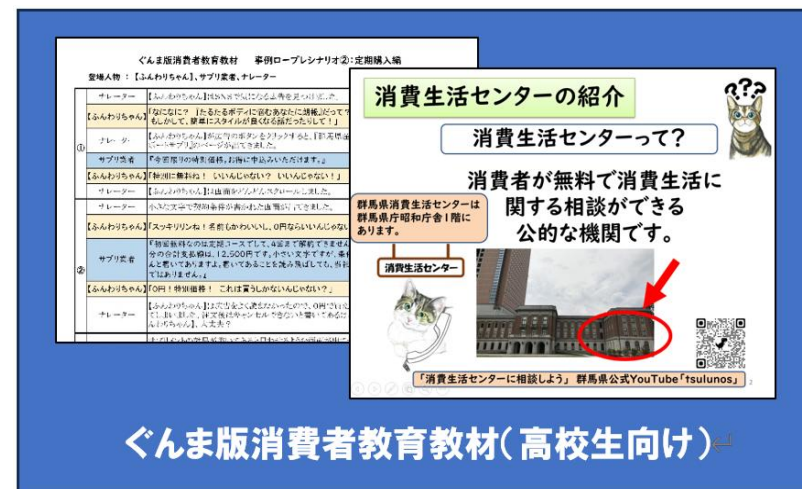
(消費者教育に関わる教員等への講座実施、高校等における消費者教育の推進)

イ)金融経済教育の体系的な実施

群馬県金融広報委員会の活動を通じて、金融経済教育を推進します。

高校等において、銀行などの金融機関と連携して、資産運用や金融トラブルの防止などをテーマとした出前授業を実施するなど、将来、安心して豊かな生活を送る上で必要な金銭について具体的に考える機会を設けます。

(県金融広報委員会の活動支援 等)



● 数値目標

項目	現状	目標
高等学校等における消費者教育の外部講師等の活用回数	47回 (R4年度)	毎年度 50回以上

基本目標(4)

社会的な自立に必要な知識の習得

基本施策③

ライフデザインやキャリア教育の支援

現状・課題

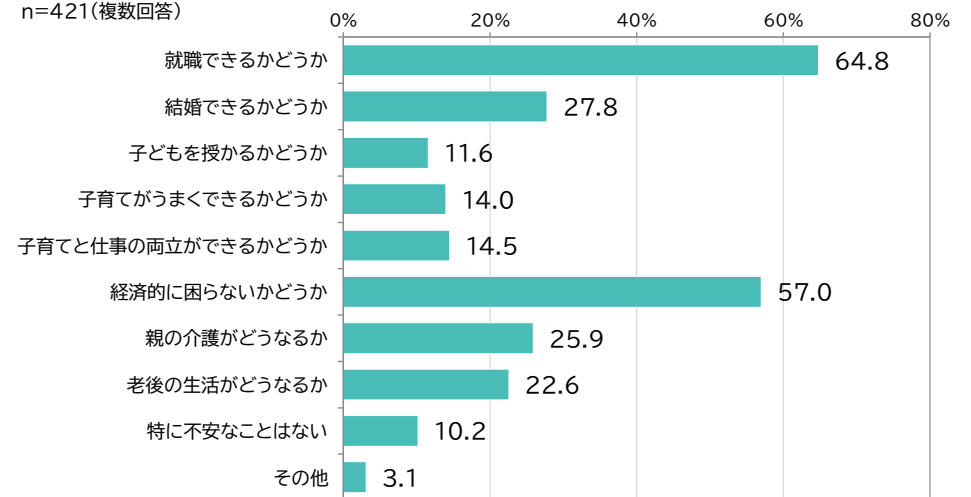
県の調査によると、若者にとって、就職できるか、経済的に困らないか、結婚できるかなど、将来への不安を感じる割合は依然として高くなっています。将来の予測が難しく、価値観が多様化している社会の中で、若者がキャリア形成のほか、結婚や妊娠・出産、子育てなどの将来を主体的に選択できるよう、若者の人生設計を支援する必要があります。早い段階から自分の計画や希望を明確にし、将来の希望を実現する力を養うことが大切です。

また、「ぐんまの家庭教育応援条例」では、親になるための学び(子どもが、家庭の役割、子育ての喜びや大切さその他の将来親になるために必要なことを学ぶことをいう。)を支援するため、その学びの方法の情報収集、研究及び普及を図ることとしています。将来、親になる世代(中・高校生や学生)を対象にして、親になるための学びの学習機会を提供することが求められています。

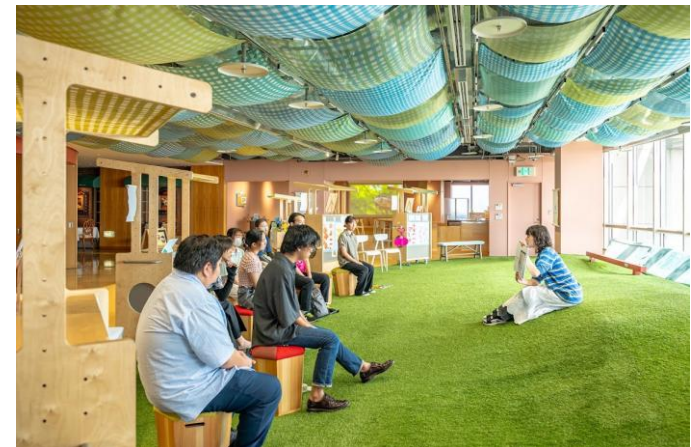
キャリア教育については、小学校から高等学校までキャリア教育の充実が重要とされ、学校教育の中での各教科や特別活動を通じて社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育成することが求められています。義務教育9年間を通じたキャリア教育として、小学校では将来の夢や希望を育む学習、中学校では主体的な進路選択ができるよう実社会と関わる職場体験学習を中心に取り組んでいます。また、自己の成長を実感できるキャリア・パスポートの作成や活用も重要とされています。高等学校では、学校の実態に応じて大学や企業等と連携、生徒自身の在り方、生き方をより一層重視した取組を実施しています。一方、県立高等学校の全ての生徒が、在学中に1回以上就業体験(インターンシップ)へ参加することを目標としていますが、特に普通科高校において実施割合が低いため、各学校への積極的な取組を促していく必要があります。

● 将来への不安(高校生)

n=421(複数回答)



(出典)県第8回ぐんま青少年基本調査(R5年度)



ライフデザインサマーキャンプ(R6事業)

基本目標(4)

社会的な自立に必要な知識の習得

基本施策③

ライフデザインやキャリア教育の支援

施策の方向

ア) ライフデザインに関する意識啓発や情報提供

思い描く将来を実現するため、ライフデザインについて知り、学び、体験する機会を県内大学や高校と連携して提供します。

子どもたちが家庭の役割、将来親になることについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、具体的な学習機会の提供に取り組めます。

(ライフデザインについて知る・考え方を学ぶ機会の提供、「ワクワク子育てトークング〜ぐんまの親の学びプログラム〜」普及・実践)

イ) 社会的・職業的自立に向けた学習の推進

小・中・高の縦の連携や、教育委員会、学校、地域、企業などの横の連携を充実させて、各学校・地域の実情に合ったキャリア教育を推進します。

各高等学校に対して「高校生インターンシッププログラム」の活用を積極的に促すとともに、産業界と連携して、受入れ可能企業についての情報提供を行います。また、学習指導要領における教育内容の改善等を踏まえ、生徒の専門分野についての学ぶ意欲を向上させるとともに、職業選択能力や職業意識を育成できるよう配慮します。

職業選択におけるジェンダーバイアスにとらわれることなく、多様な選択を可能とし、個性や能力を発揮していきいきと活躍できる社会の実現を目指すため、女子学生に対し理工系分野の進学に関する情報を提供します。

(小・中学校でのキャリア教育推進事業、高校生のインターンシップ推進、時代に適応した職業教育の推進、若者に向けた労働法の啓発、女子高生理工学系チャレンジ支援セミナー)



若者向けライフデザインを考える
デジタル冊子「LIFE100」



ワクワク子育てトークング
チラシ



高大連携
ライフデザイン事業
(R5事業)

● 数値目標

項目	現状	目標
悩みや心配事で最も大きいもの「自分の将来のこと」選択割合(高校生)	21.1% (R5年度)	10.5% (R10年度)
公立高校全日制における高校3年間でインターンシップに参加したことがある生徒の割合	38.5% (R5年度)	63%

基本目標(5) 学校生活での様々な困難に応じた適切な対応

基本施策① いじめ防止対策と適切な対応

現状・課題

国の調査によると、県内の小・中・高・特別支援学校における2023(令和5)年度のいじめの認知件数は、前年度調査に比べ、小学校では減少したが、中・高・特別支援学校では増加し、4,709件となっています。

いじめ防止対策推進法により策定された国や県の実行計画では、児童生徒の被害性に着目して、いじめに該当するかどうかを判断することとされ、その方針に基づき、各学校はいじめの積極的な認知と対応に取り組むこととしています。しかし、いじめられていても、そのことを周囲の友人に打ち明けられず、大人も気付かないままいじめが継続し、深刻化してしまうなどのケースがあります。また、近年では、SNSを使ったりいじめなど、大人の目が届きにくいところで発生しているものもあり、いじめの未然防止や早期発見のための取組、相談体制の整備、解消に向けた教職員の対応力向上などが求められています。

● 群馬県におけるいじめの認知件数(令和5年度)

	認知件数	(前年度)
小学校	2,897件	(3,112件)
中学校	910件	(825件)
高等学校	600件	(522件)
特別支援学校	302件	(256件)
計	4,709件	(4,715件)

(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(R5年度)

いじめについては、被害が大きくなる前に対処することが重要ですが、様々な事情が重なり残念ながら重大事態(※)に至る場合があります。重大事態が発生した場合は、設置者の判断によって学校、若しくは設置者(教育委員会等)が調査組織を設置し、第三者を加えて事実関係を明確にし、関係児童生徒及びその保護者に対し情報提供を行うこととされています。また、学校又は学校の設置者の調査が不十分な可能性がある場合には、県立学校及び私立学校については知事が、市町村立学校については市町村長が再調査を実施することとされています。県においては、教育委員会に「群馬県いじめ問題等対策委員会」が、知事部局に「群馬県いじめ再調査委員会」が設置されています。

(用語解説)

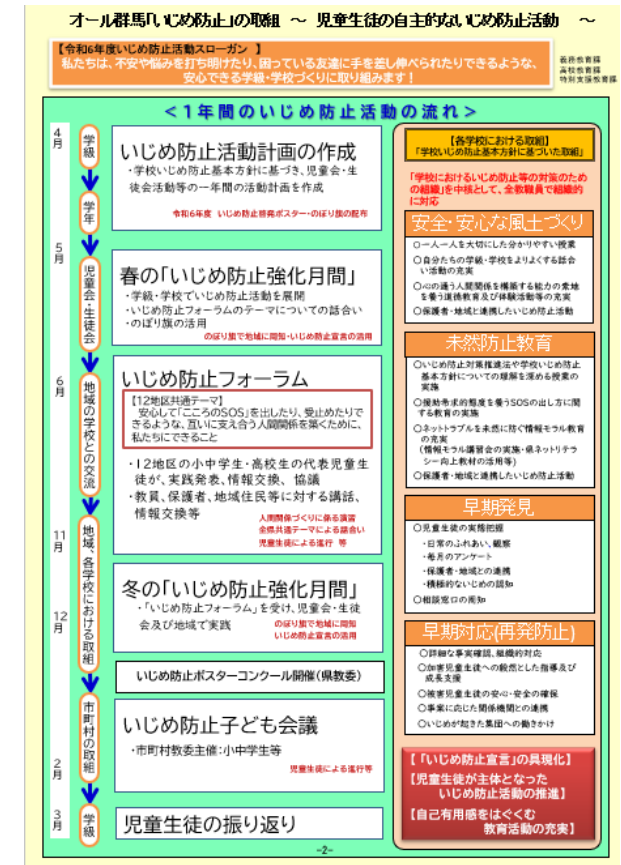
- 重大事態：いじめ防止対策推進法に規定された次の場合のこと。
- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



「24時間子供SOSダイヤル」
バナー



群馬県いじめ問題等対策委員会からの提言を受け作成された児童生徒の自殺を防止するためのマニュアル



県教育委員会「オール群馬県いじめ防止」の取組より

基本目標(5) 学校生活での様々な困難に応じた適切な対応

基本施策① いじめ防止対策と適切な対応

施策の方向

ア)いじめの未然防止と認知後の組織的な対応

- いじめは、単に「いじめられる子ども(被害者)」と「いじめる子ども(加害者)」の関係だけで捉えることはできず、「周りではやし立てる(観衆)」や「見て見ぬふりをする(傍観者)」などの周囲の子どもたちの反応が大きく影響しています。そのため、児童生徒がいじめ問題を自分事として考え、主体的にいじめ防止に取り組める集団をつくるため、日常の諸問題を子どもたち自身が話し合っ解決する風土を学級や学年単位でつくり、学校全体でのいじめ防止活動につなげていきます。また、悩みやストレスを抱えている児童生徒がいる可能性を念頭に置きながら、大人が子どもを見守っていくとともに、児童生徒は普段から誰かに助けを求めたり、困っている人に手を差し伸べたりできる人間関係を構築できるよう指導していきます。
- 2017(平成29)年12月に改定した「群馬県いじめ防止基本方針」に基づき、すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持ち、未然防止・早期発見・解消に向けた適切な対応のために学校いじめ対策組織による組織的な対応を徹底するよう周知していきます。
- いじめの問題に、専門的知識に基づいて適切に対応することができるように、幅広い教職員を対象にした、いじめ防止対策推進法やいじめの組織的対応についての研修講座を開催します。
- 学校や教育委員会では、早期発見のための取組等を更に推進します。

(生徒指導上の諸問題に係る研修の実施、いじめ防止フォーラム、「群馬県いじめ問題等対策委員会」による調査指導助言、いじめ問題対策推進事業)

数値目標

項 目	現 状	目 標
「地域住民や地域の関係機関・団体等に対して、いじめの正確な認知について周知するなど、連携していじめ問題の解決に向けて取り組んだ」割合	小学校 76.2% 中学校 72.8% (R5年度)	80.0%

イ)相談・支援体制の充実

- 相談者が悩んだときに時間を気にすることなく、いつでも相談することができるように相談体制を整え、相談窓口「心と学びのサポートセンター『つなぐん』」により、悩みの解消の一助としたり、適切な相談先につないだりします。
- 学校や教育委員会では、相談体制等を更に充実させます。

(ワンストップ相談窓口の設置、学びと家庭のサポート事業)



ウ)重大事態への対応

- 学校や学校の設置者は、いじめにより児童生徒の生命、心身に重大な被害がある疑いがあるときや、いじめにより相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、当該児童生徒及び保護者に寄り添い、速やかに、適切かつ真摯に対応します。
- 学校や学校の設置者による対応に加え、知事部局では「群馬県いじめ再調査委員会」を運営し、重大事態の再調査事案が発生した場合、公正中立かつ適切な再調査等を実施します。

(群馬県いじめ再調査委員会の運営、「群馬県いじめ問題等対策委員会」による調査、各教育事務所及び市町村教育委員会との連携)

基本目標(5) 学校生活での様々な困難に応じた適切な対応

基本施策② 不登校の子どもへの支援

現状・課題

群馬県における不登校児童生徒数の状況は、国全体の傾向と同様に年々増加しています。また、不登校の原因や状態も多様化し、様々な要素が絡み合い複雑化していることから、不登校の問題を教育の観点だけで対応することには限界があるため、学校内外の専門家や関係機関と連携して支援していく必要があります。

また、不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境を整えていくことが求められているため、学びの機会の確保や社会とのつながりづくりに向けた支援が必要です。

不登校児童生徒の学び場・居場所の一つであるフリースクールの運営主体は、主に個人やNPO法人等であり、その運営経費は、保護者が負担する利用料金(家庭環境により利用料の減免等を行っている施設もある)や寄附により賄われているため、経営基盤が脆弱なことがあります。

小・中学校	人数(人)	前年度増減(人)
長期欠席児童生徒数	6124	-184
不登校児童生徒数	4780	348

高等学校	人数(人)	前年度増減(人)
長期欠席児童生徒数	1620	-264
不登校児童生徒数	1203	168

(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(R5年度)

数値目標

項目	現状	目標
不登校または不登校が心配される児童・生徒や保護者、関わる教職員等へのスクールカウンセラーの関わりの割合	44.0% (R5年度)	50.0%

施策の方向

ア) 支援体制の整備と要因分析

- 不登校児童生徒への支援について、MANABIBAネットワーク事業を活用し、学校、教育支援センター、フリースクール、行政など、関係機関による連携を強化します。また、効果的な支援を推進するための協議会を設置します。
- 毎年4月、10月に公立高等学校・公立中等教育学校・県立特別支援学校の教育相談担当者を対象とした教育相談対策協議会を開催しています。
- 学校現場においては、心理の専門家を学校に配置し、不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、生徒の実態を踏まえた個別の支援や学習の支援に努めます。

(不登校児童生徒の支援に係る関係機関間の連携体制の整備、学校を核とした教育環境の整備、スクールカウンセラーの配置、進路相談会、SNS相談、各種研修)

イ) 教育機会の確保

- 長期欠席児童生徒が、学習や相談の個別サポートを受けたりコミュニケーションを図ったりすることができるよう、3Dメタバース上のアバターで参加できるつながりの場(つなサポ)を提供します。
- 不登校児童生徒等への学習支援や居場所づくりなどの支援を充実し、児童生徒が自ら社会と繋がろうとする力を高められるよう、フリースクール等に対する事業費補助を実施します。

(不登校児童生徒のための3Dメタバースを活用したオンライン支援、フリースクール等支援事業補助金)



「つなサポ」スタートタイムの様子

基本目標(5) 学校生活での様々な困難に応じた適切な対応

基本施策③ 不適切な指導の防止や校則の見直し

現状・課題

過去には、小学校では授業中、中学校・高等学校では部活動中に、体罰が行われる傾向がありました。体罰の主な理由として、授業態度を注意しても改善されないことや、部活動中の態度に課題があったり、指示したプレーができなかった等があります。また、決まりが守れない、教師に暴言を吐く等の問題行動が原因となることもありました。

児童生徒に注意や指導をしても教職員の思うとおりにならないときを想定し、一時的な感情に左右されない対応の仕方を教職員が身に付けることや、児童生徒の人権を尊重した教育を推進することが必要です。

また、校則に関して県内のこどもにアンケートを行ったところ、服装や髪型、容姿に関する校則や学校のルールに違和感を覚えている(いた)という声がある一方、校則やルールが必要だと思ふ理由としては、「規則を守ること、集団の中で生きるための協調性を学ぶため」や「ルールのある社会に出たときに守れるようにするための練習になるから」、「安全安心に、集中して授業を受けられるようにするため」などという声が聴かれました。(ぐんまこどもモニター第2回アンケート)

児童生徒が心身の発達の過程にあること、学校が集団生活の場であることなどから、学校での一定のルールとして校則は必要なものです。県教育委員会では、校則に基づいて指導を行う場合には、児童生徒が自主的に守るように指導していくことや、規則をらせることのみの指導になっていないか、内容や必要性が児童生徒・保護者との共通理解になっているか、といった点に注意するよう各学校に周知しています。また、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況を踏まえ、時代にあったものになっているか、各学校が絶えず見直しを行うことが重要です。

(用語解説)

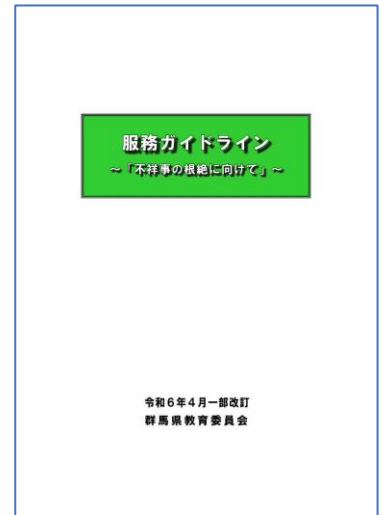
■体罰:学校教育法で禁止されている違法行為で、教育的な指導を逸脱して身体的・精神的な苦痛により児童生徒に負の影響を与えること

施策の方向

ア)体罰防止に向けた取組の充実

「体罰の根絶と信頼される学校体制づくりに向けて(体罰に関するガイドライン概要版)」や「服務ガイドライン」を活用した校内研修を充実させ、体罰を許さない学校づくりを推進します。

(服務規律の確保に向けた取組の推進、各種研修会や会議等での周知、公立学校の取組についての私立学校への情報提供)



教員向け「服務ガイドライン」

イ)校則の見直し

毎年4月、公立高等学校・公立中等教育学校の生徒指導主事を対象とした生徒指導対策協議会を開催しています。校則に基づく指導は、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解し、児童生徒が自主的に守るよう指導しています。児童生徒の主体的な関与は、身近な課題を自ら解決する等の教育的意義があります。

(生徒指導対策協議会の開催(対象:公立高等学校・公立中等教育学校・県立特別支援学校))

●数値目標

項 目	現 状	目 標
体罰による懲戒処分及び指導措置件数	0件 (R4年度)	0件
学校の運営に意見が反映されている実感がある(ある、ときどきある)と回答した高校生の割合	27.8% (R5年度)	70.0% (R10年度)

基本目標(5) 学校生活での様々な困難に応じた適切な対応

基本施策④ 高校中退等の予防と中退後等の支援

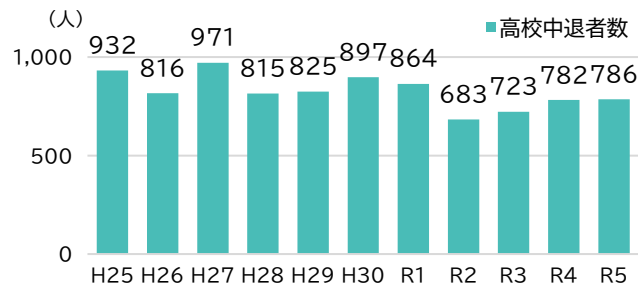
現状・課題

文部科学省の調査によると、2023(令和5)年度における県内の高校中退者数は786人となり、高等学校退学率(1.6%)は全国平均(1.5%)より高くなっています。また、県内における中学校卒業後の進路未決定者数は、依然として毎年100人以上となっています。

国の調査(令和4年度受験者アンケート)によると、高卒認定試験受験の目的は、大学等への進学が約65%、就職が約18%となっており、就職や進学には高卒資格取得が必要であると認識している人が多いことが分かります。高校中退者等の社会的自立を促すためにも、学び直しのための支援体制の充実が課題となっています。

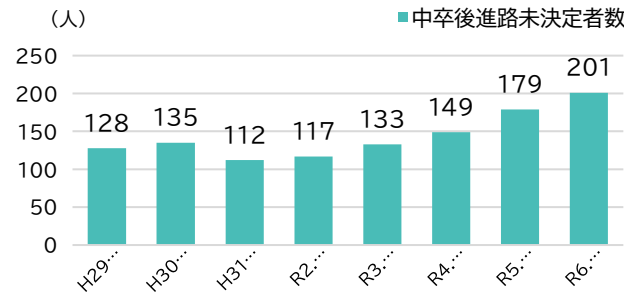
家庭の経済事情等に関わらず、再び高等学校等で学び直しを希望する者が安心して教育を受けられ、それぞれの夢に向かって歩み出せるよう、引き続き学校・市町村・関係機関と連携して、相談体制等の充実を図っていく必要があります。

● 高等学校の中途退学者数(群馬県内公私立)



(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(R5年度)

● 中学校卒業後の進路未決定者数(群馬県内国公私立)



(出典)文部科学省「学校基本調査」

施策の方向

ア)高校中退等の予防

いじめ防止、不登校児への支援、不適切な指導の防止等(3(5)①～③の各施策)を通じて、中退者等の予防に努めます。(3(5)①～③の各施策(再掲))

イ)高校中退後等の支援

- 学力格差の解消及び高等学校中退者等の進学・就職やキャリアアップに資するため、高等学校中途退学者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けられるよう、学び直しのための支援(学習に関する相談・助言の機会の提供、学習支援の実施、関係機関との連携体制の整備)に取り組みます。
- 高校中退者・中卒進路未決定者及びその家族に対し、再学習や就労の機会等の情報を提供するとともに、訪問支援員による支援を行い、社会的な自立に向けて支援します。
- 保護者等が所得等の要件を満たす世帯の高校生に対して、「学び直し支援金」を支給し、授業料負担の軽減を図ります。

(地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業の実施、高校中退者等訪問支援事業、就学支援、高校等再入学者の授業料負担の軽減)

● 数値目標

項 目	現 状	目 標
高校中退者数	786人 (R5年度)	700人

可能性を伸ばし、 希望する将来の実現を応援する

【青年期】

自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるよう支援を行います。

基本目標

大切な視点

(1) 高等教育の修学支援と 教育の質の向上

- 若者が、家庭の経済状況等にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを得られるよう、**修学支援を着実に実施する**ことが重要です。
- 県内の高等教育の質を向上させるためには、大学等のネットワーク化を進めるとともに、**県と大学が連携して教育を充実させていく**必要があります。

(2) 希望する ライフキャリアの 実現に向けた支援

- 若者が**将来にわたって住み続けたいと思える地域をつくる**ためには、誰もが能力を発揮でき、十分な収入を得ることができる**良質な雇用環境をつくる**必要があります。
- 結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思に基づくものですが、希望する若者にとって、結婚や、こどもを産み育てたいとの希望をかなえられることが、**少子化トレンドの反転**のためにも重要です。

\\ ぐんまはココに着目！ //

誰もが暮らしやすいと感じる風土・機運を醸成

若者に選ばれる魅力ある雇用環境の創出

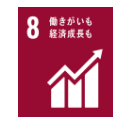


若者が希望するライフキャリアの実現には、魅力的な活躍の場、良質な雇用環境が不可欠です。

国内外から、デジタル産業やクリエイティブ産業など、産業や社会の価値を高める高付加価値型企業の誘致を進めるとともに、スタートアップの成長や起業家への支援、若年層に向けた起業機運の醸成に取り組みます。

NEXT!

「新しいことは群馬で試す」をテーマに、
全県リビングラボ構想を実現します



基本目標(1)

高等教育の修学支援と教育の質の向上

基本施策①

高等教育に係る経済的負担の軽減

現状・課題

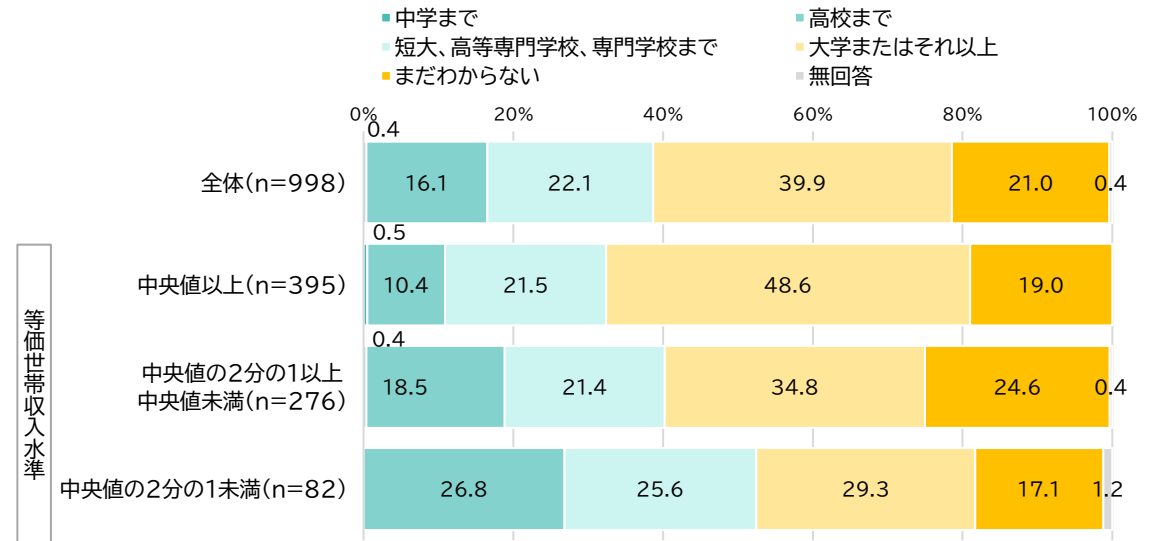
若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、修学支援を推進する必要があります。

県の調査で、県内の中学2年生に、「将来どの段階まで進学したいか」を尋ねたところ、「大学またはそれ以上」と回答したのは、いわゆる貧困世帯の子では29.3%と、全体(39.9%)と比較して低く、「高校まで」と回答した割合が26.8%と、全体(16.1%)と比較して高い結果となりました。「高校まで」と回答した理由のうち、「家にお金がないと思うから」、「早く働く必要があるから」などの割合が高く、経済的な理由から高等教育機関への進学を思いとどまっている状況がうかがえます。

なお、県内大学の学生における(独)日本学生支援機構の貸与型奨学金の利用者数は表のとおりとなっており、約4割の学生が奨学金を利用して修学しています。

こうした状況を踏まえ、特に支援を必要とする学生に対しては、各教育機関が負担軽減策を実施できるよう支援するとともに、国や関係機関の制度を周知することで、当事者の負担を軽減していく必要があります。

● 中学2年生「将来の進学段階の希望」(出典)県子どもの生活実態調査(R5年度)



● 「独立行政法人日本学生支援機構」奨学金(貸与型)群馬県内設置別利用者数(R4年度)

設置	利用者数(A)	参考	
		学生数(B)	利用割合推計(A/B)
国公立	3,833	11,697	32.8%
私立	6,668	17,106	39.0%
合計	10,501	28,803	36.5%

※出典は、利用者数(A)は(独)日本学生支援機構ホームページ、学生数(B)は令和4年度学校基本調査から

※出典が異なるため、利用割合は参考数値

基本目標(1)

高等教育の修学支援と教育の質の向上

基本施策①

高等教育に係る経済的負担の軽減

施策の方向

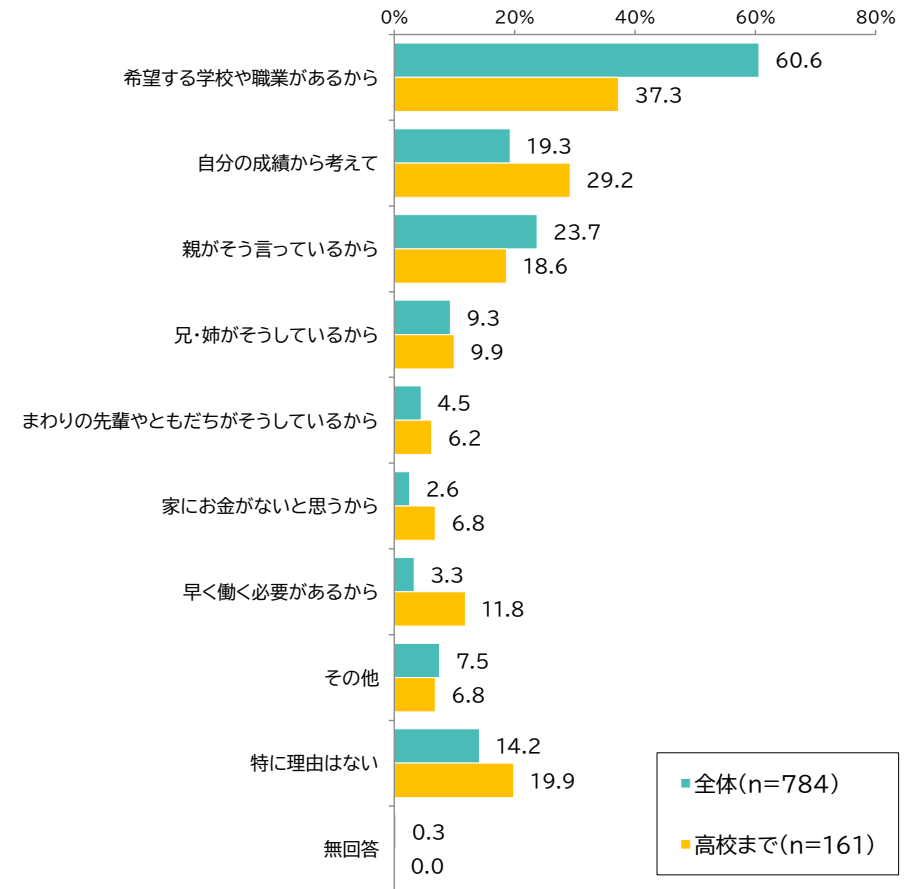
ア)経済的負担の軽減

- 2020(令和2)年4月に施行された「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく修学支援制度として、国や地方自治体から各種大学等に授業料等減免交付金が交付されています。県では、群馬県公立大学法人に同交付金を交付することにより、県立2大学に通う学生への支援を行います。
- 私立専門学校の修学に係る経済的負担を軽減するため、対象となる学校における入学金、授業料の減免に要する経費の一部を負担します。
- 県内に居住する労働者及び失業者の子弟等が大学等へ進学・就学するために必要な資金を融資します。
- 母子父子寡婦福祉資金貸付制度により、ひとり親家庭等に高等教育機関の授業料、書籍代、交通費等の修学資金を貸し付けます。
- 進学段階での貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱えるひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもに対し、大学等受験料及び模擬試験料の補助を行います。
- 公的な奨学金等を優先してもなお就学が困難な方を対象に、群馬県社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金(教育支援資金)」「(低所得世帯の子どもが大学等に就学又は入学する際に必要な経費を貸し付ける資金)」を周知します。

(県立大学への授業料等減免交付金、高等教育の修学支援(授業料減免)、県内労働者等に向けた制度融資の実施、大学等受験料・模擬試験料補助、「生活福祉資金(教育支援資金)」)

※高等教育機関に進学予定高校生等を対象とした修学支援制度を取りまとめ、県公式ホームページで周知しています。

● 中学2年生が「将来の進学段階を『高校まで』と考える理由」



(出典)県子どもの生活実態調査(R5年度)

● 数値目標

項 目	現 状	目 標
大学等受験料・模擬試験料補助を行う市町村数	28 (R6年度)	35

基本目標(1)

高等教育の修学支援と教育の質の向上

基本施策② 高等教育段階で必要な教育の充実

現状・課題

国「学校基本調査」によると、県内には107の高等教育機関があり、約3万人の若者が高等教育を受けています。(2024(令和5)年5月1日時点)

県内の大学等は、地域での高等教育機会の確保や知的拠点としての役割を担っています。県内の大学等に進学した若者が質の高い教育を受けることができ、大学等が地域や社会のニーズに合った魅力ある運営ができるよう、県として必要な支援を行っていくことが求められています。

施策の方向

ア)県内の高等教育機関の支援とネットワーク化

- 私立の専修学校、各種学校における教育条件の維持向上や保護者負担の軽減及び経営の健全性の確保を目的として、学校の教職員人件費や教育研究経費等の経常的経費に対して補助を行います。
- 運営費交付金により県立大学の学校運営を支援します。
- 県内自治体と大学等が連携し、情報共有や意見交換等を行うことを目的に協議会を運営します。

(私立学校教育振興費補助(再掲)、公立大学法人への運営費交付金、ぐんま地域・大学連携協議会)

また、自治体と大学等の連携により、自治体側が施策に必要な様々な知見を得るだけでなく、大学生等に多様な学びを提供することで、県内の高等教育の質の向上に寄与することが重要です。

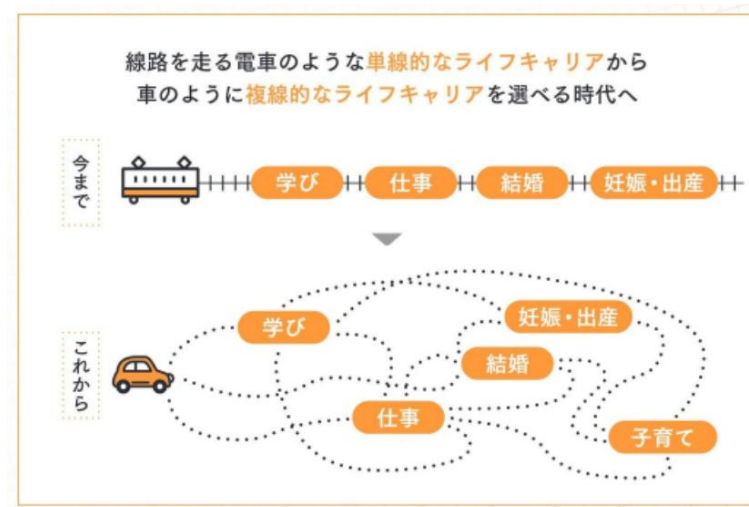
さらに、各大学等が実施するキャリア形成支援に加え、「職業人」としてだけでなく、家庭や地域での様々な役割を意識してもらい、結婚や子育ても含めた複線的に人生を描けるよう、ライフデザイン支援を行っていく必要があります。「普通の人生」がない時代において、若者の選択肢と可能性を広げるための教育が求められています。

イ)高等教育段階でのライフプランニング教育の推進

高等教育段階にある若者が、就職や結婚、子育てなど希望する将来を実現できるよう、「ライフデザイン」や「男女共同参画」について学び、体験する機会を提供します。
(ライフデザインについて知る機会・考え方を学ぶ機会などの提供、ジェンダー平等について学ぶ大学出張講座(再掲))

● 数値目標

項 目	現 状	目 標
自分の将来について明るい希望があると思うことも・若者の割合(15～39歳)	(参考:66.4%) (R4年度)	80.0% (R10年度)



これからの若者に求められる複線的なライフキャリアの形成
(県「LIFE100」より)



学生と行う若者のライフデザイン支援プロジェクトの様子

基本目標(2) 希望するライフキャリアの実現に向けた支援

基本施策① 若者の就労支援

現状・課題

県内企業では、若手労働者の減少や人材需給のミスマッチ等により、人手不足が大きな課題となっています。

県の調査によると、県内勤労青年の就労意向は、「希望の仕事であれば、働きたい」(51.4%)が「希望と違う仕事であっても、働きたい」(28.2%)を大きく上回っており、学生の就職活動時期に合わせて、県内企業の情報発信等を一層進めていく必要があります。

施策の方向

ア)就職活動の支援と情報発信

企業と若者のマッチング支援拠点を運営し、若者の地元定着を支援します。望まない非正規労働者の正社員化による雇用の安定に加え、前向きな転職(労働移動)も積極的に支援していきます。なお、カウンセリングはオンラインにも対応し、在職中で時間の確保が難しい方や窓口が遠方の方でも利用しやすいよう配慮します。

(若者就職支援事業(ジョブカフェぐんま運営))

イ)U・Iターン就職の促進

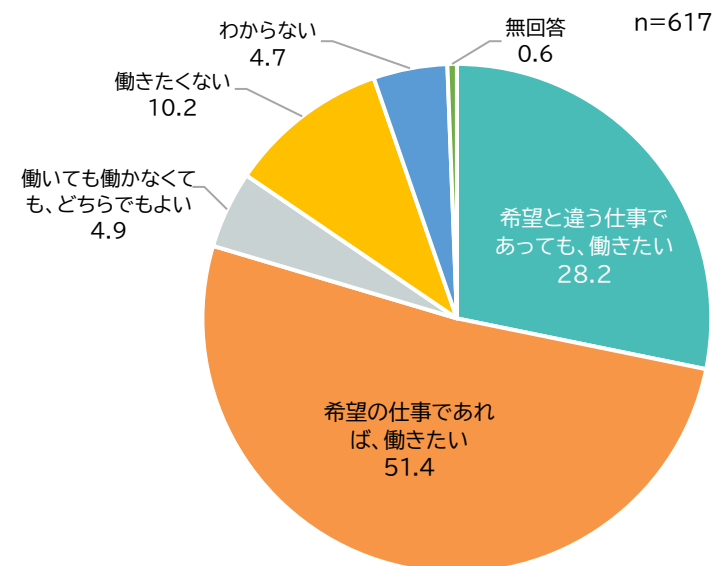
重要性が増すインターンシップの支援や近年盛んに行われているWEB就職活動への対応、合同企業説明会等によるマッチングを実施します。人口減少を背景とした人手不足が深刻化する中、企業の人材確保の観点からも、若者に対して県内企業への就職支援を積極展開していきます。

(合同企業説明会等の開催)

数値目標

項目	現状	目標
県内出身大学生等のUターン就職率	28% (R4年度)	36% (R9年度)

●あなたは、就労についてどう考えていますか。



(出典)県第8回ぐんま青少年基本調査(R5年度)



県公式ホームページ「ぐんま就活ナビゲーション」

基本目標(2) 希望するライフキャリアの実現に向けた支援

基本施策② 良質な雇用の創出と若者にとって魅力的な地域づくり

現状・課題

ふるさと回帰支援センターが発表した2023(令和5)年の移住希望地ランキングにおいて、20・40代で1位となるなど、群馬県の暮らしやすさや働きやすさは、子育てや働き盛り世代から注目されています。

一方、県内人口の転入・転出状況を見ると、20歳代以外の年代では「転入超過」となっているものの、20歳代では「転出超過」が顕著であり、特に東京圏(東京都、埼玉県、神奈川県)への転出が多くなっています。

働くフィールドとして群馬が若者に選ばれるためには、多様な人材が働きやすく、持てるパフォーマンスを質高く発揮できる環境が必要です。

既存産業のバージョンアップやデジタル人材の育成確保のため、企業のリスキングを支援するとともに、産業や業界、社会の価値を高める企業の誘致を推進し、県内産業の付加価値を向上させることが重要です。

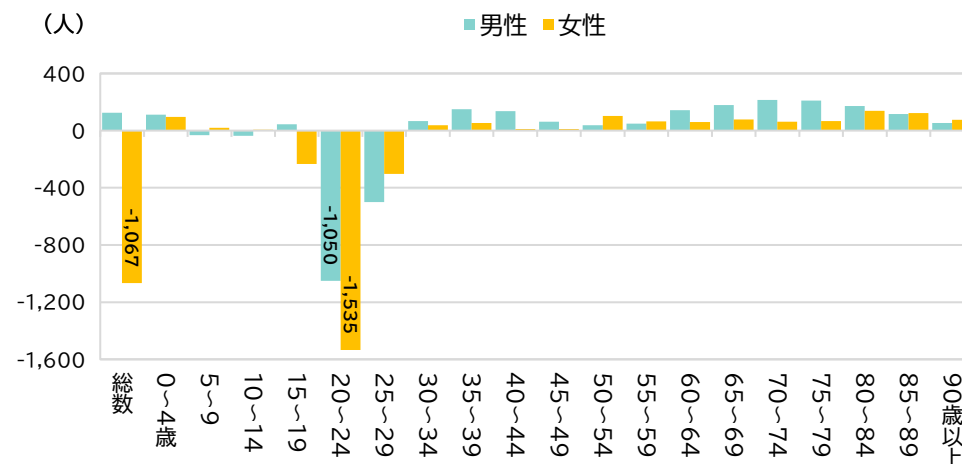
人口減少や人材需給のミスマッチ、若者の県外流失等により、企業の人材確保は今後ますます厳しくなっていくことが予想されることから、製造業等において、技術革新や産業構造の変化に対応できる技術者の必要性が高まっています。

そのほかの産業分野においても、人材確保は大きな課題です。特に、農業分野においては、基幹的農業従事者数が減少する中、群馬県の農業を担う新規就農者の確保・育成が重要となっています。他産業との人材獲得競争が激化により、農業現場に必要な人材を確保していくためには、若者、女性、他産業からの参入者等、多様な農業人材を確保する必要があります。

また、起業により新たな経済活動や雇用を生み出し、経済の活性化につなげていくことも重要です。日本の開業率は、欧米と比べると低い水準であり、群馬県においても同様の状況となっていますが、キャリアの多様化や国の支援策の充実などを背景として、起業に対する興味、関心は高まってきています。特に若者には、キャリアの幅を広げるためにも、将来の選択肢として起業を知ってもらう必要があります。

なお、群馬県では、就職期(20～24歳)の女性の転出超過が顕著です。女性の有業率は全国平均と比べて高いものの、女性の正規職員・従業員の割合は全国平均を下回り、非正規雇用で働く女性が多くなっています。(総務省「就業構造基本調査」(令和4年))若年層の流出を防ぐためには、女性が活躍できる職場づくり、男女の賃金格差を減らす取組も重要です。

● 2023年 県内転入超過数(男女別)



(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」(2023年)

基本目標(2) 希望するライフキャリアの実現に向けた支援

基本施策② 良質な雇用の創出と若者にとって魅力的な地域づくり

施策の方向

ア)地域産業の振興と担い手確保

- 自動車産業からモビリティ産業への転換を見据え、デジタル・ものづくりの両利き人材を育成します。
- 学卒者や離職者、在職者を対象に、企業において即戦力となる技術技能を身に付けるための職業訓練を産業技術専門学校等で実施します。
- 農業技術の高度化、農業経営の専門化等に対応できる農業後継者及び農業関連産業従事者の育成を図るため、高等教育機関による実践的な農業教育を行います。
- 若者の企業定着促進のため、県内中小企業等が従業員に奨学金返還支援した場合、その一部を補助します。

(産業技術専門学校等での職業訓練、農林大学校等での人材の育成ほか)



産業技術専門学校(CAD実習)

イ)起業や様々な職業・職場で働く魅力の発信

起業の実体験やモデルケース等を発信することで、関心の高さに
よらず幅広い層に対して魅力を伝え、将来の選択肢としての関心を
高め、起業機運の醸成を図ります。

(起業に関する情報発信)

ウ)リスキングや女性活躍の推進

- 県内の求職中又は正規雇用を目指す女性等を対象に、ITスキルの習得から就労までを一体的に支援します。また、賃金向上等を目指す就職中の女性を対象に、社内でのキャリアアップにつながるスキルの習得を支援します。
- 企業で働く女性の活躍を推進できるよう、企業に対して女性活躍の重要性の理解に対する周知を進めます。

(IT人材育成×女性就労支援、働く女性応援事業所における男女共同参画推進員の設置、ぐんま女性活躍大応援団)

●数値目標

項 目	現 状	目 標
他都道府県からの転入超過数	-941人 (R5年度)	0人 (R9年度)

エ)若者の移住・定着等の推進

- 東京との近接性や豊かな自然環境、群馬県の暮らしに関する魅力を東京圏を始めとする県外に広くPRし、子育て・若者世代に選ばれ続ける地域を目指します。

(移住・就職相談員による移住支援、移住セミナーの開催、親子テレワーク移住体験の推進、受入体制整備、移住支援金等)



女性向けITスキル習得講座の様子

基本目標(2) 希望するライフキャリアの実現に向けた支援

基本施策③ 結婚を希望する若者への支援

現状・課題

群馬県の婚姻件数は年々減少傾向にあり、この5年間で1,868組減少(23.1%減)し、婚姻率も0.9ポイント減少しています。一方、結婚を希望する独身者の割合は、全体では5年前より増えており、これらの結果から、結婚を希望する方がいる一方、その希望がかなえられ

ていない現状がうかがえます。

少子化の解消の観点からも、結婚を希望する県民の皆さんの希望がかなうよう、その妨げとなる要因を取り除く取組を進めていく必要があります。

施策の方向

ア) 出会いに向けたサポート

結婚を希望する人が、その希望がかなえられるよう、市町村や企業・団体とこれまで以上に連携を強化し、出会いの機会を提供するとともに、結婚や出会いをサポートする様々なサービスやツールについての情報なども発信し、結婚に向けて行動に踏み出せるようサポートを行います。

(出会いの場の創出、婚活等への参加に対する不安の払拭)



ぐんま結婚応援パスポート(通称「コンパス」)

イ) 結婚に対する経済的支援と機運の醸成

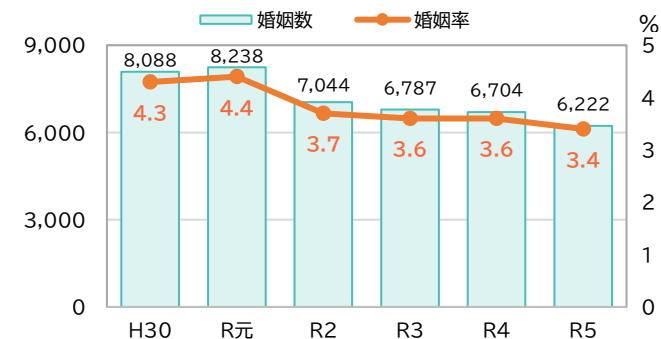
国・市町村と連携し、結婚に伴う新生活にかかる費用を支援するとともに、家族を持つことを応援する社会づくりを進めます。

(結婚を応援する機運の醸成、市町村や企業・団体との連携、市町村における結婚支援等を目的とした国交付金の活用の促進)



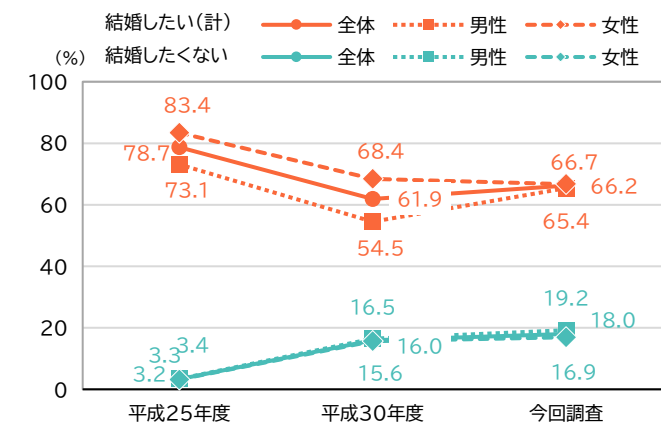
県庁ウエディングの様子

群馬県の婚姻数・婚姻率の推移



(出典)厚生労働省「人口動態統計」

将来の結婚希望(独身者)



(出典)県少子化対策に関する県民意識調査(R5年度)

数値目標

項目	現状	目標
結婚しやすい社会と考える独身者の割合	8.4% (R5年度)	26.0% (R10年度)

こどもの育ちを支える 大人への支援

【子育て当事者】

経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるような環境を目指します。

基本目標

大切な視点

(1)子育て当事者の 不安や負担の解消

- 子育てに対する不安や問題を抱え、孤立化する保護者が増加しています。多様なニーズに応じて、**ライフステージに沿った切れ目のない支援**が必要です。
- 特に、経済的困窮が顕著なひとり親の、子育てと仕事を両立しながらの経済的自立を支援し、こどもたちが**家庭の状況に左右されず、心身ともに健やかに成長し、それぞれの夢に挑戦できる環境を整える**ことが重要です。

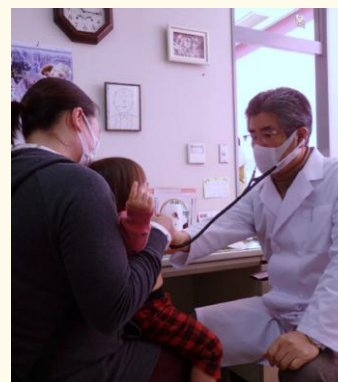
(2)共働き・共育での 推進

- 働く保護者にとって、子育てや家庭教育の充実のためには、**職場の理解や協力、ワーク・ライフ・バランスの推進**が欠かせません。また、企業や社会全体にとっても、こどもたちの健やかな成長は、次代を担う人材の育成として重要です。
- 職業観・家庭観が大きく変化する中、**理想とする生き方、働き方を実現**できるよう、ジェンダーギャップを解消し、すべての人が**希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会を構築**することが求められています。

\\ ぐんまはココに着目！ //

子育て圧倒的No.1に向けて

子育て世帯の負担軽減を着実に



2023(令和5)年10月から、県内全域で高校生世代までを対象としたこども医療費無料化制度が始まりました。「所得制限なし」、「自己負担なし」、「窓口での立替払いなし」の全国で最も手厚く使いやすい制度です。
国を挙げて推進する共働き・共育での推進に向け、男性育休の取得促進や働き方改革等に取り組みます。

NEXT!

家庭内での家事・育児分担、
負担軽減に向け新たな取組を進めます



基本目標(1)

子育て当事者の不安や負担の解消

基本施策①

切れ目のない経済支援の実施

現状・課題

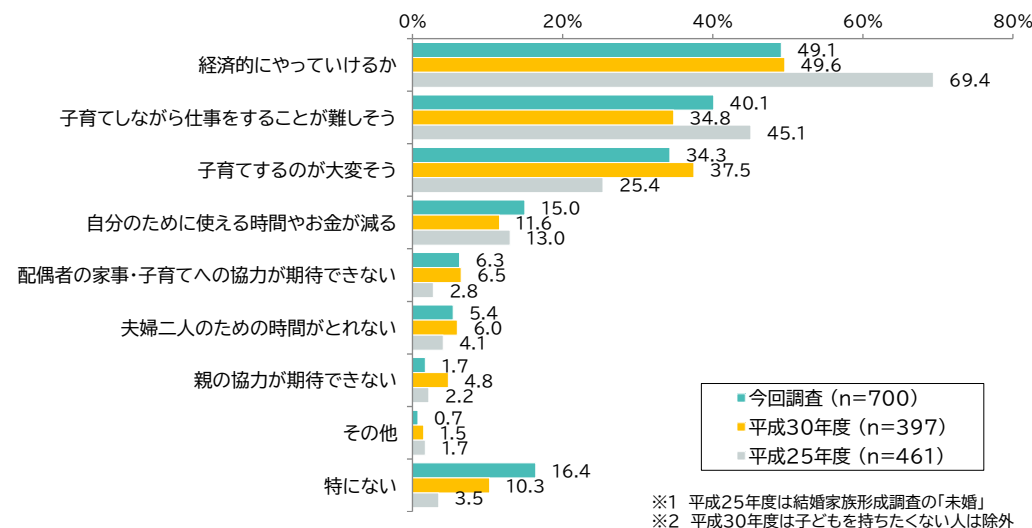
2023(令和5)年12月に閣議決定された「こども未来戦略」の加速化プランの一つとして、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」が掲げられ、少子化対策の中で重要な位置付けがなされています。

県「令和5年度少子化対策に係る県民意識調査」によると、20～30歳代の独身者の「こどもがいなくてもよい理由」は「経済的に負担が大きいため」が最も多く、子育て・教育にかかる経済的負担が少子化問題の一因ともなっています。また、保護者に対する調査項目において、「理想のこどもの数」より「予定のこどもの数」が少ない理由として、68.9%の方が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げています。

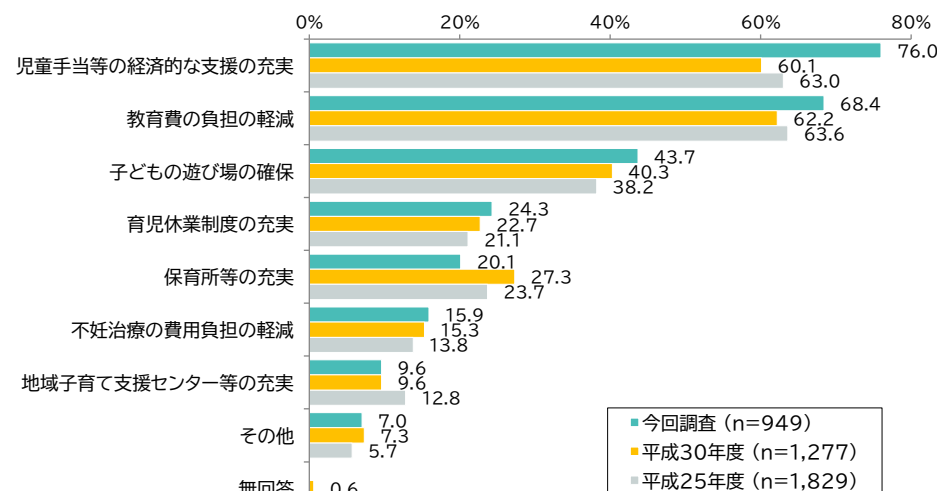
子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在していることから、切れ目なく必要な支援が包括的に提供されるよう取り組むことが求められています。

こども医療費の無料化については、入院が4歳まで、通院は2歳までに対象が長らく固定されていましたが、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、いつでも安心して医療を受けられるよう、2008(平成20)年4月から段階的に拡大し、2009(平成21)年10月から、入院及び通院ともに県内全ての市町村において中学校卒業までとし、さらに2023(令和5)年10月からは、高校生世代(18歳となる年度の末日)までに広げて実施しています。

● 将来子育てをする上で不安なこと(20～30歳代の独身者)(群馬県)



● 出産や子育て環境整備のために力を入れる必要があるもの(未就学児の保護者)(群馬県)



(出典)県少子化対策に関する県民意識調査(R5年度)

基本目標(1) 子育て当事者の不安や負担の解消

基本施策①

切れ目のない経済支援の実施

施策の方向

A) 子育て・教育に係る負担軽減

- 児童手当について、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化し、拡充します。
- 特に経済的負担の大きい多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため、第3子以降の3歳未満児の保育料を無償化します。
- 保護者等が所得等の要件を満たす世帯の高校生等に対して、高等学校等就学支援金を支給し、授業料負担の軽減を図ります。
- 学用品の購入などの負担感を軽減するために、民間企業や団体等と連携してリユース・譲り合い等の多様な手段を発信します。

(児童手当の支給、幼児教育・保育の無償化、第3子以降3歳未満児保育料の免除、子育て支援施設等利用料の給付、授業料負担の軽減、高等教育の修学支援、低所得世帯や家計急変世帯における教育費負担の軽減、県内労働者等に向けた制度融資の実施、中・低所得世帯の授業料負担の軽減など)

※高校生等を対象とした修学支援制度を取りまとめ、県公式ホームページで周知しています。

※大学等の高等教育の負担軽減については、「基本方針4(1)①高等教育に係る経済的負担の軽減」により実施します。

(用語解説)

■高校生等: 高校及び中等教育学校後期課程の者

■BYOD: Bring Your Own Deviceの頭文字。自分のパソコンやタブレット端末を学校での学習に利用すること。

I) 社会全体で子育て世帯を応援する機運の醸成

- 各市町村が策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき実施される「実費徴収に係る補足給付を行う事業」に対して交付金を交付し、保護者が特定教育・保育施設等に対して支払う費用を助成することで、負担軽減を図ります。
- 義務教育段階における就学援助については、市町村に対して、制度の趣旨に沿った援助の実施について働きかけていきます。
- 高校生等がいる低所得世帯を対象に高校生等奨学給付金を給付し、授業料以外の教育費負担の軽減を図ります。
- 県立の高校生等がいる低所得世帯を対象に1人1台端末購入支援金を給付することで、県立高校等におけるBYOD移行に伴う保護者の負担軽減を図ります。

(高等学校定時制課程修学奨励金、特別支援教育就学奨励事業、低所得世帯への学用品費等の援助、低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減、低所得世帯への端末購入費用の支援など)



県内各地域の特性に応じた子ども・子育て支援事業(実費徴収に伴う補足給付)の量の見込み、提供体制の確保の内容については、別冊「群馬県第3期群馬県子ども・子育て支援事業支援計画」に記載しています。

● 数値目標

項 目	現 状	目 標
「理想の子どもの数」より「予定の子どもの数」が少ない理由のうち「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答する保護者の割合	68.9% (R5年度)	50.0% (R10年度)

全国で初めて実施！ 高校生世代まで 子ども医療費無料化!!

群馬県では、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、いつでも安心して必要な医療を受けられるよう、市町村と協力して子ども医療費の助成を行っています。県内のどこに住んでいても、入院・通院を問わず、高校生世代までの保険医療費の自己負担分が無料になります。所得制限や受診時の自己負担のない利用しやすい制度です。

利用方法など、詳しくはお住まいの市役所・町村役場の担当課へお問い合わせください。

医療費無料化の目的は？

早期に受診する患者が増え、健全育成を促進

子どもを安心して産み育てられる社会を創る！

少子化社会から… 活力ある社会へ!!

～医療費無料化の対象となる方へ～

子どもの医療費無料化は、社会全体で子どもの成長を支えていくための制度です。医療費無料化はみなさんの税金でまかなわれています。この制度を将来にわたって維持していくためにも、制度の仕組みや目的などをご理解のうえ、適正な受診をお願いいたします。

群馬県子ども救急相談 #8000番をご利用ください。
月曜日～土曜日 午後6時～翌朝午前8時
※通話料は有料です。 日曜日・休日・年末年始 午前9時～翌朝午前8時

高校生世代までの対象拡大に関するチラシ

基本目標(1) 子育て当事者の不安や負担の解消

基本施策② ニーズに応じた子育て支援の充実

現状・課題

子ども・子育て支援については、子ども・子育て支援新制度において、住民に最も身近な市町村が中心となって取り組むこととされています。このため、地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、5年間に計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を各市町村が策定しています。計画に基づき、教育・保育サービスの提供体制を整えるなど、各地域の特性に応じた子ども・子育て支援制度の充実を推進しています。県や国は、こうした市町村の取組を側面支援し、財政面から支えています。

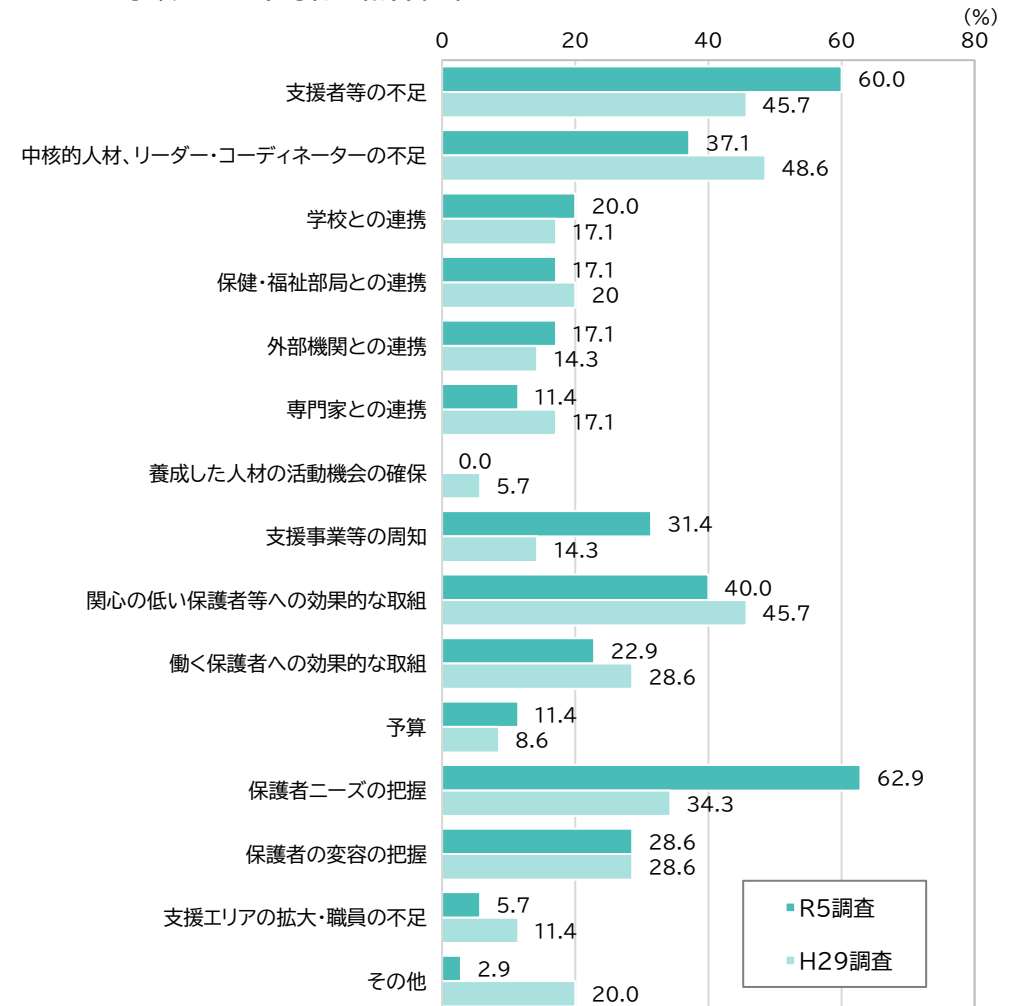
少子化によりこどもの数は減少し続けていますが、共働き家庭が増える中、保育所や放課後児童クラブの利用希望が増加し、一時的に待機児童が発生するケースも生じていることから、地域や保護者のニーズに応じた適切な施設整備や人材の確保が必要となっています。

社会が目まぐるしく変容を遂げている中、多種多様なニーズに応えられるよう、相談体制を整える必要があります。

2023(令和5)年度家庭教育支援に係る現況調査では、市町村が家庭教育支援事業を実施するに当たり、「支援者等の不足」「関心の低い保護者への効果的な取組」「保護者ニーズの把握」が特に課題であることが分かりました。そこで、すべての親に対する家庭教育支援として、保護者が多く集まる機会を活用した学習機会を充実させるとともに、社会全体で家庭教育を応援する環境づくりのため、家庭教育支援に係る人材の養成や、関係団体等とのより一層の連携を推進しています。

また、地域における家庭教育支援に必要な実態を把握し、取組を推進するためにも、県の様々な部局が連携・協働することが求められています。

● 市町村が家庭教育支援事業を実施するにあたり、特に課題としている事項ごとの市町村の割合(%)



(出典)家庭教育支援に係る現況調査の分析結果(R5年度)

基本目標(1)

子育て当事者の不安や負担の解消

基本施策② ニーズに応じた子育て支援の充実

施策の方向

ア)地域での子育て支援や相談体制の充実

- 子育て家庭の個別ニーズを把握し、幼稚園・保育所等の教育・保育施設や、地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行います。
- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かること等により、安心して子育てができる環境を整備します。
- 共働き等で保護者が昼間家庭にいない未就学児や小学生、特別な支援を必要とするこどものための、1(4)②、2(2)①、3(2)②の各施策において、保育所や放課後児童クラブ等の適切な運営を推進します。
- 広く相談窓口を設けることで支援が必要な家庭を早期に発見し、虐待に至る前に予防的な支援を行います。また、県内の全地域において支援が切れ目なく届くようにするために、いつでも、どこからでも、いろいろな方法で相談できる体制づくりを市町村と連携して推進していきます。

(一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、1(4)②イ及び2(2)①及び3(2)②の各施策(再掲)、不安を抱える女性へのつながりサポート相談支援事業、「こどもホットライン24」、市町村こども家庭センター設置・運営支援、ワンストップ相談窓口『つなぐん』、「24時間子供SOSダイヤル」電話相談など)

● 数値目標

項目	現状	目標
市町村こども家庭センター設置自治体数	7 (R6.4.1時点)	35 (R8年度末)

イ)社会全体で子育て世帯を応援する機運の醸成

- 子育て家庭が協賛店舗で提示すると特典サービスを受けられるパスポート事業を民間企業等と連携して実施します。
- 結婚・子育て応援ポータルサイトにより、地域での子育て支援情報等を発信します。

(ぐーちよきパスポート、「ぐんまスマイルライフ」の運用)

ウ)家庭教育支援の推進

すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、保護者が多く集まる機会を活用した学習機会の充実、他部局や関係団体等の連携による家庭教育支援の推進、家庭教育支援に関わる人材の育成に取り組みます。

(「ワクワク子育てトークング～ぐんまの親の学びプログラム～」普及・実践、「ワクワク子育てトークング～ぐんまの親の学びプログラム～」のファシリテーターの育成、市町村家庭教育支援担当者等研修会の開催、家庭教育支援にあたる人材の育成、家庭教育支援関係団体の連携促進、家庭教育支援チームの支援)



県内各地域の特性に応じた子ども・子育て支援事業(利用者支援、地域での子育て支援、一時預かり、子育て世帯訪問支援、親子関係形成支援)の量の見込み、提供体制の確保の内容については、別冊「群馬県第3期群馬県子ども・子育て支援事業支援計画」に記載しています。



県HP内「妊娠・子育て中の相談窓口」一覧



ぐんまちよい得キッズパスポート
(通称:ぐーちよきパスポート)

基本目標(1)

子育て当事者の不安や負担の解消

基本施策③ ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援

現状・課題

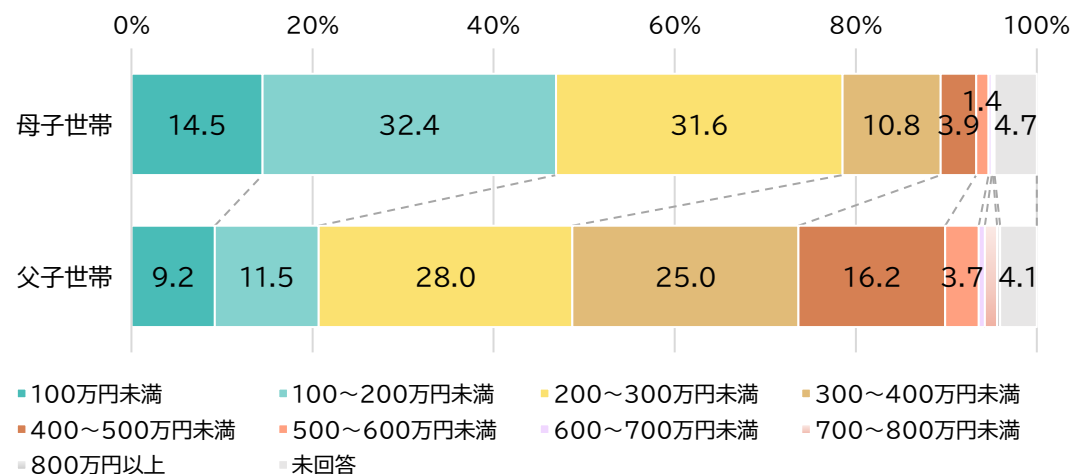
2020(令和2)年における県内のひとり親世帯数は、18,604世帯(母子世帯15,831世帯・父子世帯2,773世帯)であり、平成27年と比較すると3,178世帯減少していますが、全世帯数に占めるひとり親世帯数の割合は、平成27年は2.8%、令和2年は2.3%と、ほぼ横ばいの状況となっています。また、ひとり親となった原因では、「離婚」が最も多く、母子世帯・父子世帯ともに約9割を占めています。

ひとり親家庭が抱える悩みや不安は家庭の状況により様々ですが、ひとり親は子育てと仕事を一人で担っていることが多く、時間的な制約もあることから、必要な支援につながりにくい傾向があります。このため、制度や支援に関する情報を、必要とするひとり親につなげ、それぞれの家庭の状況に応じた支援が適切に行われるよう取り組む必要があります。

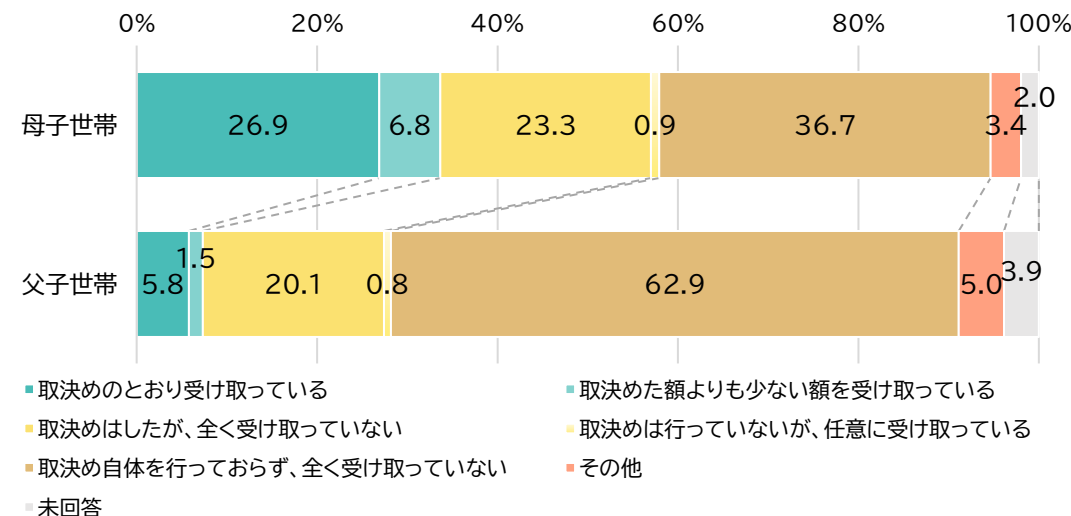
「令和3年度県ひとり親世帯調査」によると、ひとり親世帯の就業率は90%を超えていますが、正規雇用率が低い状況にあり、母子世帯においては臨時雇用者等(派遣社員を含む)が44.8%を占めています。年間世帯収入が300万円未満の世帯は、母子世帯が78.5%、父子世帯が48.7%となっており、経済的に厳しい状況にあります。特に、母子世帯では、出産・子育てによる就業の中断が再就業に影響することが多く、再就業しても不安定な雇用にあることが多いことから、経済的負担の軽減を図るとともに、自立に向けた就業支援と収入の増加につなげるための支援が重要です。

また、養育費を受け取っていない世帯は、母子世帯が60.0%、父子世帯が83.0%となっており、養育費の確保のための取組も必要となっています。

● ひとり親世帯の年間世帯収入の状況



● 養育費の受取り状況



(出典)県ひとり親世帯調査(R3年度)

基本目標(1) 子育て当事者の不安や負担の解消

基本施策③ ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援

施策の方向

ア)相談支援の強化

ひとり親の多くが仕事と子育てを一人で担っていることを踏まえ、ワンストップで必要な支援につなげることができるよう関係機関や関係団体と連携し、寄り添い型の支援を行います。

(戸籍部門とひとり親家庭支援部門の連携)

イ)経済的支援や状況に応じた生活の支援

様々な環境の下で育つ子どもが、生まれ育った環境によって将来を左右されることがないように、ひとり親家庭の生活の安定と経済的負担の軽減のため、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付などの経済的支援を行います。

また、就労による自立を促進するため、就業相談員による相談、資格取得のための給付金の支給などの就業支援に取り組むとともに、ファミリー・サポート・センターの利用料の補助など、仕事と家事・子育ての両立を支援する子育て・生活支援に取り組めます。さらに、様々な理由により安全・安心な生活を脅かされている母子の生活と自立を支援する母子生活支援施設や、入居者同士が支え合いながら暮らすシ

ングルマザー専用シェアハウスの周知を行っていきます。

このほか、所得税非課税となっているひとり親家庭の親と子の健康的な生活の保持や経済的負担の軽減などを図るため、市町村と協力して医療保険の一部自己負担額助成を実施します。

(児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練促進資金・住宅支援資金の貸付、母子・父子自立支援員による各種相談、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、ひとり親家庭子育て支援事業、母子生活支援施設の周知、シングルマザー専用シェアハウス、母子家庭等・父子家庭医療費助成、離職者等再就職訓練(委託訓練))

ウ)養育費確保の支援や安心安全な親子の交流

離婚後のひとり親家庭における生活の安定や、こどもが離れて暮らす親からの愛情を感じ、安心感と自尊心を育むことができるよう、継続した養育費の確保を支援します。

また、こどもの健やかな成長のために、親子交流に関する相談に応じます。

(養育費の確保支援、離婚前後における養育費などに関する相談会の実施)



シングルマザー専用シェアハウスの共有リビング

●数値目標

項 目	現 状 (R3年度)	目 標 (R8年度)
ひとり親(母子世帯)の正規雇用率	47.6%	49.0%
ひとり親(父子世帯)の正規雇用率	65.6%	70.0%
養育費を受け取っている世帯の割合	33.4%	40.0%

基本目標(2) 共働き・子育ての推進

基本施策① 男性の家事・子育てへの主体的な参画の支援

現状・課題

少子化対策に関する県民意識調査によると、結婚・出産後も仕事を続けたいと思う独身者は男女ともに5割を超えています。また、こどものいる家庭のうち、専業主婦世帯の割合は約2割まで減少し、共働き世帯が6割超となっており、家庭と仕事の両立はより一層重要となっています。

一方で、家庭内における家事・育児負担の女性への集中傾向は、家事については若干改善が見られるものの、依然として大きな変化がない状況にあります。こうした固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、男性の家事や子育てへの主体的な参画を支援して、子育て当事者の女性と男性がともに協力しながら子育てできるよう、必要な情報の提供や支援に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

ア) 子育てのための意識改革

固定的性別役割分担意識が根強い分野である「家事・育児」について、現在、結婚・子育て中の夫婦、これから結婚・子育てが見込まれる世代を中心にアプローチし、性別によるアンコンシャスバイアスの解消に向けた取組を推進します。

(共育てや共家事のための普及啓発ほか)

数値目標

項目	現状	目標
夫婦が同じくらい育児を分担する家庭の割合	25.4% (R1年度)	35.0% (R7年度)

県内の男性従業員の育児休業取得率は、36.9%となっているものの、女性の取得率(91.9%)とは、大きな開きがあります。また、取得期間も、女性は96.4%が6か月以上であるのに対して、男性は3か月未満が80%という結果となっています。

男性の育児休業の取得希望は約8割と高いものの、実際の取得経験は約1割で、乖離が大きいことも分かっています。取得しなかった理由としては、「収入の減少」に次いで、「職場や同僚への負担」「職場の雰囲気」となっており、取得しやすい職場環境づくりがポイントとなっています。

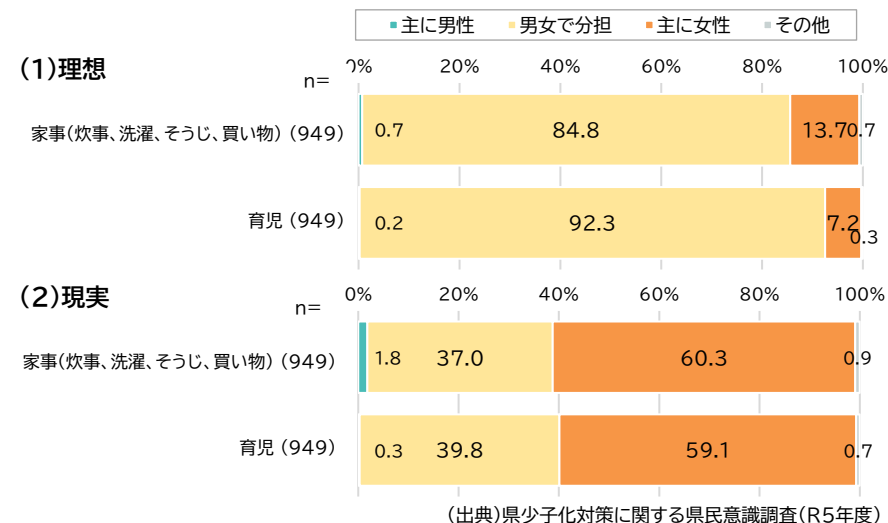
(引用している数値等は、いずれも県少子化対策に係る県民意識調査による)

イ) 男性育休等の取得促進

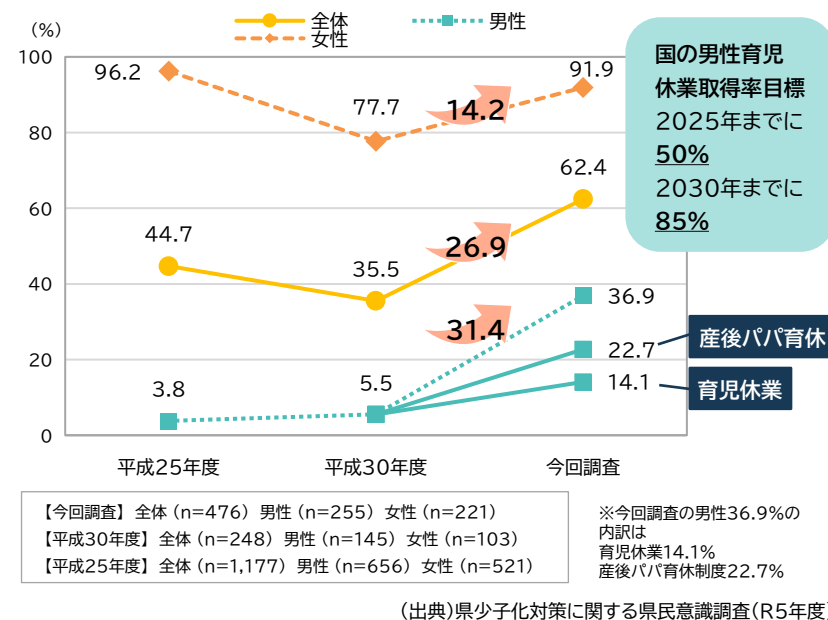
男性従業員が育児休業等を取得しやすくなるよう、企業に対し職場環境づくりのノウハウ共有や普及周知を行います。

(魅力ある職場づくりの推進)

● 家庭内の役割分担の現状について



● 育児休業等の取得状況



基本目標(2) 共働き・子育ての推進

基本施策① 男性の家事・子育てへの主体的な参画の支援



コラム～県職員の男性育休取得促進～

県では、これまで職員の育児と仕事の両立支援制度を整備してきたほか、こどもが生まれる男性職員に対し、「子育て計画書」の作成を依頼するなど育児への参画を促す取組を行ってきました。その結果、2018(平成30)年度に9.8%だった男性職員の育児休業等取得率(※)は、2023(令和5)年度には63.3%まで上昇しました。

取得者からは、「こどもの成長を間近で見られた」「産褥期で不調の妻を全力でサポートできた」「こどもや妻への理解が深まり有意義だった」「上の子との距離も縮まった」など、男性育休の意義を実感する声が寄せられています。

時期によっては、思うような期間の育児休業等の取得が難しい場合もあり、また、職場全体として育休取得への理解を促進し、お互い様の雰囲気を作っていくことが重要との声もあります。更なる取得率向上のためには、業務や職場環境の見直し、職員の意識啓発も行う必要があります。

※育児休業等取得率・・・育児休業、育児短時間勤務、部分休業を合算した取得率



育休を取得し育児に励む男性職員

育児・介護休業法改正等推移(主なもの)

- 1992 育児休業法施行
- 1999 深夜業制限制度創設
- 2005 育児休業期間延長
- 2010 パパママ育休プラス制度創設
- 2017 最長2歳までの育休再延長、有期契約従業員の育児休業取得要件緩和、育児休業対象の子の範囲見直し等
- 2022 産後パパ育休の創設、育児休業制度の周知義務及び取得意向確認義務等
- 2023 育児休業の取得状況公表義務(従業員1000人以上)

● 県職員の目標値達成状況

目標項目	目標値 (R5年度)	基準値 (H30年度)	R5年度
男性職員の育児休業等取得率	20%	9.8%	63.3%

(出典)県HP「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」の取組状況の公表
※数値には、県警察本部・市町村立学校の職員を含まない。

● 県職員の男性の育児休業取得率・取得期間の分布状況(2023(令和5))年度

区分	取得率	取得期間の分布状況					
		5日未満	2週間未満	1か月未満	2か月未満	1年未満	1年以上
知事部局等計	74.8%	5.2%	11.7%	35.1%	15.6%	31.2%	1.3%
病院局	72.2%	0.0%	15.4%	46.2%	7.7%	30.8%	0.0%
教育委員会	28.2%	0.0%	4.5%	13.6%	9.1%	54.5%	18.2%
県全体	56.3%	3.6%	10.7%	32.1%	13.4%	35.7%	4.5%

(出典)県HP「女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表」
※知事部局等：知事部局、議会事務局、各種委員会、企業局
※数値には、県警察本部・市町村立学校の職員を含まない。

基本目標(2) 共働き・子育ての推進

基本施策② 企業等と連携した柔軟な働き方の推進

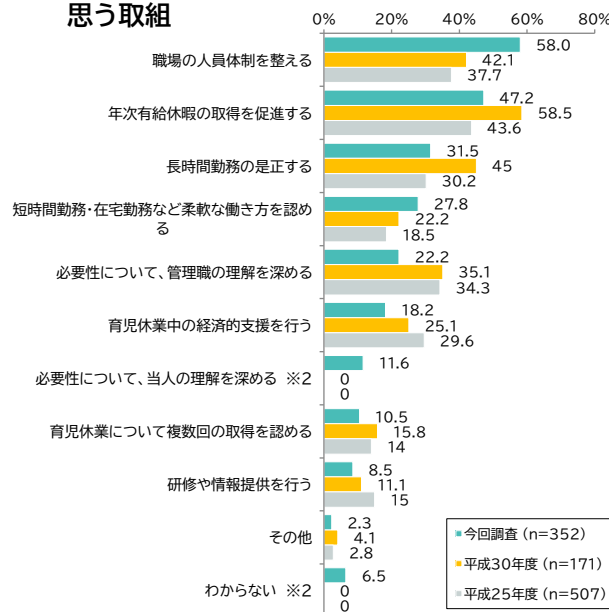
現状・課題

乳幼児期のみならず、長い子育て期において個々の状況やニーズに応じた働き方を選択できることが「働きやすさ」につながります。企業の人材確保の観点からも、従業員の「共働き」「子育て」を支援していくことが重要です。県の調査において、企業に『子育て』推進に有効な取組』を聞いたところ、職場の人員体制整備が約6割で最も多いほか、年休取得促進や長時間勤務の是正が必要という声が上がりました。

また、育児・介護休業法の改正により、2025(令和7)年4月1日からこどもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充として、小学校就学前までのこどもを養育する労働者への始業時刻の変更やテレワーク等の制度整備が義務化されましたが、小学校就学以降においても、子育てと仕事の両立やキャリア形成支援等の持続的な取組が求められています。

さらに、「ぐんまの家庭教育応援条例」では、事業者は、従業員の仕事と家庭教育の両立が図れるよう、必要な就業関係の整備に努めることとしており、働きながら子育てをしている従業員に対して、家庭教育について学ぶ機会を提供することが求められています。家庭教育は全ての教育の出発点であり、こどもに基本的な生活習慣、自立心、礼儀、社会のルール等を身に付けるとともに、心身の調和のとれた人格の完成を目指すためにも極めて重要であり、企業も含めた社会全体で子育てを支援していく必要があります。

● 県内企業が「子育て」を推進するために有効だと思う取組



※1 過去調査は「男性の育児参加を促進するために有効と考える取組」
 ※2 今回調査で追加

(出典)県少子化対策に関する県民意識調査(R5年度)

施策の方向

ア)育児などのライフスタイルの変化に伴うニーズに応じた柔軟な働き方の推進



企業認証制度優良事業所表彰式の様子(R5年度)

育児・介護と仕事の両立、職場における女性の活躍推進、従業員のワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組む県内企業等を認証することで、県内企業の働きやすい職場環境整備を推進します。また、各企業が「働きがい」と「働きやすさ」両方を追求し「魅力ある職場づくり」に取り組めるよう企業経営者・管理者・人事担当者等への理解促進を図ります。

(企業認証制度、魅力ある職場づくりの推進、職場内家庭教育研修会の開催)

イ)キャリアアップと子育てが両立できる環境整備

離職者等を対象とした職業訓練を実施し、キャリアと育児が両立できるよう支援します。

(離職者等再就職訓練)

ウ)企業等における家庭教育支援の推進

企業認証制度と連携し、対象企業で働く子育て中の従業員が安心して子育てを行えるよう、家庭教育についての学び機会の充実に取り組みます。

(職場内家庭教育研修会の開催)

エ)女性の活躍を応援する機運の醸成

趣旨に賛同する企業や地域の団体を登録する制度を設け、登録企業等による女性への応援メッセージを広く情報発信し、女性の活躍を応援する気運を醸成します。

(ぐんま女性活躍大応援団)

● 数値目標

項目	現状	目標
柔軟な働き方のための制度を法定(※)以上の水準で整備している事業所の割合	32.4% (R5年度)	47% (R10年度)

※策定時点での「法定」は、「始業時刻等の変更」「テレワーク等」「保育施設の設置運営等」「新たな休暇の付与」「短時間勤務制度」から2つ以上を小学校就学前の子を養育する労働者に措置

III 資料編

【基本方針1】

管理番号	基本目標	基本施策	項目	現状	基準年度	目標	基準年度	出典(調査名称・調査元)
1	(1)	①	行政に対して、自身の意見が反映されている実感がある高校生・青年の割合	13.3%	R5年度	45.8%	R10年度	県「ぐんま青少年基本調査」
2	(1)	②	基本的人権が守られていると思う人の割合	73.6%	R4年度	80.0%	R11年度	令和4年度人権問題に関する県民意識調査
3	(2)	①	動く環境教室の開催回数(年間)	84回	R5年度	100回以上	R11年度	県環境政策課調べ
4	(2)	①	1週間の総運動時間(体育・保健体育の授業時間以外)の全国平均との差	小学5年男子- 3.56分 小学5年女子-15.98分 中学2年男子+81.6分 中学2年女子+90.8分	R5年度	全国平均以上	R11年度	スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」
5	(2)	②	子育て世帯の誘導居住面積水準※達成率 ※誘導居住面積水準:世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準	48.8%	H30年度	64.0%	R12年度	住宅・土地統計調査(平成30年)
6	(2)	③	上毛かるたをそらんじられる県民の割合	未実施	—	80.0%	R11年度	県「県政重要課題に係る県民アンケート調査」
7	(2)	③	郷土料理や家庭料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味について知っている若い世代の割合	38.5%	H30年度	50%以上	R7年度	県「食品の安全等に関する県民意識調査」
8	(2)	④	「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と思う児童生徒の割合	小 79.9% 中 79.9% 高 —	R5年度	85.0%	R11年度	文部科学省「全国学力・学習状況調査」(小中学校)・県教育委員会総務課高校生アンケート調査(高校)※令和6年度より実施予定
9	(2)	④	tsukurun-TUMO Gunmaの年間延べ利用人数	3,530人	R6年度	15,900人	R11年度	県eスポーツ・クリエイティブ推進課調べ
10	(2)	⑤	男女は同じ人間だから、家庭や社会でその果たす役割を分けて固定する必要はないと回答した割合	中64.5% 高58.0% 若者67.7%	R5年度	100.0%	R10年度	県「ぐんま青少年基本調査」
11	(2)	⑥	高校進学率の外国人生徒と全体との差	-8.9%	R4年度	0.0%	R11年度	文部科学省「学校基本調査」 県教育委員会義務教育課調べ
12	(3)	①	食育に関心を持っている県民の割合	78.0%	H30年度	90%以上	R7年度	県「食品の安全等に関する県民意識調査」
13	(3)	①	3歳で不正咬合等が認められる者の減少	13.0%	R2年度	7.5%	R17年度	県「市町村母子保健事業報告」
14	(3)	①	朝食を全く食べない小・中学生の割合	小1.2% 中1.9%	R6年度	0% 0%	R11年度	文部科学省「全国学力・学習状況調査」
15	(3)	②	小児等在宅医療に対応した医療機関数	34か所	R5年度	33か所	R11年度	「医療的ケア児等支援に関する社会資源等調査」 県障害政策課調べ
16	(3)	②	小児等在宅医療に対応した訪問看護事業所数	55か所	R5年度	38か所	R11年度	「医療的ケア児等支援に関する社会資源等調査」 県障害政策課調べ
17	(3)	③	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 窓口相談件数 医療給付申請以外の相談(病気・病状、日常生活、就園・就学等に関するもの)	101件	R5年度	162件	R11年度	県感染症・疾病対策課調べ
18	(3)	④	医療的ケア児等コーディネーターの配置数	60人	R6年度	82人	R11年度	県児童福祉課調べ
19	(4)	①	生活困窮者世帯等への学習支援実施市町村数	34	R5年度	35	R11年度	県こども・子育て支援課調べ
20	(4)	①	専門家による支援の好転割合	31.0%	R5年度	50.0%	R11年度	県スクールソーシャルワーカー活用事業実施報告書
21	(4)	②	児童発達支援センターの設置圏域数	9圏域	R6.3	10圏域	R11年度	県児童福祉課調べ
22	(4)	③	児童福祉司スーパーバイザー配置員数	10人	R6.4.1時点	国基準に基づく配置数	R11年度	児童福祉法施行令第3条第2項
23	(4)	③	里親等委託率	30.2%	R5年度	・3歳未満:75% ・3歳～就学前:75% ・学童期以降:50%	R11年度	県児童福祉課調べ
24	(4)	④	10代の自殺者数	9人	R5年	0人	R11年	厚生労働省「人口動態統計」

管理番号	基本目標	基本施策	項目	現状	基準年度	目標	基準年度	出典(調査名称・調査元)
25	(4)	④	「群馬県SOSの出し方教育プログラム」等を活用したSOSの出し方に関する教育を実施している学校の割合	小学校86%(258/302) 中学校89%(141/158)	R5年度	小中学校100%	R11年度	県「教育課程調査」
26	(4)	④	SNSによるいじめ件数(公立小中高特支)	228件	R5年度	100件以下	R11年度	県「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
27	(4)	⑤	県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員数	96団体	R6年度	146団体	R11年度	県地域福祉課調べ

【基本方針2】

管理番号	基本目標	基本施策	項目	現状	基準年度	目標	基準年度	出典(調査名称・調査元)
28	(1)	①	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	96.7%	R4年度	100.0%	R11年度	こども家庭庁「母子保健事業の実施状況等調査」
29	(1)	②	産後ケア事業の利用者数(人日)	5,401	R5年度	11,358	R11年度	第三期こども・子育て支援事業支援計画
30	(1)	②	新生児死亡率(出生千対)	1.2	R5年度	0.9以下	R11年度	第9次群馬県保健医療計画
31	(1)	③	乳幼児健診精密健康診査受診後の児について、その後の治療の状況等を把握している市町村数	32	R4年度	35	R11年度	こども家庭庁「母子保健事業の実施状況等調査」
32	(2)	①	保育所・認定こども園等における待機児童数	12人	R6.4.1時点	0人	R11年度	こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査」
33	(2)	②	低年齢児保育の充実(1歳児5人に1人の保育士を配置実施率)	94%	R6年度	100%	R11年度	県こども・子育て支援課調べ
34	(2)	③	ぐんま保育士就職支援センター 就職マッチング件数	49件	R5年度	毎年度50件以上	R11年度	県こども・子育て支援課調べ

【基本方針3】

管理番号	基本目標	基本施策	項目	現状	基準年度	目標	基準年度	出典(調査名称・調査元)
35	(1)	①	栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数	10.6回	R6年度	月12回以上	R11年度	文部科学省「学校における地場産物を活用した食に関する指導の取組状況アンケート調査」より、県健康体育課調べ
36	(1)	①	がん教育外部講師活用状況	小:13.4% 中:14.0% 高:3.5%	R5年度	小:14.6% 中:15.8% 高:5.8%	R11年度	県健康体育課調べ
37	(1)	①	薬物乱用防止教室の開催	中学校94.8% 高等学校88.3%	R5年度	100.0%	R11年度	第六次薬物乱用防止五カ年戦略
38	(1)	②	義務教育段階において、次の①～⑤の場面で児童生徒が端末を週3回以上活用する学校の割合 (①調べる場面、②発表・表現する場面、③教職員とやりとりする場面、④児童生徒同士でやりとりする場面、⑤理解度等に合わせて課題に取り組む場面) ※小中学校計	①73.6% ②60.0% ③63.5% ④45.1% ⑤44.2%	R5年度	①100% ②80% ③80% ④80% ⑤80%	R8年度	文部科学省「教育DXに係るKPIの方向性」 ※全国学力・学習状況調査学校質問紙調査より
39	(1)	③	学校部活動の地域クラブ活動への移行に取組んでいる市町村	43.0%	R5年度	100.0%	R7年度	健康体育課調べ(R6.1月調査)
40	(2)	①	こども食堂がある市町村数	22	R5年度	35	R11年度	県こども・子育て支援課調べ
41	(2)	②	学童保育の待機児童数	21人	R6.5	0人	R11年度	こども家庭庁「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況調査」
42	(3)	①	「性や妊娠について正しい知識を教えてもらったことのあるこどもの割合」	90.2%	R6年度	100%	R11年度	「ぐんまこどもモニター」アンケート
43	(4)	①	選挙出前授業実施校数	25校	R5年度	35校	R11年度	県市町村課(選挙管理委員会)調べ
44	(4)	②	高等学校等における消費者教育の外部講師等の活用回数	47回	R4年度	毎年度50回以上	R11年度	県消費生活課調べ
45	(4)	③	悩みや心配事で最も大きいもの「自分の将来のこと」選択割合(高校生)	21.1%	R5年度	10.5%	R10年度	県「ぐんま青少年基本調査」
46	(4)	③	公立高校全日制における高校3年間でインターンシップに参加したことがある生徒の割合	38.5%	R5年度	63.0%	R11年度	国立教育政策研究所「即場体験・インターンシップの実施状況等調査」
47	(5)	①	「地域住民や地域の関係機関・団体等に対して、いじめの正確な認知について周知するなど、連携していじめ問題の解決に向けて取り組んだ」※割合 ※「十分あてはまる」「あてはまる」と回答した割合	小 76.2% 中 72.8%	R5年度	80.0%	R11年度	令和5年県教育委員会「いじめ問題取組状況調査」
48	(5)	②	不登校または不登校が心配される児童・生徒や保護者、関わる教職員等へのスクールカウンセラーの関わりの割合	44.0%	R5年度	50.0%	R11年度	県義務教育課調べ
49	(5)	③	体罰による懲戒処分及び指導措置件数	0件	R4年度	0件	R11年度	公立学校教職員の人事行政状況調査
50	(5)	③	学校の運営に意見が反映されている実感がある(ある、ときどきある)と回答した高校生の割合	27.8%	R5年度	70.0%	R10年度	県「ぐんま青少年基本調査」
51	(5)	④	高校中退者数	786人	R5年度	700人	R11年度	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

【基本方針4】

管理番号	基本目標	基本施策	項目	現状	基準年度	目標	基準年度	出典(調査名称・調査元)
52	(1)	①	大学等受験料・模擬試験料補助を行う市町村数	28	R6年度	35	R11年度	県こども・子育て支援課調べ
53	(1)	②	自分の将来について明るい希望があると思うこども・若者の割合(15～39歳)	(参考:66.4%)	R4年度	80.0%	R10 年度	現状値は、こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」を参考に設定。評価は、県青少年基本調査で実施予定。
54	(2)	①	県内出身大学生等のUターン就職率	28.0%	R4年度	36.0%	R9年度	県労働政策課調べ
55	(2)	②	他都道府県からの転入超過数	-941人	R5年度	0人	R9年度	総務省「住民基本台帳人口移動報告」
56	(2)	③	結婚しやすい社会と考える独身者の割合	8.4%	R5年度	26.0%	R10年度	県「少子化対策に関する県民意識調査

【基本方針5】

管理番号	基本目標	基本施策	項目	現状	基準年度	目標	基準年度	出典(調査名称・調査元)
57	(1)	①	「理想の子どもの数」より「予定の子どもの数」が少ない理由のうち「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答する保護者の割合	68.9%	R5年度	50.0%	R10年度	県「少子化対策に関する県民意識調査
58	(1)	②	市町村こども家庭センター設置自治体数	7	(R6.4.1時点)	35	R8年度	こども・子育て支援加速化プラン
59	(1)	③	ひとり親(母子世帯)の正規雇用率	47.6%	R3年度	49.0%	R8年度	県「ひとり親世帯調査」
60	(1)	③	ひとり親(父子世帯)の正規雇用率	65.6%	R3年度	70.0%	R8年度	県「ひとり親世帯調査」
61	(1)	③	養育費を受け取っている世帯の割合	33.4%	R3年度	40.0%	R8年度	県「ひとり親世帯調査」
62	(2)	①	夫婦が同じくらい育児を分担する家庭の割合	25.4%	R1年度	35.0%	R7年度	県「男女共同参画社会に関する意識調査」
63	(2)	②	柔軟な働き方のための制度を法定(※)以上の水準で整備している事業所の割合	32.4%	R5年度	47.0%	R10年度	県少子化対策に関する県民意識調査

●有識者会議等構成員 ※いずれも2025(令和7)年3月時点、敬称略

外部有識者 (懇談会等)			ぐんま子ども・若者未来県民会議(16名)			外部有識者 (附属機関)			群馬県青少年健全育成審議会(15名)			外部有識者 (附属機関)			群馬県子ども・子育て会議(15名)		
全般	社会福祉法人群馬県社会福祉協議会	川原 武男	教育	共愛学園前橋国際大学	大森 昭生	公募	子どもの保護者	南雲 日香理	市町村	太田市こども課長(参事)	富岡 義雅	企業	有限会社COCO-LO 代表取締役	雅楽川 陽子	労働者	日本労働組合総連合会群馬県連合会 (連合群馬)	磯田 孝友
家族形成	群馬県地域婦人団体連合会	津久井 英子		上武大学	佐光 恵子		子どもの保護者	村上 祐介		嬭恋村健康福祉課主査	熊川 真津美		幼保連携型認定こども園金山幼稚園長	森下 幸夫		幼保連携型認定こども園みどりのもり園長	岩崎 千寿江
母子保健	公益社団法人群馬県看護協会	町田 敬子	福祉	NPO法人リンケージ	石川 京子	市町村	太田市こども課長(参事)	富岡 義雅	企業	有限会社COCO-LO 代表取締役	雅楽川 陽子	労働者	日本労働組合総連合会群馬県連合会 (連合群馬)	磯田 孝友	幼児期の 教育・保育	幼保連携型認定こども園金山幼稚園長	森下 幸夫
子どもの健康	公益社団法人群馬県医師会	今泉 友一		群馬県民生委員児童委員協議会	篠原 晴美		嬭恋村健康福祉課主査	熊川 真津美		幼保連携型認定こども園 Little Village世良田の杜園長	池田 祥子		幼保連携型認定こども園あおぞら総社園長	水野 直美			
子どもの福祉	群馬県民生委員児童委員協議会	角田 寿子	保健・医療	群馬県医師会	鈴木 基司	子育て支援	特定非営利活動法人 Annakaひだまりマルシェ代表理事	神戸 るみ	障害児支援	群馬県重症心身障害児(者)を守る会 会長	吉田 英子	学識経験者	共愛学園前橋国際大学短期大学部 こども学専攻教授	横坂 好枝			
若者の自立	群馬県青少年育成推進会議	下田 貴美子	雇用	ぐんま若者サポートステーション	唐澤 文彦		群馬県学童保育連絡協議会会長	信澤 克巳		公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団 常務理事兼事務局長	平井 敦子						
仕事と子育ての 両立支援	一般社団法人群馬県経営者協会	津久井 真澄	矯正・更生保護	群馬パース大学福祉専門学校	神野 明男	学識経験者	共愛学園前橋国際大学短期大学部 こども学専攻教授	横坂 好枝	学識経験者	公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団 常務理事兼事務局長	平井 敦子						
	日本労働組合総連合会群馬県連合会	根上屋 智之		群馬県更生保護女性連盟	岡 すみ子		幼保連携型認定こども園あおぞら総社園長	水野 直美									
地域・社会 での支援	群馬県児童養護施設連絡協議会	本間 弘子	健全育成	群馬県青少年育成推進会議	下田 貴美子	子育て支援	特定非営利活動法人 Annakaひだまりマルシェ代表理事	神戸 るみ		障害児支援	群馬県重症心身障害児(者)を守る会 会長	吉田 英子	学識経験者	共愛学園前橋国際大学短期大学部 こども学専攻教授	横坂 好枝		
子どもの 権利擁護	群馬弁護士会	石井 妙子		ぐんま若者支援団体リンク上毛のみなみ風	湯浅 やよい		群馬県学童保育連絡協議会会長	信澤 克巳	公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団 常務理事兼事務局長		平井 敦子						
学識(子ども)	高崎健康福祉大学	千葉 千恵美	有識者	群馬弁護士会	宮 寄 文 恵	学識経験者	共愛学園前橋国際大学短期大学部 こども学専攻教授	横坂 好枝	学識経験者	公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団 常務理事兼事務局長	平井 敦子						
学識(若者)	共愛学園前橋国際大学	大森 昭生		上毛新聞社	高橋 徹		群馬県学童保育連絡協議会会長	信澤 克巳		公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団 常務理事兼事務局長	平井 敦子						
市	群馬県市長会	猪俣 理恵	公募	保護者	丸山 道慶	学識経験者	共愛学園前橋国際大学短期大学部 こども学専攻教授	横坂 好枝		学識経験者	公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団 常務理事兼事務局長	平井 敦子					
町村	群馬県町村会	河野 哲也		保護者	箕輪 欣房		群馬県学童保育連絡協議会会長	信澤 克巳	公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団 常務理事兼事務局長		平井 敦子						
公募	公募委員	岩崎 重国	関係業界	群馬県書店商業組合	竹内 靖博	学識経験者	共愛学園前橋国際大学短期大学部 こども学専攻教授	横坂 好枝	学識経験者		公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団 常務理事兼事務局長	平井 敦子					
	公募委員	北澤 明子															

庁内関係課 ぐんま子ども・若者未来連絡会議

- ・ 庁内関係課・県警本部などで構成
- ・ 部局横断的にこども・若者の健やかな育成、子育て支援の充実、少子化対策の推進に係る連携体制を強化

●意見聴取状況

実施名称等	対象等	実施期間
令和3年度		
群馬県ひとり親世帯調査	県内在住の児童扶養手当受給資格者	令和3年8月
令和4年度		
群馬県ヤングケアラー実態調査	小学6年・中学2年・高校2年生、小・中・高等学校、民生委員・児童委員、市町村要保護児童対策地域協議会、関係支援機関	令和4年9～12月
令和5年度		
PoliPoliGov意見募集「こども・若者にとっての理想の生活とそれを実現するために必要なこと」	オンラインプラットフォームを用いた不特定多数	令和5年9～11月
少子化対策に関する県民意識調査	県内在住20～30代独身男女、県内在住20～40代既婚男女、未就学児の保護者、県内民間事業所とその子育て中の従業員	令和5年11月～令和6年1月
第8回ぐんま青少年基本調査	県内の小学5年・中学2年・高校2年生、小学5・中学2年生の教員、小5年・中2年生の保護者、青年、相談機関等利用者	令和5年11月～12月
子どもの生活実態調査	県内の中学2年生とその保護者	令和5年12月～令和6年1月
ぐんまこどもみらいカフェ	県内の小学5年～大学生世代	令和6年3月
ぐんま子ども・若者未来県民会議(第9回)	委員16名	令和6年3月
令和6年度		
ぐんま子ども・若者未来県民会議(第10～12回)	委員16名	令和6年7、11月、令和7年1月
群馬県青少年健全育成審議会(第36～38回)	委員15名	令和6年7、11月、令和7年1月
「ぐんまこどもモニター」アンケート(第1～4回)	小学4年生～大学生世代	令和6年8月～令和7年1月
ぐんまこどもみらいフォーラム・ワークショップ2024	ぐんまこどもモニターほか	令和6年10月
ぐんまこどもアンケート「教えて！あなたの意見」	生活保護世帯の小学生～大学生世代、障害のある高校生、外国にルーツのある高校生、不登校経験のある高校生	令和6年10～12月
群馬県子ども・子育て会議	委員15名	令和6年11月
パブリックコメント	県内に在住、在勤又は在学する個人、県内に事務所又は事業所を有する法人や団体、及び県行政と関係を有する個人・法人や団体 (意見の延べ総数 47件)	令和6年12月～令和7年1月

ぐんまこどもビジョン2025

群馬県生活こども部生活こども課

〒371-8570 群馬県大手町 1-1-1

